

平成 22 年度
包 括 外 部 監 査 報 告 書

八 尾 市 包 括 外 部 監 査 人
公 認 会 計 士 坂 井 俊 介

監 査 テ ー マ

歳入の執行事務について

包 括 外 部 監 査

《 目 次 》

第 1 章 包括外部監査の概要	2
I. 包括外部監査の種類	2
II. 選定した特定の事件（テーマ）	2
III. 包括外部監査の対象となった部署	2
IV. 包括外部監査の対象期間	2
V. 事件（テーマ）を選定した理由	2
VI. 包括外部監査の方法	3
VII. 包括外部監査の実施期間	3
VIII. 包括外部監査従事者の資格等	4
IX. 利害関係	4
第 2 章 包括外部監査の結果及び意見	5
I. 市の財政の概況	5
1. 歳入・歳出の状況	5
2. 収支状況	13
II. 個別項目の分析	18
1. 市税	18
2. 手数料	40
3. 国民健康保険料	49
4. 放課後児童室使用料	64
5. ごみ処理手数料	73
6. し尿くみ取り手数料	82
7. 市営住宅使用料	88
8. 道路占用料	104
9. 下水道使用料・受益者負担金	107
10. 水道料金	113
11. 幼稚園入園料・保育料	125
12. 公有財産の活用	135
第 3 章 総 括	152

第 1 章 包括外部監査の概要

I. 包括外部監査の種類

地方自治法第 252 条の 37 第 1 項及び第 4 項並びに八尾市外部監査契約に基づく監査に関する条例第 2 条に基づく包括外部監査

II. 選定した特定の事件(テーマ)

歳入の執行事務について

III. 包括外部監査の対象となった部署

- ・ 財政部 財政課・財産活用課・市民税課・資産税課・納税課
- ・ 人権文化ふれあい部 市民課
- ・ 健康福祉部 健康保険課
- ・ こども未来部 青少年課
- ・ 経済環境部 資源循環課・環境事業課・環境施設課
- ・ 建築都市部 住宅管理課
- ・ 土木部 土木管財課・下水道総務課
- ・ 水道局 料金課
- ・ 教育委員会学校教育部 指導課

IV. 包括外部監査の対象期間

平成 21 年度における執行事務（自平成 21 年 4 月 1 日 至平成 22 年 3 月 31 日）
ただし、必要に応じて過年度及び平成 22 年度の一部についても監査対象としている。

V. 事件(テーマ)を選定した理由

八尾市（以下「市」とする。）の実質収支は昭和59年度以降黒字が続いているものの、単年度収支は平成13年度から平成19年度の間に於いては赤字となり、平成21年度において「公共公益施設整備基金」を約10億円の取り崩しにより赤字補てんすることが見込まれている。同様のペースで基金を取り崩すとすれば、5年ないし6年後には基金が枯渇しかねない。

平成20年9月のリーマンショックを端に発した世界的な金融・経済危機による景気後退の煽

りを受け、平成22年度予算に計上される市民税は前年度と比較しさらに約23億円減収が見込まれ、使用料及び手数料も同様に約1億円の減収が見込まれている。また、平成21年度における未収入金（収入未済額）は一般会計だけで約24億円発生しており、歳入の減少要因となっている。

このような状況を受け、市では、「八尾市行政改革大綱」に基づく「八尾市集中改革プラン」及び「八尾市財政健全化基本方針」にそって新たに「行財政改革プログラム」を策定し、さらなる行財政改革に取り組んでいる。本年度は、「行財政改革プログラム」運用期間の最終年度であり、計画期間を通じての成果の把握と次期計画への改善事項の反映が求められている。

当該プログラムでは、歳入の改善方法として①市税等の収納率の向上②受益者負担原則の徹底③未利用地の有効活用が挙げられているが、このような重要な時期であればこそ、市における改革の方向性と機軸を合わせつつ、包括外部監査人としても歳入執行事務全般について総括的に検討し意見を述べることは意義の大きいことと考え、今回の外部監査テーマに選定した。

Ⅵ. 包括外部監査の方法

1. 監査の着眼点

（１）歳入に係る検討

- ・ 使用料及び手数料等及び市税等の収納事務の合规性、経済性、効率性、有効性について
- ・ 債権管理に関する合规性、経済性、効率性、有効性について
- ・ 受益者負担を踏まえた住民間の公平性について

（２）未利用地に係る検討

- ・ 未利用地の網羅性について
- ・ 未利用地の活用法について

2. 主な監査手続

前項の監査の着眼点に基づき、関係者への質問、関係書類、帳票類等の閲覧、突合等を実施し、その実態を調査・検討する。

Ⅶ. 包括外部監査の実施期間

自平成 22 年 5 月 1 日 至平成 23 年 1 月 26 日

VIII. 包括外部監査従事者の資格等

包括外部監査人	公認会計士	坂井	俊介
包括外部監査人補助者	弁護士	山本	哲男
	公認会計士	野呂	貴生
	公認会計士	吉田	裕志
	会計士試験合格者	増田	享弘
	会計士試験合格者	走出	広章
	会計士試験合格者	西本	利恵
	会計士試験合格者	西村	拓哉

IX. 利害関係

包括外部監査の対象となった事件につき、私は地方自治法第 252 条の 29 の規定により記載すべき利害関係はありません。

金額の表示単位未満は切り捨て、比率の表示単位未満は四捨五入している。 報告書の表中の合計が、端数処理の関係で合致しない場合がある。
--

第2章 包括外部監査の結果及び意見

I. 市の財政の概況

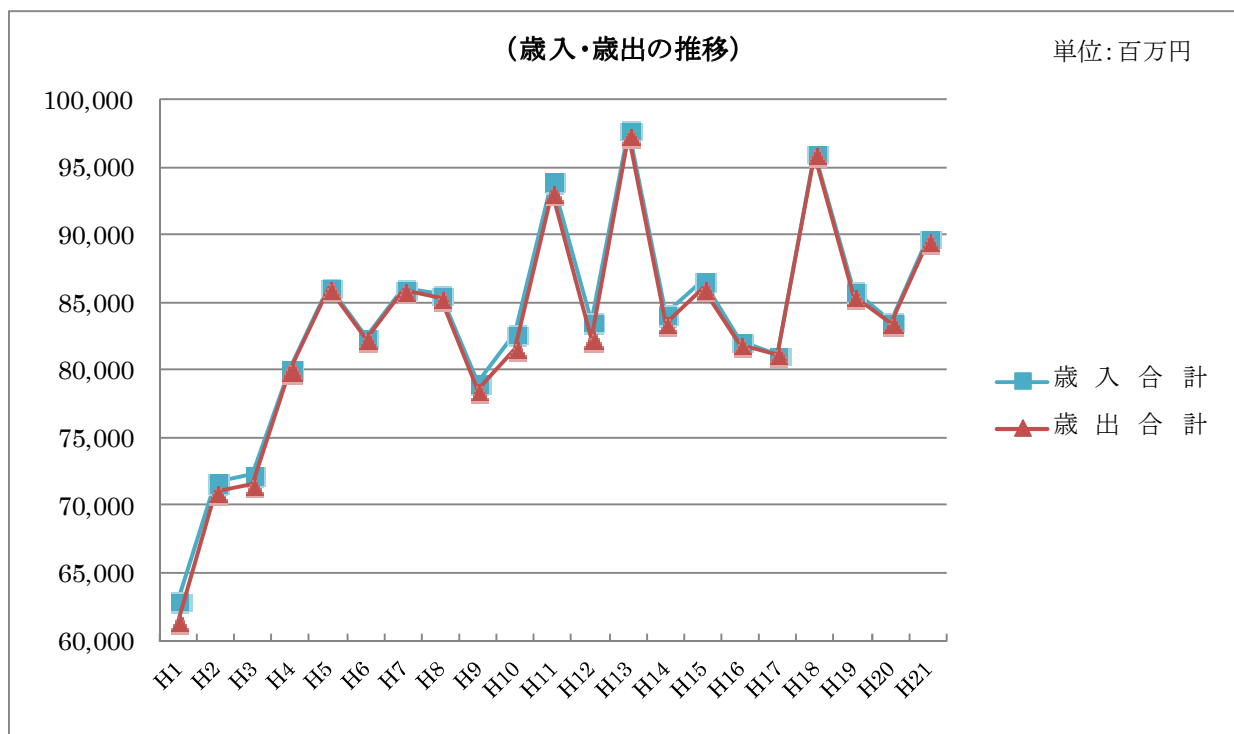
1. 歳入・歳出の状況

(1) 歳入・歳出の推移

地方自治法第208条2項に「各会計年度における歳出は、その年度の歳入をもつて、これに充てなければならない。」と定められている。市における歳入と歳出の状況は以下の図表(歳入・歳出の推移)の通りである。市の歳出規模は歳入規模と同様の動きを示しており不均衡の問題はないといえる。

しかし、歳入は一会計年度における一切の収入を指し、歳出は一会計年度における一切の支出を指すため、歳出が歳入を超えていないからといってそれだけで財政状態が健全であるとはいえない。

歳入の主要部分は租税から構成されるが、交付金や地方債といった租税外の収入も含まれているためそれらの状況も検討する必要がある。



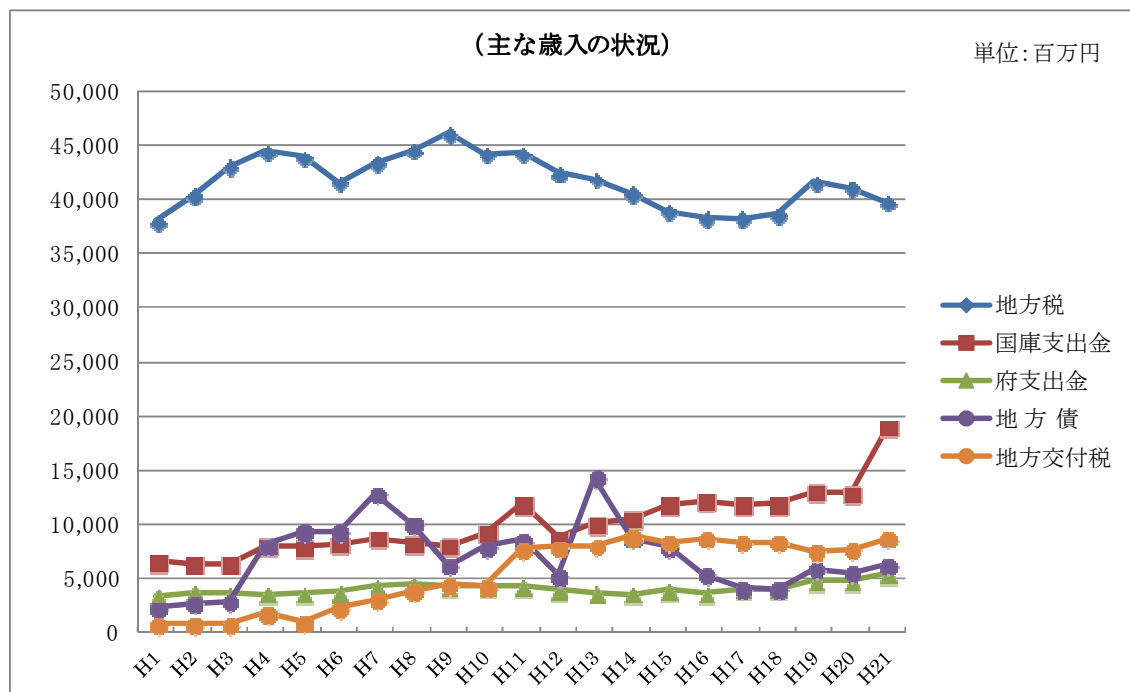
（２）歳入動向

（ｉ）主な歳入の状況

歳入の構成要素である地方税、交付税、地方債、補助金などの主要な収入の動向はどうか。地方税が歳入の中で、一番のウェイトを占めているならば、一般に財政力の高い地方自治体ということになるが、地方交付税、補助金などの国等に対する依存財源が大きいのであれば、それだけ自主財源の力は弱いといえる。また地方債の発行のウェイトが高ければ、借金体質の地方自治体ということになる。

市は以下の図表（主な歳入の状況）から分かる通り、国庫支出金や地方交付税が増加傾向にある。この点、地方交付税は財政需要に対する財源の不足額に応じて交付されることから、市の現状として地方税の減少に伴う財源不足が懸念される。

また、地方債の発行の変動が激しいのも特徴であるがここ数年での変動はなく安定しているといえる。



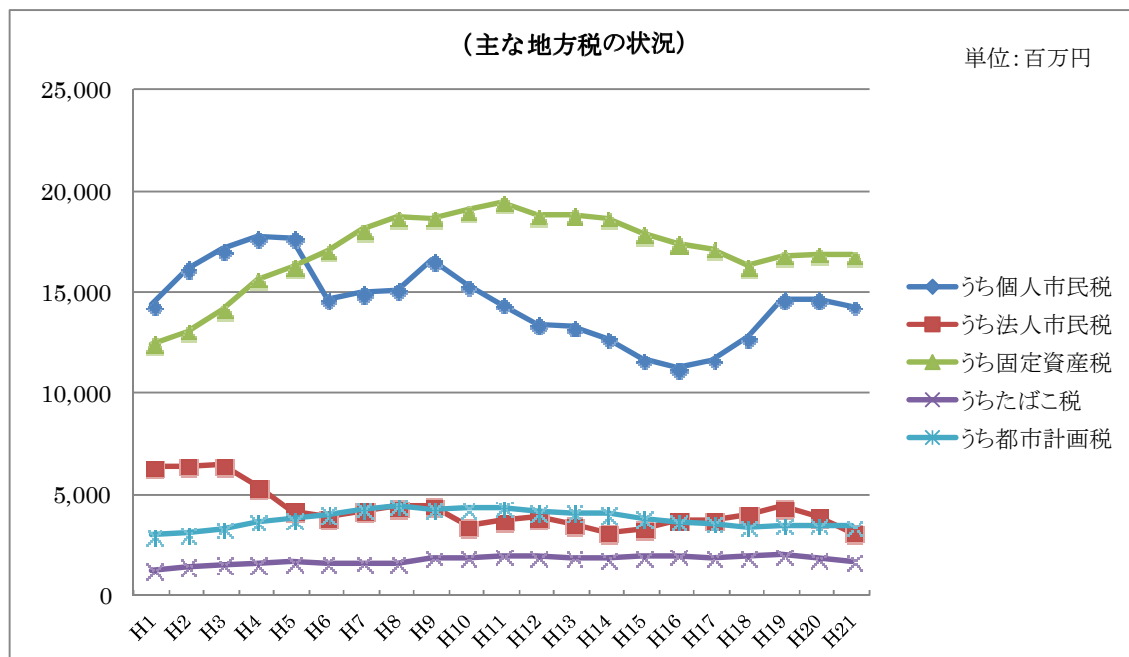
（ii）主な地方税の状況

市の地方税の主要税目は以下の図表（主な地方税の状況）に示す通り、固定資産税や個人市民税である。

個人市民税はバブル崩壊後の大幅な減収が目立つ一方、固定資産税はやや減少傾向にあるものの比較的安定している。

しかし、これらに他の税目を加え、総額としてみた場合には平成9年度を境に減少傾向にある。これは個人市民税や固定資産税の微減だけでなく、法人市民税の減少も地方税の減少要因であるといえる。

法人市民税は市内に事務所、事業所等がある法人に対して課税されるものであることから、市に所在する企業数の減少も対応すべき課題であるといえる。



(iii) 普通交付税＋赤字地方債の推移

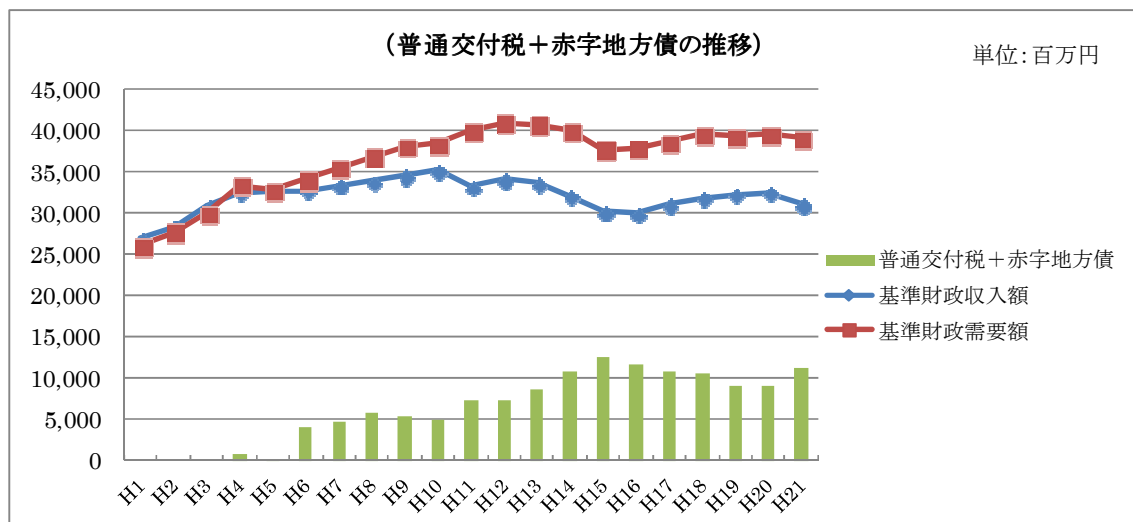
地方交付税は普通交付税と特別交付税の2種類がある。特別交付税は交付総額の6%であり、災害等の特別の財政需要等を勘案して交付される。一方、普通交付税は交付総額の94%であり、一般的な財政需要に対する財源不足額を勘案して算定される。

普通交付税は基準財政需要額と基準財政収入額の差として算定されるが、市の普通交付税の増加は基準財政需要額か基準財政収入額のいずれが原因となっているのか。またそれに伴い交付税と赤字地方債の動向はどうか。

以下の図表（普通交付税＋赤字地方債の推移）に示す通り、市は基準財政需要額が基準財政収入額を上回っているために普通交付税が交付されている。ここ数年の基準財政需要額と基準財政収入額の差は約70億円となっており乖離が目立つ。

※赤字地方債：臨時財政対策債＋減収補てん債（特例分）＋減税補てん債＋臨時税収補てん債。

臨時財政対策債の償還分は、基準財政需要額に理論的に算入されるが地方税や地方交付税等の一般財源で償還しなければならない。



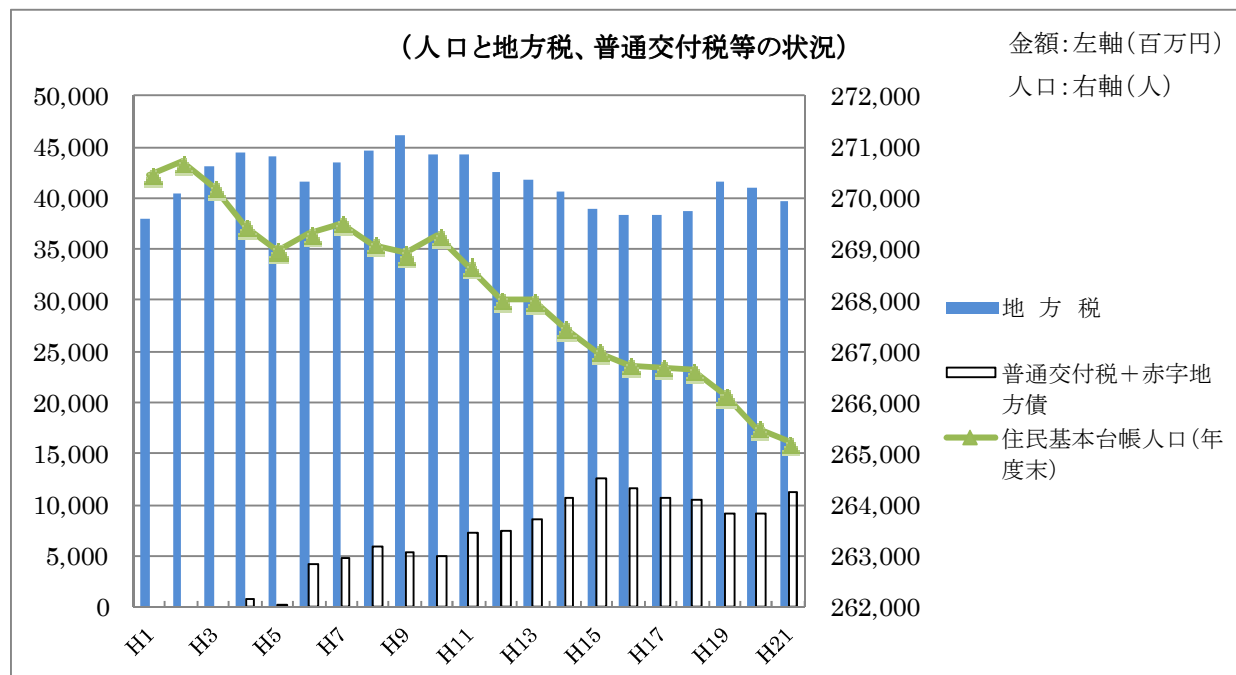
(iv) 人口と地方税、普通交付税等の状況

人口の増減は地方財政にとって大きな影響をもたらす。これは人口の増減が地方税の増減に結び付くことに加え、地方交付税の増減にも影響を及ぼすからである。地方交付税に影響を及ぼすのは、基準財政需要額の計算の際の「測定単位の数値」は人口又はそれに準ずるものが多いためである。

すなわち住民基本台帳人口が減少し続け、国勢調査人口も同様に減少していると地方自治体の財政状況は、将来的には厳しさを増すことが予想される。

市においては人口の推移と地方税や普通交付税の状況は以下の図表（人口と地方税、普通交付税等の状況）に示す通りである。

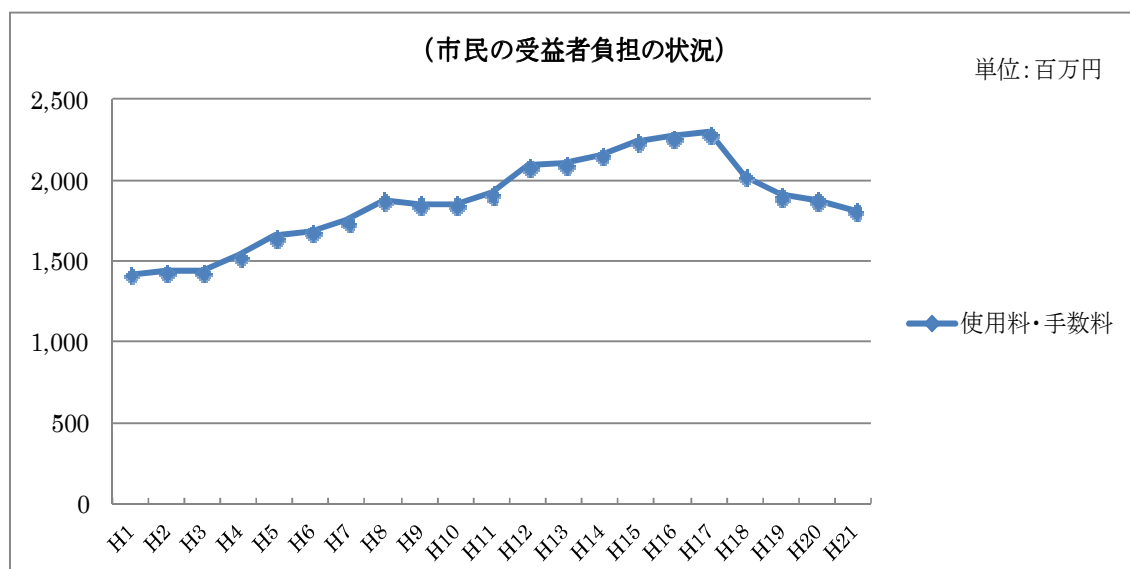
市は人口減で地方税が落ち込んでいたが、平成 19 年度から実施された税源移譲・定率減税廃止の影響もあり回復傾向にある。



（ⅴ）市民の受益者負担の状況

市における市民の受益者負担の状況は以下の図表（市民の受益者負担の状況）に示す通りである。市民の地方税負担以外の使用料・手数料負担の状況も重要である。

市は使用料・手数料が増加傾向にあるが、利用料金の引き上げや施設等の利用者数の増加等が要因となっている。なお、平成 17 年度以降の減少は、公の施設の管理について指定管理者制度を導入したことによる影響である。

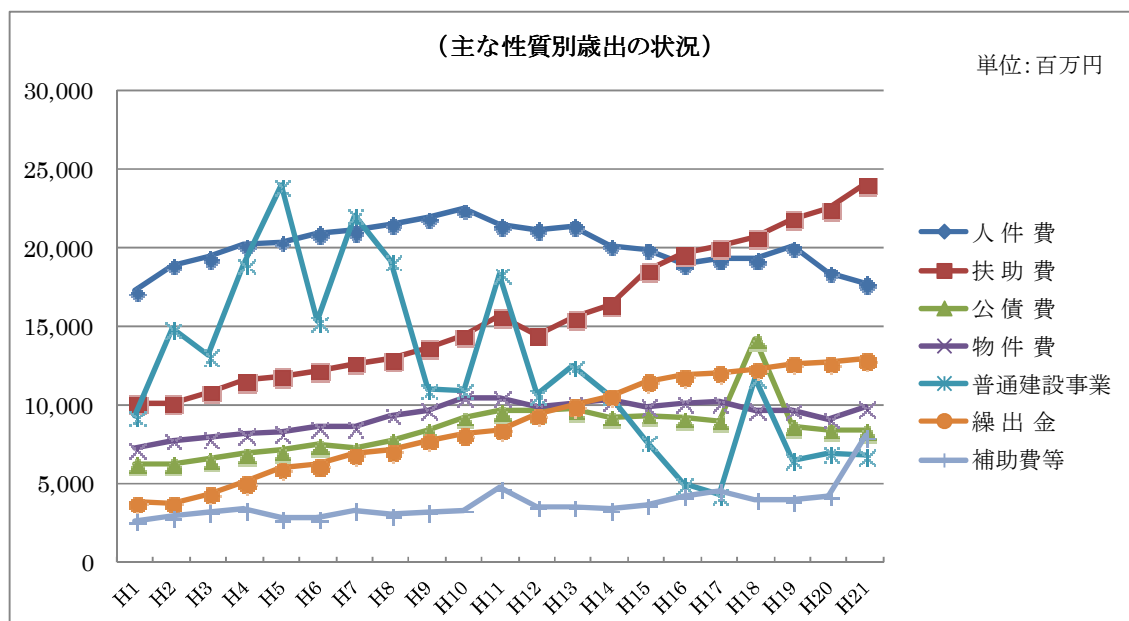


(3) 歳出動向

(i) 主な性質別歳出の状況

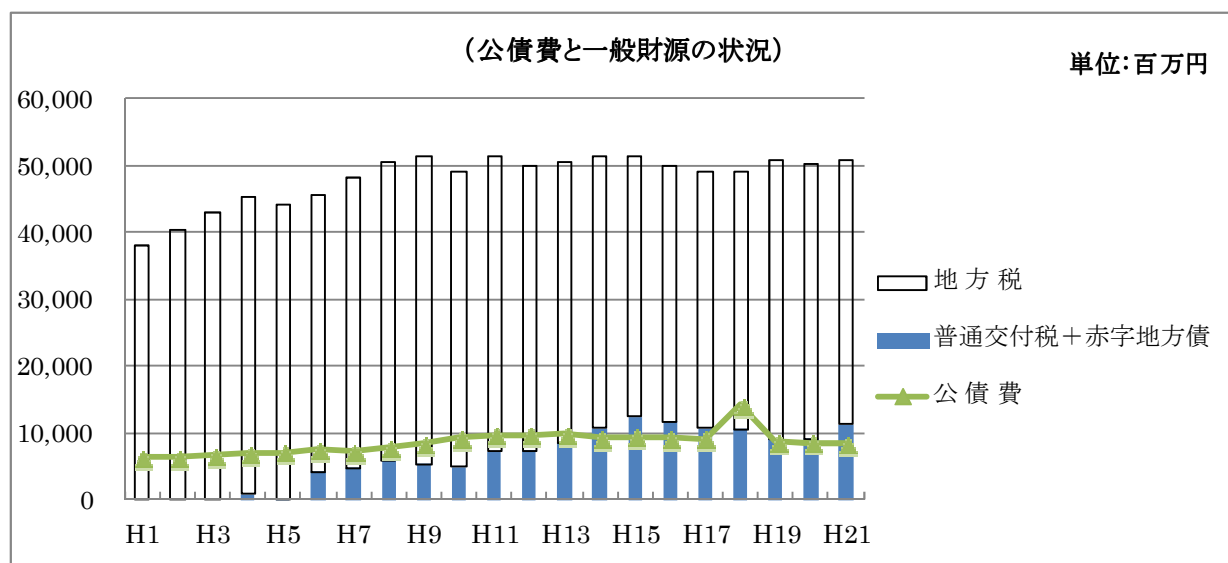
歳出を性質別に分類した時に人件費、扶助費、公債費などの動向はどうか。市の性質別歳出の状況は以下の図表（主な性質別歳出の状況）に示す通りである。

市はバブル崩壊後の景気対策の際に、普通建設事業費が過大になったが、現在は大幅に削減されている。昨今では人件費も減少傾向にある。繰出金、扶助費、公債費、物件費、補助費等は増加傾向にある。



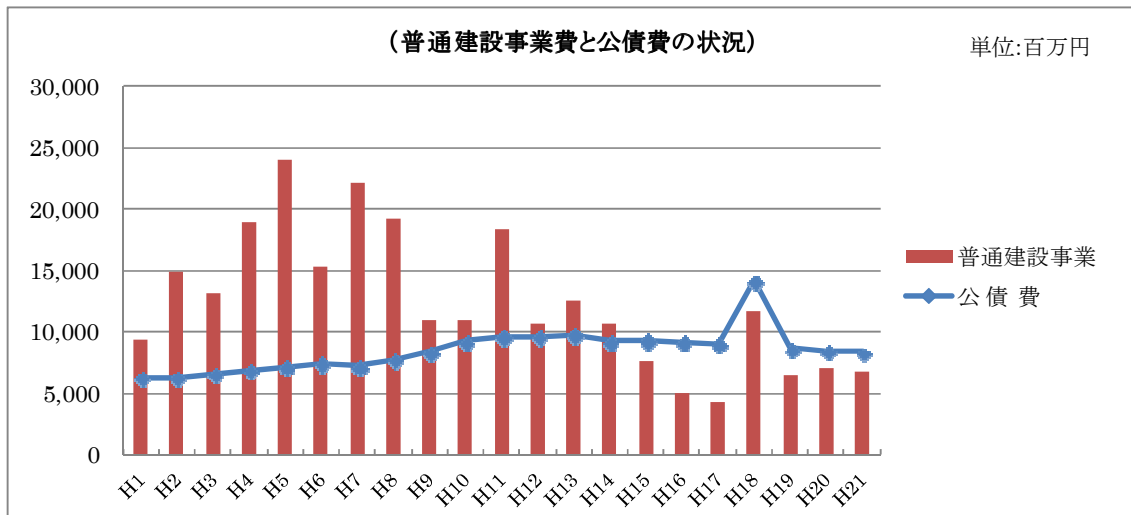
(ii) 公債費と一般財源の状況

市は公債費が微増傾向にあるが、一般財源も増加傾向にあるので緊急的な不均衡の問題はないといえる。



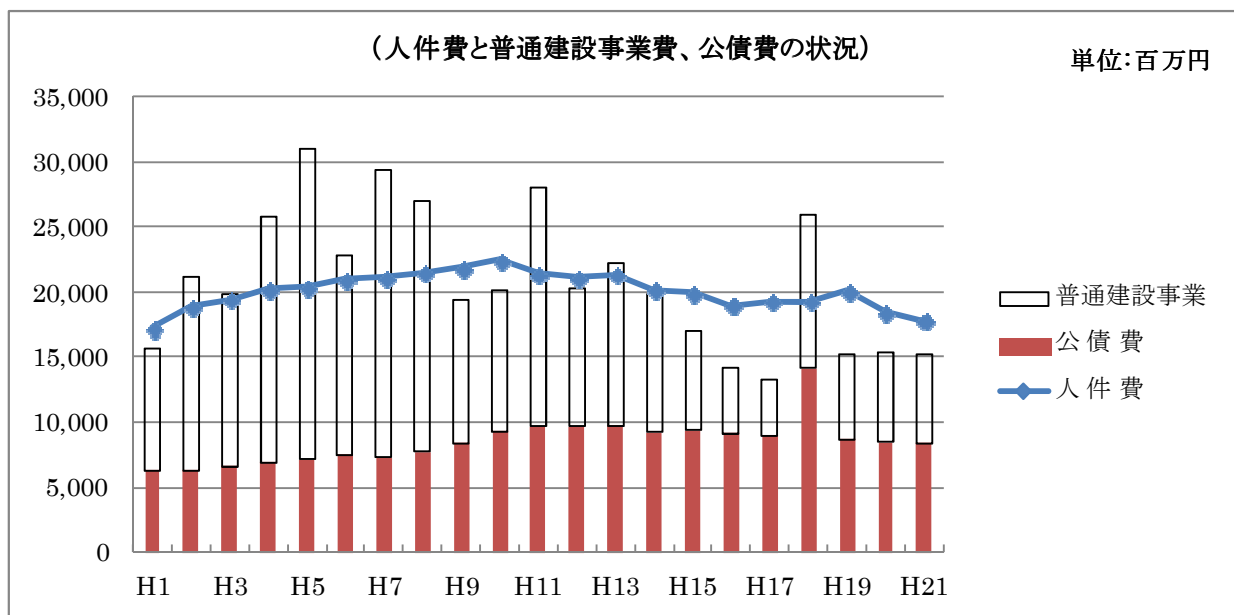
(iii) 普通建設事業費と公債費の状況

以下の図表（普通建設事業費と公債費の状況）に示す通り、市においては普通建設事業費と公債費の関連性は見受けられない。むしろ公債費は増加傾向にあるが普通建設事業費は削減していることが分かる。



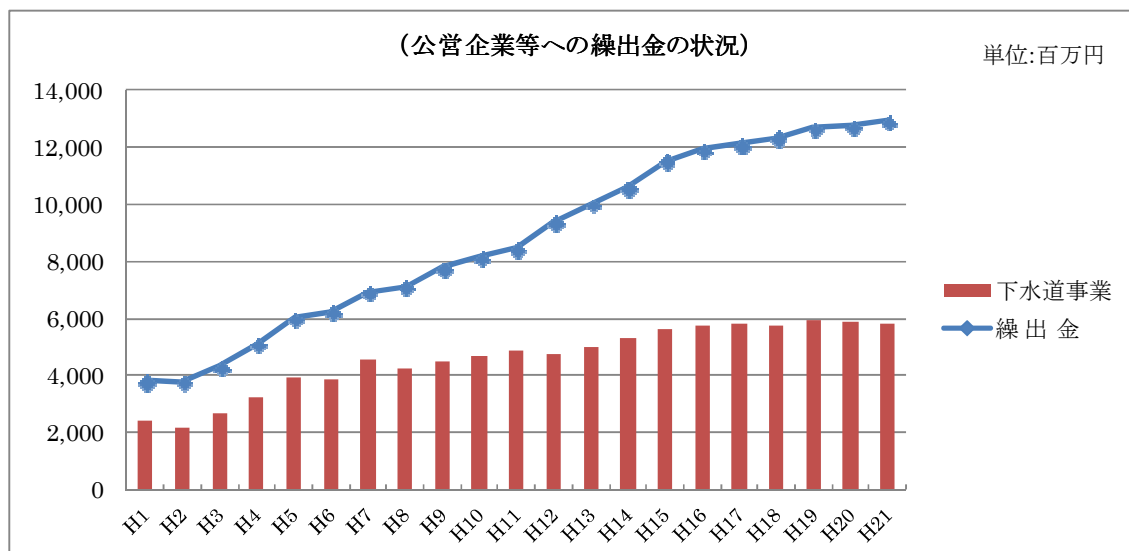
(iv) 人件費と普通建設事業費、公債費の状況

公債費は増加しているが、普通建設事業費を削減しているため、人件費への影響などは特段みられない。



(v) 公営企業等への繰出金の状況

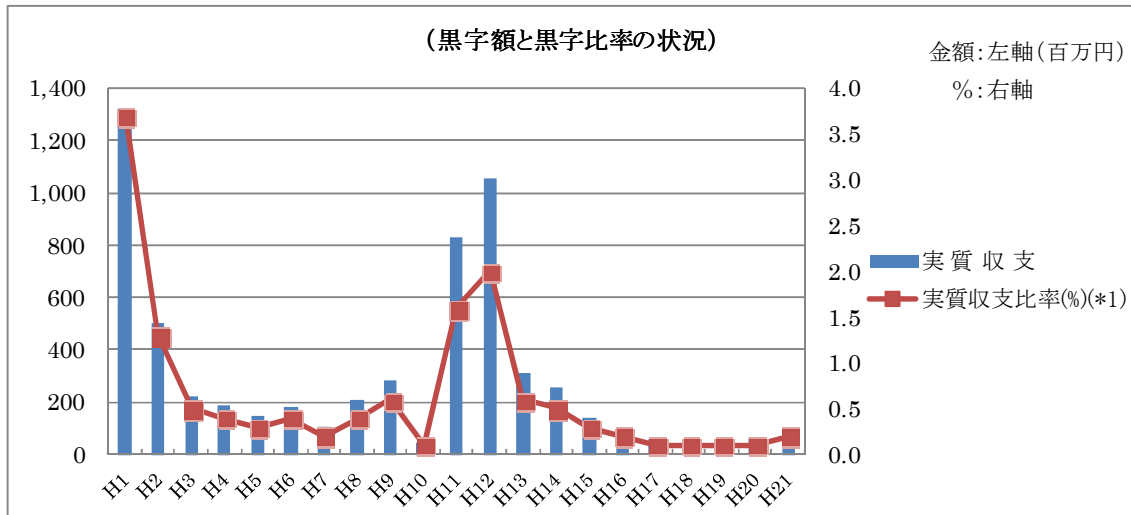
下水道、国保、病院、介護保険など公営企業等への繰出金が異常に増大していないか。以下の図表（公営企業等への繰出金の状況）に示す通り、市は下水道事業への繰出金が多額となっており、全体としての繰出金も増加傾向にあり懸念材料の一つである。



2. 収支状況

(1) 黒字額と黒字比率の状況

実質収支の黒字額、黒字比率の水準はどの程度になっているか。市は黒字額が大幅に減少していることが懸念される。

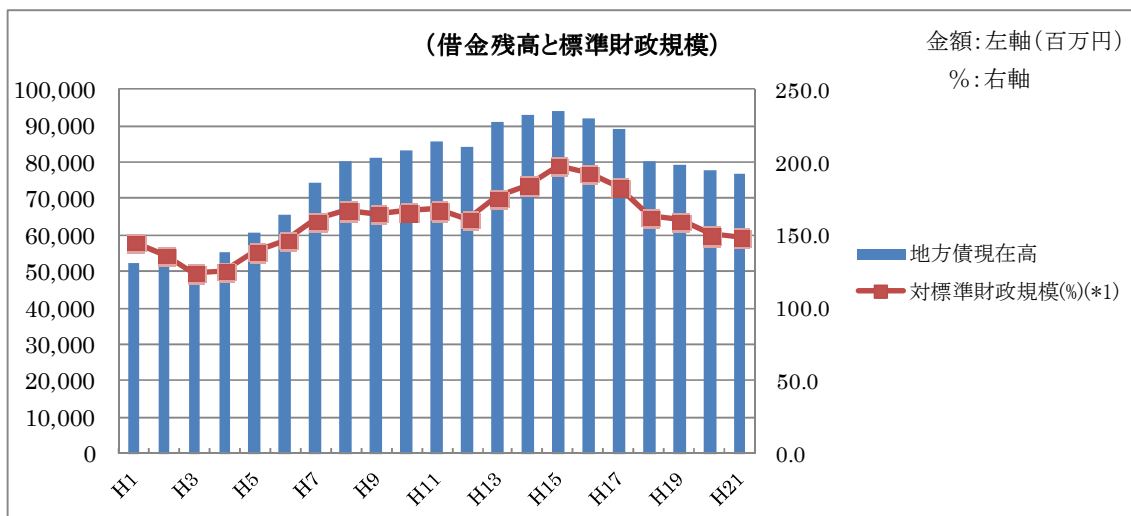


*1 H20 より分母に臨時財政対策債発行可能額を含む。

(2) 借金残高と標準財政規模

地方債残高比率は、地方債残高を分子とし標準財政規模を分母として割ったもので 200% を超えると財政運営が厳しくなるとされる。

以下の図表（借金残高と標準財政規模）に示す通り、市は借金残高が標準財政規模の 2 倍 以内になっており現状問題はない。

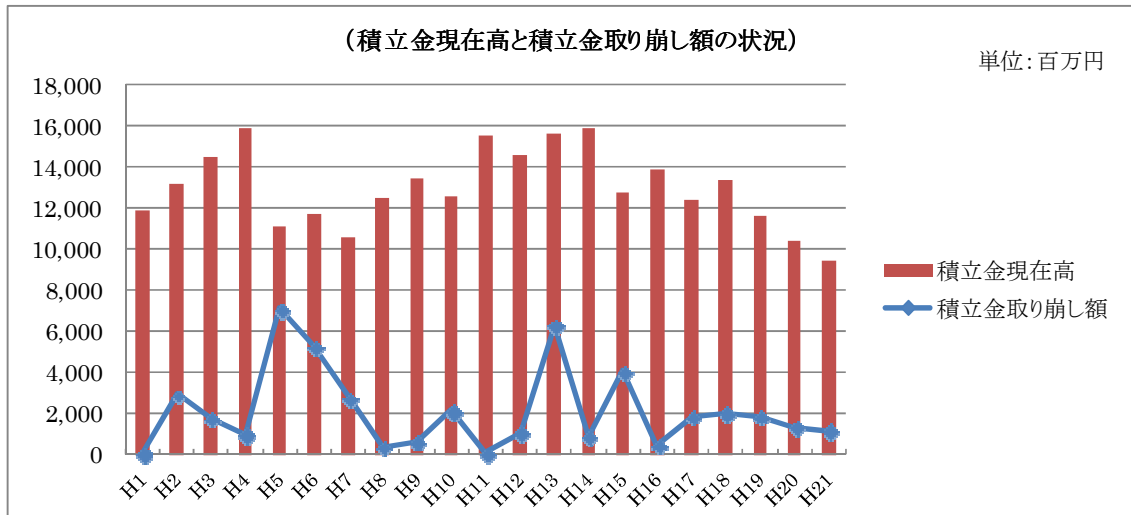


*1 H20 より分母に臨時財政対策債発行可能額を含む。

（３）積立金現在高と積立金取り崩し額の状況

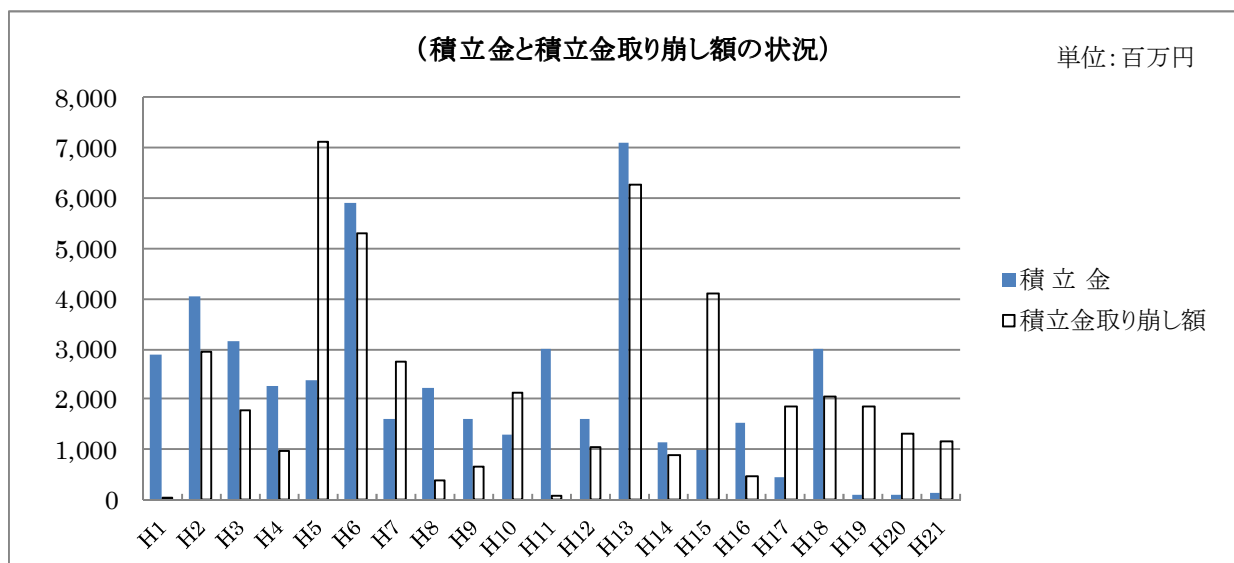
実質収支が黒字である場合でも、同時に積立金が安定的に確保されているか、積立金取り崩し額が増加していないかなども検討しておく必要がある。

以下の図表（積立金現在高と積立金取り崩しの状況）から分かる通り、市は積立金現在高が減少傾向にあることが懸念される。



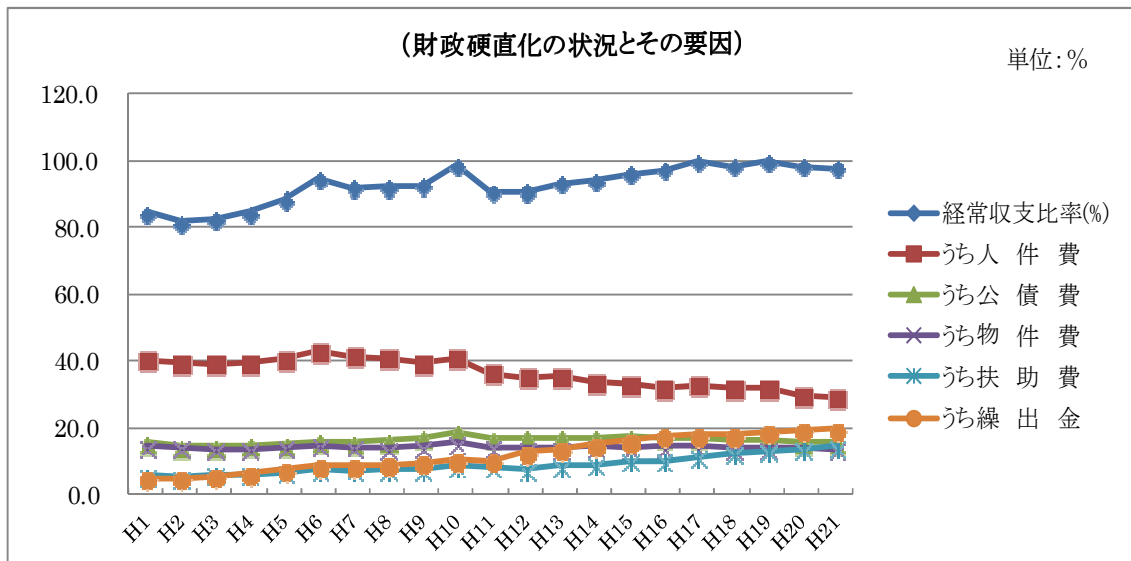
（４）積立金と積立金取り崩し額の状況

毎年度、どれだけ積立金を積んでいるのか、またどれだけ取り崩しているのかは、実質的な財政状況を分析する上で重要である。特定目的基金、減債基金、財政調整基金等の積立金は実質的な黒字要素であり、積み立てなかった場合にはその分だけ当年度の黒字額が増加することになる。一方、積立金取り崩し額は当年度の歳入に繰入金として計上されているであり、実質的な赤字要素である。市はここ数年積立金の取り崩しに比して、積立金を積んでいない点が懸念される。



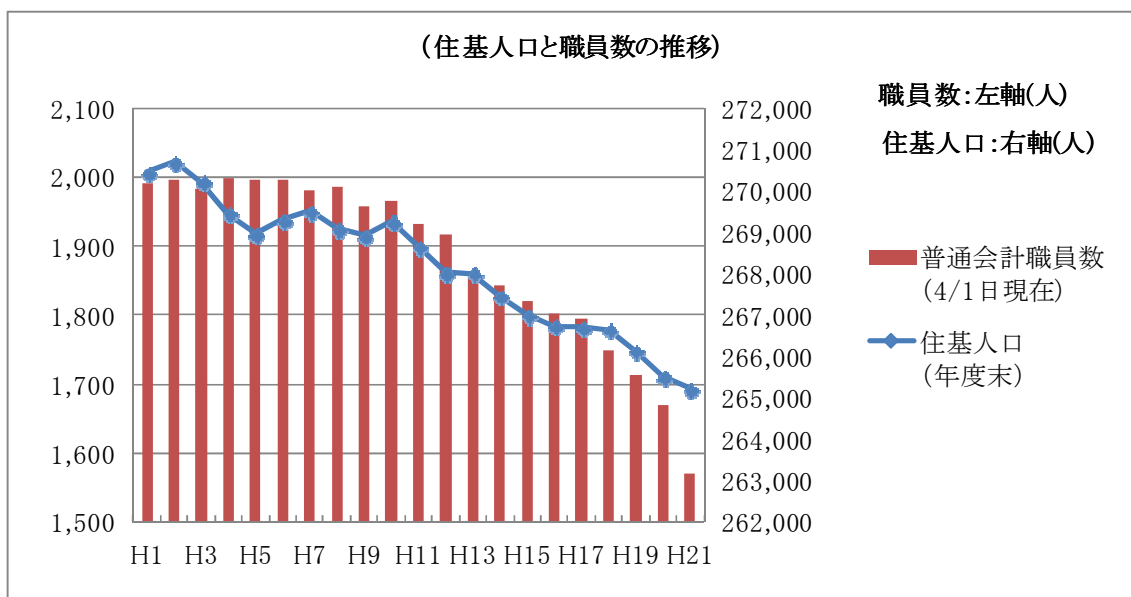
（５）財政硬直化の状況とその要因

市は人件費の経常収支比率は低下しているが、繰出金や扶助費の経常収支比率が増加している点が特徴である。



（６）住基人口と職員数の推移

市は以下の図表（住基人口と職員数の推移）から分かる通り、人口の減少と共に職員数も減少している。また人口１人当たりの職員数を考察すると、平成元年は住基人口１人当たりの職員数が 0.007 人であるのに比して、平成 21 年では住基人口１人当たりの職員数が 0.005 人となっており、比率的には職員数の減少が大きい点の特徴である。



（７）財政健全化判断比率の状況

平成 19 年度決算から適用された財政健全化判断比率は、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率の 4 つの財政指標のいずれか 1 つの基準に抵触する場合^{*1}に財政健全化団体、財政再生団体の適用を受けるものである。

今後、財政健全化団体、財政再生団体への転落の恐れがないかどうか注目する必要がある。市は以下の図表（財政健全化判断比率の状況）から分かる通り、今のところ問題はない。

*1 実質赤字比率：財政規模に応じ 11.25 - 20%以上

連結実質赤字比率：財政規模に応じ 16.25 - 30%以上

実質公債費比率：25%以上

将来負担比率：350%以上

（財政健全化判断比率の状況）

（単位：%）

区 分		H19	H20	H21
健全化判断比率	実質赤字比率	-	-	-
	連結実質赤字比率	-	-	-
	実質公債費比率	7.4	6.8	6.7
	将来負担比率	83.1	82.6	79.6

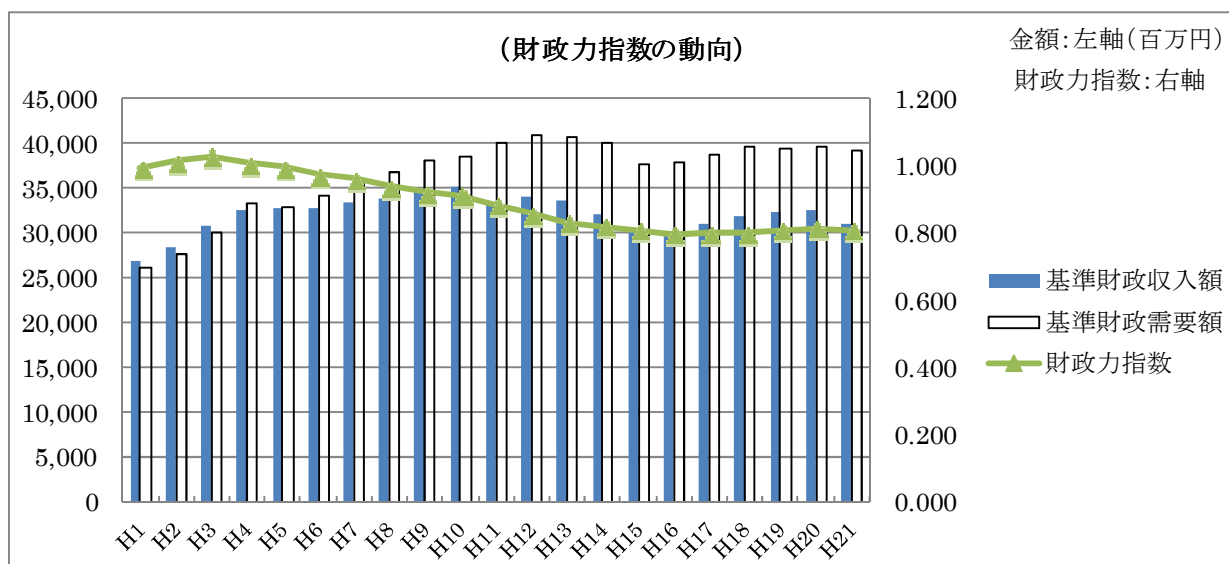
（８）財政力指数の動向

財政力指数とは、基準財政収入額を基準財政需要額で除した数値の過去 3 年間の平均値であり、地方公共団体の財政力を示す指標として用いられる。財政力指数は 1 に近く、1 を超えるほど財源に余裕があるとされ普通交付税が支給されない不交付団体となる。

また逆に 1 を下回れば普通交付税が支給される交付団体となる。

市の財政力指数が低下しているのは、基準財政収入額が減ったためか、基準財政需要額が増えたためか、どちらであろうか。

以下の図表（財政力指数の動向）から分かる通り、市は基準財政需要額が増加傾向にあるため財政力指数が低下している。



Ⅱ．個別項目の分析

1．市税

（１）市税の概要

市の平成 21 年度における一般会計歳入総額は 91,740 百万円であり、そのうち市税収入は 39,748 百万円で、歳入総額の 43%を占める。市においては、市民税をはじめとして全部で 7 税目を課税しており、このうち、個人市民税 14,338 百万円、法人市民税 3,143 百万円、固定資産税 16,844 百万円の合計で 34,327 百万円となっており、これらで市税の約 86%を占める。市税のうち、市民税（法人・個人）、固定資産税及びその収納を主に監査の対象とした。

（２）平成 21 年度市税の決算状況の分析

（い）平成 21 年度市税収入状況の推移

平成 21 年度市税収入は現年課税分が前年度比 3.2%減の 39,285 百万円、滞納繰越分は前年度比 5.9%減の 463 百万円、合計では前年度比 3.2%減の 39,748 百万円であった。

個人市民税現年課税分については、平成 17 年度から平成 19 年度までは景気の回復基調にあったこと及び平成 19 年度に税源移譲の影響があったことにより、それぞれ前年度比 3.8%、9.6%、15.1%増加していたが、平成 20 年度、平成 21 年度は景気後退の影響や団塊世代の退職による給与所得の減少により、対前年度比 0.2%、2.3%の減少に転じている。

法人市民税現年課税分については、平成 17 年度から平成 19 年度までは、景気回復基調の中で対前年度比それぞれ 0.1%、7.2%、9.9%の増加であったが、平成 20 年度、平成 21 年度はリーマンショック後の世界同時不況の影響等による景気の悪化により対前年比 11.4%、19.6%減少している。

固定資産税現年課税分の土地については、平成 18 年度以降、収入額は安定的に推移している。同家屋については、3 年に 1 度の評価替え年度である平成 18 年度及び平成 21 年度は、経過年数による損耗を主因として減少するが、その他の非評価替え年度は新築家屋に対する新規課税を主因として増加している。同償却資産については、既存償却資産の減価償却による減少と新規投資による増加により増減額が推移している。土地、家屋、償却資産に交・納付金をあわせた固定資産税現年課税分の収入額ベースの対前年度比増減率は、平成 17 年度から平成 21 年度分までそれぞれ△1.3%、△4.9%、3.3%、0.8%、△0.2%となっている。

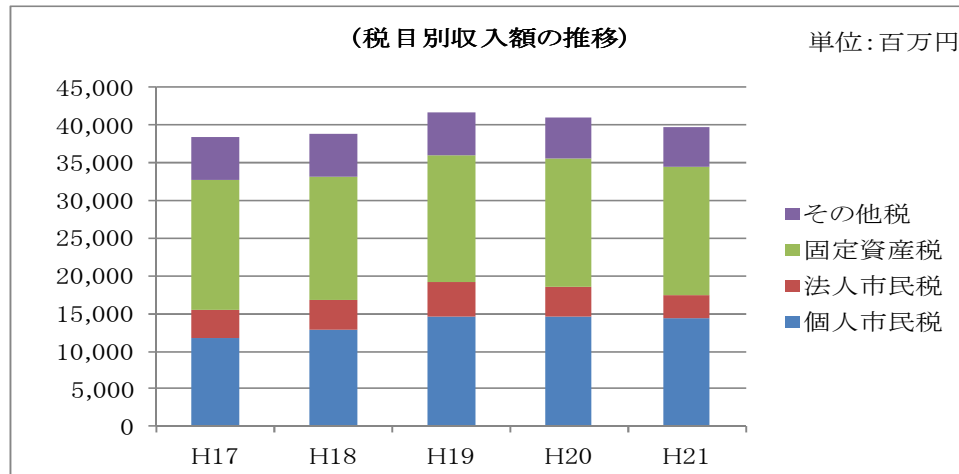
(税目別調定額等の推移)

(金額単位:百万円)

年度 税 目	H17				H18			
	調定額 (A)	収入額 (B)	収入率 (%) (B)／(A)	対前年比 (%) (収入額)	調定額 (A)	収入額 (B)	収入率 (%) (B)／(A)	対前年比 (%) (収入額)
1.市民税	16,038	15,418	96.1	102.7	17,276	16,803	97.3	109.0
a.現年課税分	15,456	15,250	98.7	102.9	16,729	16,618	99.3	109.0
個人	11,704	11,511	98.4	103.8	12,694	12,611	99.3	109.6
法人	3,751	3,738	99.7	100.1	4,035	4,006	99.3	107.2
b.滞納繰越分	582	167	28.8	88.7	547	185	33.9	110.7
個人	510	153	30.1	86.2	486	174	35.9	113.7
法人	71	13	19.5	130.5	60	10	17.8	77.4
2.固定資産税	18,390	17,176	93.4	98.5	17,443	16,334	93.6	95.1
a.現年課税分	17,161	16,836	98.1	98.7	16,336	16,003	98.0	95.1
土地	8,200	8,023	97.8	94.1	7,969	7,778	97.6	96.9
家屋	6,502	6,370	98.0	105.1	5,945	5,813	97.8	91.3
償却資産	2,164	2,148	99.3	98.8	2,133	2,124	99.6	98.9
交・納付金	294	294	100.0	100.1	286	286	100.0	97.5
b.滞納繰越分	1,228	340	27.7	88.9	1,107	331	29.9	97.3
土地	598	165	27.7	84.8	551	164	29.9	99.4
家屋	474	131	27.7	94.7	410	122	29.9	93.5
償却資産	156	43	27.7	89.0	145	43	29.9	100.8
3.軽自動車税	244	202	82.9	102.0	253	210	82.8	103.8
a.現年課税分	209	195	93.1	102.4	216	202	93.4	103.8
b.滞納繰越分	34	7	21.3	91.4	37	7	21.0	104.7
4.市たばこ税	1,878	1,878	100.0	94.5	1,918	1,918	100.0	102.1
5.特別土地保有税	43	0	－	－	22	0	－	－
a.現年課税分	0	0	－	－	0	0	－	－
b.滞納繰越分	43	0	－	－	22	0	－	－
6.都市計画税	3,835	3,579	93.3	97.7	3,621	3,397	93.8	94.9
a.現年課税分	3,568	3,505	98.2	98.0	3,388	3,328	98.2	94.9
b.滞納繰越分	266	73	27.7	87.1	233	69	29.9	94.7
7.入湯税	25	25	100.0	2171.0	25	25	100.0	101.5
合 計	40,455	38,280	94.6	99.9	40,562	38,690	95.4	101.1
a.現年課税分	38,300	37,691	98.4	100.1	38,614	38,096	98.7	101.1
b.滞納繰越分	2,155	589	27.3	88.7	1,947	594	30.5	100.9

年 度 税 目	H19				H20			
	調定額 (A)	収入額 (B)	収入率 (%) (B)／(A)	対前年比 (%) (収入額)	調定額 (A)	収入額 (B)	収入率 (%) (B)／(A)	対前年比 (%) (収入額)
1.市民税	19,653	19,102	97.2	113.7	19,231	18,594	96.7	97.3
a.現年課税分	19,225	18,913	98.4	113.8	18,747	18,384	98.1	97.2
個人	14,801	14,510	98.0	115.1	14,826	14,481	97.7	99.8
法人	4,424	4,403	99.5	109.9	3,920	3,903	99.6	88.7
b.滞納繰越分	428	188	44.0	101.6	484	209	43.3	111.3
個人	352	171	48.6	98.0	409	200	49.0	117.2
法人	75	17	22.9	160.7	74	9	12.3	53.0
2.固定資産税	17,758	16,820	94.7	103.0	17,767	16,889	95.1	100.4
a.現年課税分	16,763	16,534	98.6	103.3	16,929	16,658	98.4	100.8
土地	7,949	7,820	98.4	100.5	7,953	7,801	98.1	99.8
家屋	6,234	6,142	98.5	105.7	6,414	6,304	98.3	102.6
償却資産	2,293	2,283	99.6	107.5	2,283	2,274	99.6	99.6
交・納付金	286	286	100.0	99.9	278	278	100.0	97.0
b.滞納繰越分	994	286	28.8	86.4	837	230	27.5	80.5
土地	481	138	28.8	84.1	401	110	27.5	79.7
家屋	377	108	28.8	88.5	323	89	27.5	82.0
償却資産	135	38	28.8	89.4	112	30	27.5	79.2
3.軽自動車税	262	218	83.2	103.8	269	225	83.6	103.1
a.現年課税分	224	210	93.9	103.9	230	217	94.2	103.2
b.滞納繰越分	38	7	20.7	102.5	38	8	20.7	100.6
4.市たばこ税	2,005	2,005	100.0	104.6	1,845	1,845	100.0	92.0
5.特別土地保有税	0	0	－	－	0	0	－	－
a.現年課税分	0	0	－	－	0	0	－	－
b.滞納繰越分	0	0	－	－	0	0	－	－
6.都市計画税	3,648	3,468	95.1	102.1	3,643	3,482	95.6	100.4
a.現年課税分	3,449	3,411	98.9	102.5	3,482	3,438	98.7	100.8
b.滞納繰越分	199	57	28.8	82.3	160	44	27.5	77.0
7.入湯税	26	26	100.0	103.7	18	18	100.0	68.8
合 計	43,356	41,641	96.0	107.6	42,776	41,055	96.0	98.6
a.現年課税分	41,695	41,101	98.6	107.9	41,254	40,562	98.3	98.7
b.滞納繰越分	1,660	540	32.5	90.9	1,521	492	32.4	91.2

年 度 税 目	H21			
	調定額 (A)	収入額 (B)	収入率 (%) (B)／ (A)	対前年比 (%) (収入額)
1.市民税	18,141	17,482	96.4	94.0
a.現年課税分	17,549	17,287	98.5	94.0
個人	14,399	14,148	98.3	97.7
法人	3,149	3,139	99.7	80.4
b.滞納繰越分	591	195	33.0	93.0
個人	513	190	37.2	95.1
法人	78	4	5.7	48.5
2.固定資産税	17,731	16,844	95.0	99.7
a.現年課税分	16,919	16,623	98.3	99.8
土地	7,972	7,819	98.1	100.2
家屋	6,249	6,136	98.2	97.3
償却資産	2,378	2,348	98.8	103.3
交・納付金	318	318	100.0	114.6
b.滞納繰越分	812	220	27.2	95.8
土地	392	106	27.2	96.5
家屋	307	83	27.2	93.7
償却資産	112	30	27.2	99.2
3.軽自動車税	274	229	83.7	101.9
a.現年課税分	235	222	94.3	102.3
b.滞納繰越分	38	7	19.0	91.4
4.市たばこ税	1,730	1,730	100.0	93.8
5.特別土地保有税	0	0	－	－
a.現年課税分	0	0	－	－
b.滞納繰越分	0	0	－	－
6.都市計画税	3,596	3,436	95.5	98.7
a.現年課税分	3,448	3,395	98.5	98.8
b.滞納繰越分	148	40	27.1	90.9
7.入湯税	25	25	100.0	138.6
合 計	41,500	39,748	95.8	96.8
a.現年課税分	39,908	39,285	98.4	96.9
b.滞納繰越分	1,591	463	29.1	94.1



(ii) 市税構成比

市税構成比は、市民税については平成 17 年度から平成 19 年度の景気回復期及び平成 19 年度の税源移譲の影響により、個人市民税の構成比が増大し、平成 19 年度には 45.9%の構成比となったが、リーマンショック後の景気後退の影響や団塊世代の退職に起因する所得減により、平成 21 年度においては 44.0%に減少している。

固定資産税は平成 17 年度、18 年度においては、地価下落及び評価替えによる減価により 44.9%、42.2%へと減少し、平成 19 年度においては税源移譲により市民税の構成割合が大きくなったことに起因して 40.4%まで減少したが、平成 20 年度及び 21 年度においては不況の影響等により市民税の構成割合が減少したことにより相対的な構成割合は 41.1%、42.4%へと増大した。これは、市民税が景気変動の影響を受けやすいフローを課税標準とする税目であるのに対して、固定資産税は景気変動の影響を相対的に受けにくいストックを課税標準とする税目であることによる。

(税目別構成比の推移)

(単位: 千円)

年 度	H17		H18		H19		H20		H21	
	決算額	構成比 (%)	決算額	構成比 (%)	決算額	構成比 (%)	決算額	構成比 (%)	決算額	構成比 (%)
1.市民税	15,418,190	40.3	16,803,743	43.4	19,102,132	45.9	18,594,536	45.3	17,482,741	44.0
個人	11,665,548	30.5	12,786,454	33.1	14,681,777	35.3	14,681,903	35.8	14,338,831	36.1
法人	3,752,642	9.8	4,017,289	10.4	4,420,355	10.6	3,912,633	9.5	3,143,910	7.9
2.固定資産税	17,176,543	44.9	16,334,696	42.2	16,820,667	40.4	16,889,267	41.1	16,844,543	42.4
固定資産税	16,882,415	44.1	16,047,776	41.5	16,534,015	39.7	16,611,200	40.5	16,525,962	41.6
交・納付金	294,128	0.8	286,920	0.8	286,652	0.7	278,067	0.7	318,581	0.8
3.軽自動車税	202,581	0.5	210,333	0.6	218,394	0.5	225,122	0.6	229,451	0.6
4.市たばこ税	1,878,904	4.9	1,918,121	5.0	2,005,674	4.8	1,845,498	4.5	1,730,415	4.4
5.特別土地保有税	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
6.都市計画税	3,579,386	9.4	3,397,996	8.8	3,468,438	8.3	3,482,589	8.5	3,436,040	8.6
7.入湯税	25,335	0.1	25,712	0.1	26,671	0.1	18,351	0.0	25,438	0.1
合 計	38,280,939	100.0	38,690,601	100.0	41,641,976	100.0	41,055,363	100.0	39,748,628	100.0

(3) 職員の状況

(市税職員の経験年数(平成22年4月1日現在))

部名	課名	係名	職員 数 (人)	左の税務経験年数別内訳													税務経験 平均年数 (年)
				1 年 未 満	1 ～ 2 年 未 満	2 ～ 3	3 ～ 4	4 ～ 5	5 ～ 6	6 ～ 7	7 ～ 8	8 ～ 9	9 ～ 10	10 ～ 15	15 ～ 20	20 年 以 上	
財政部	市民税課	税制係	8	3	1				1	1	1			1			4
		課税係	20	4	5	1	2	3	2				2		1	3.9	
	資産税課	管理係	6	1	1							1		2		1	11.3
		課税係															
		(土地)	7	2		1	2	1					1				4.1
		(家屋)	9	2		2	1	1		2						1	5.1
		(償却資産)	4	1							1	1				1	11.5
	納税課	管理係	9		2	1			1	1	1	1	1	1			5.7
		納税係	11	3		2	2	1	1	1	1						3
		整理係	4	1	1			1			1						3
合計				17	10	7	7	7	5	5	5	3	1	7	0	4	5.7

・専門的税務職員の養成について(意見)

税務経験年数別の税務職員数に関する調によると、平成22年4月1日現在の税務3課の職員税務経験年数は、市民税課は税制係(8名)が4.0年、課税係(20名)が3.9年となっている。

資産税課は管理係(6名)が11.3年、課税係土地担当(7名)が4.1年、家屋担当(9名)が5.1年、償却資産担当(4名)が11.5年となっている。

納税課は管理係(9名)が5.7年、納税係(11名)が3.0年、整理係(4名)が3.0年、税務職員全体で5.7年となっているが、課によっては、税務平均経験年数が4年未満となっている係や税務経験年数が10年未満の職員のみで構成されている係も存している。

国税職員が原則的にもっぱら税務に携わっており、同じ納税義務者が国税及び市税を滞納している場合においては、取り立てが競合するケースもある。徴収率の向上及び歳入の確保の観点から、税については課税・徴収ともに専門知識が要求されることから、コアとなる職員については、ローテーションを長くするような配慮も必要と考える。

(4) 個別分析

(i) 個人市民税

〈1〉個人市民税の納税義務者および調定額の推移

個人市民税の納税義務者は、平成21年度においては普通徴収46,781人、特別徴収70,585人、合計117,366人であった。

平成17年度から平成20年度までは前年度比で増加していたが、平成21年度においては対前年度比で1.2%減少している。また、平成21年度から公的年金からの特別徴収が始まったことにより、平成21年度については普通徴収が15.3%減少しているのに対し、特別徴収が11.1%増加した。

現年度調定額は、平成 21 年度においては普通徴収 4,579 百万円、特別徴収 9,706 百万円の合計 14,285 百万円であった。平成 19 年度においては税源移譲により 16.4%増加したが、平成 21 年度においてはサブプライムローンに端を発する金融危機や雇用不安による影響により前年度比 3%の減少となった。

(納税義務者数(現年度分)の推移)

(単位:人)

区分 年度及び 区分		均等割のみ	均等割 ＋ 所得割	退職分離	合 計	前年比 (%)
17	普通徴収	5,136	40,854		45,990	101.2
	特別徴収	956	63,841	777	65,574	99.8
	合 計	6,092	104,695	777	111,564	100.4
	前年比(%)	74.5	119.5	82.1	100.4	
18	普通徴収	4,391	47,677		52,068	113.2
	特別徴収	1,019	64,370	648	66,037	100.7
	合 計	5,410	112,047	648	118,105	105.9
	前年比(%)	88.8	107.0	83.4	105.9	
19	普通徴収	4,661	50,449		55,110	105.8
	特別徴収	918	61,240	827	62,985	95.4
	合 計	5,579	111,689	827	118,095	100.0
	前年比(%)	103.1	99.7	127.6	100.0	
20	普通徴収	5,004	50,255		55,259	100.3
	特別徴収	976	61,801	742	63,519	100.8
	合 計	5,980	112,056	742	118,778	100.6
	前年比(%)	107.2	100.3	89.7	100.6	
21	普通徴収	3,802	42,979		46,781	84.7
	特別徴収	2,228	67,659	698	70,585	111.1
	合 計	6,030	110,638	698	117,366	98.8
	前年比(%)	100.8	98.7	94.1	98.8	

(調定額(現年度分)の推移)

(単位:千円)

区分 年度及び		均等割額	所 得 割 額			合 計	構成比 (%)	前年比 (%)
			所得割額	退職分離に 係るもの	小 計			
17	普通徴収	132,805	3,819,230		3,819,230	3,952,035	34.1	104.8
	特別徴収	174,621	7,272,737	193,728	7,466,465	7,641,086	65.9	103.1
	合 計	307,426	11,091,967	193,728	11,285,695	11,593,121	100.0	103.7
18	普通徴収	152,764	4,303,627		4,303,627	4,456,391	35.3	112.8
	特別徴収	188,006	7,819,788	157,488	7,977,276	8,165,282	64.7	106.9
	合 計	340,770	12,123,415	157,488	12,280,903	12,621,673	100.0	108.9
19	普通徴収	155,294	4,892,105		4,892,105	5,047,399	34.4	113.3
	特別徴収	191,500	9,263,845	184,882	9,448,727	9,640,227	65.6	118.1
	合 計	346,794	14,155,950	184,882	14,340,832	14,687,626	100.0	116.4
20	普通徴収	159,478	4,787,748		4,787,748	4,947,226	33.6	98.0
	特別徴収	193,921	9,385,812	202,139	9,587,951	9,781,872	66.4	101.5
	合 計	353,399	14,173,560	202,139	14,375,699	14,729,098	100.0	100.3
21	普通徴収	138,764	4,441,042		4,441,042	4,579,806	32.1	92.6
	特別徴収	210,906	9,332,993	162,133	9,495,126	9,706,032	67.9	99.2
	合 計	349,670	13,774,035	162,133	13,936,168	14,285,838	100.0	97.0

・特別徴収について(意見)

普通徴収に比して特別徴収は相対的に収納率が高く納税通知書の発送の必要がないなど徴収コストが低くなる。市では特別徴収拒否事業者に対して特別徴収をこれまで以上に積極的に進めるべきである。

〈2〉個人市民税の減免事務

地方税法第 323 条本文により、市長は、天災その他特別の事情がある場合において市民税の減免を必要とすると認める者、貧困に困り生活のため公私の扶助を受ける者その他特別の事情がある者に限り、条例の定めるところにより、市民税を減免することができる。

市においては、八尾市市税条例第 44 条において、市民税の減免についての取扱いが詳細に定められている。

市民税の減免には事前に申請が必要であり、八尾市市税条例第 44 条第 6 項により、個人の市民税の減免を受けようとする者は、第1期分の納期(同条第1項第1号の該当者及び同項第 2 号に規定する失業者にあつては当該事由が生じた日以降到来する最初の納期)の初日までに、次に掲げる事項を記載した申請書にその事由を証明する書類を添付して、市長に申請しなければならない。

- (1) 住所及び氏名
- (2) 年度、期別及び税額
- (3) 減免を受けようとする事由

平成 21 年度(平成 22 年 9 月 2 日現在)における個人市民税の減免状況については、以下の通りである。

(平成21年度個人市民税減免状況調)

		(単位:円)	
区分		件数	減免金額
八尾市 市税条例 第44条 第1項	生活保護	49	2,016,900
	失業・所得減少	410	9,578,200
	障害・老人・寡婦・未成年	5	47,700
	勤労学生	1	3,000
	計	465	11,645,800
八尾市 市税条例 第44条 第5項	死亡	9	543,500
	災害等	3	76,300
	公的援助	45	850,300
	幼稚園・福祉	0	0
	原爆被爆	25	355,100
	計	82	1,825,200
合計		547	13,471,000

(ii) 法人市民税

〈1〉年度別法人数及び調定額の推移

法人市民税の法人数の平成 21 年度納税義務者は、均等割のみ法人が対前年度比 13.2%増の 4,727 法人、均等割及び法人税割を納める法人が対前年度比 21.3%減の 2,180 法人、合計で対前年度比 0.5%減の 6,907 法人であった。

平成 21 年度調定額は、均等割が対前年度比ほぼ横ばいの 670 百万円、法人税割額が対前年度比 23.0%減の 2,413 百万円、合計で対前年度比 19.0%減の 3,084 百万円であった。

平成 19 年度までの景気回復局面においては、法人税割も納める法人が順調に増加していたが、リーマンショック後の世界同時不況後には、法人税割を納める法人数及び法人税割調定額が激減している。

(法人市民税納税義務者数の推移)

区 分 年 度		均等割のみ	均等割＋ 法人税割	合 計
H17	法人数	3,858	2,889	6,747
	前年度比(%)	99.8	103.7	101.4
H18	法人数	3,911	2,949	6,860
	前年度比(%)	101.4	102.1	101.7
H19	法人数	3,893	3,136	7,029
	前年度比(%)	99.5	100.3	102.5
H20	法人数	4,174	2,769	6,943
	前年度比(%)	107.2	88.3	98.8
H21	法人数	4,727	2,180	6,907
	前年度比(%)	113.2	78.7	99.5

(年度別現年度調定額の推移)

(単位:千円)

区 分 年 度		均等割額	法人税割額	合計
H17	調定額	666,987	3,155,477	3,822,464
	前年度比(%)	100.7	99.9	100.1
H18	調定額	684,367	3,411,657	4,096,024
	前年度比(%)	102.6	108.1	107.2
H19	調定額	686,849	3,642,719	4,329,568
	前年度比(%)	100.4	106.8	105.7
H20	調定額	670,101	3,136,313	3,806,414
	前年度比(%)	97.6	86.1	87.9
H21	調定額	670,328	2,413,945	3,084,273
	前年度比(%)	100.0	77.0	81.0

〈2〉法人市民税の課税事務について

〔1〕納税義務者

法人市民税の納税義務者については、地方税法第 294 条及び八尾市市税条例第 12 条第 1 項第 3 号から第 5 号において以下の通り納税義務者が規定されている。

(i) 市内に事務所又は事業所を有する法人

(ii) 市内に寮、宿泊所、クラブその他これらに類する施設(以下「寮等」という。)を有する法人で当該市内に事務所又は事業所を有しないもの

(iii) 法人課税信託の引受けを行うことにより法人税を課される個人で市内に事務所又は事業所を有するもの

また、同条第 3 項により「法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあり、かつ、収益事業を行うもの(「人格のない社団等」という)」は、法人とみなして市民税に関する規定が適用される。

〔2〕税率

①均等割の税率

均等割の税率については、八尾市市税条例第 16 条第 2 項により法人の区分ごとに定められている。

・法人市民税均等割について（意見）

法人市民税均等割について、市は標準税率を採用している。しかし、地方税法第 312 条第 2 項によると、標準税率に 1.2 を乗じた率まで超過課税を採用することが可能である。

平成 21 年 4 月 1 日現在の大阪府下市町村の税率を調べると、43 団体中 16 団体で超過税率を採用している。法人市民税の適用税率は、住民の合意形成により決定されるところではあるが、財政困窮の折には税收確保の観点から、超過税率の検討が必要となると思料される。

(大阪府下市町村税率一覧(平成21年4月1日現在))

市町村名	法 人								
	資本金等 の額	資本金等 の額	資本金等 の額	資本金等 の額	資本金等 の額	資本金等 の額	資本金等 の額	資本金等 の額	左記に掲 げる法人 以外の法 人等
	50億円超 従業者数 の合計数 50人超 (千円)	10億円超 50億円以下 従業者数 の合計数 50人超 (千円)	10億円超 従業者数 の合計数 50人以下 (千円)	1億円超 10億円以下 従業者数 の合計数 50人超 (千円)	1億円超 10億円以下 従業者数 の合計数 50人以下 (千円)	1千万円 超1億円 以下 従業者数 の合計数 50人超 (千円)	1千万円 超1億円 以下 従業者数 の合計数 50人以下 (千円)	1千万円 以下 従業者数 の合計数 50人超 (千円)	
大阪市	3,000	1,750	410	400	160	150	130	120	50
堺市	3,000	1,750	410	400	160	150	130	120	50
岸和田市	3,000	1,750	410	400	160	150	130	120	50
豊中市	※ 3,600	※ 2,100	※ 492	※ 480	※ 192	※ 180	※ 156	※ 144	※ 60
池田市	※ 3,600	※ 2,100	※ 492	※ 480	※ 192	※ 180	※ 156	※ 144	※ 60
吹田市	3,000	1,750	410	400	160	150	130	120	50
泉大津市	※ 3,600	※ 2,100	※ 492	※ 480	※ 192	※ 180	※ 156	※ 144	※ 60
高槻市	※ 3,600	※ 2,100	※ 492	※ 480	※ 192	※ 180	※ 156	※ 144	※ 60
貝塚市	3,000	1,750	410	400	160	150	130	120	50
守口市	※ 3,600	※ 2,100	※ 492	※ 480	※ 192	※ 180	※ 156	※ 144	※ 60
枚方市	3,000	1,750	410	400	160	150	130	120	50
茨木市	3,000	1,750	410	400	160	150	130	120	50
八尾市	3,000	1,750	410	400	160	150	130	120	50
泉佐野市	※ 3,600	※ 2,100	※ 492	※ 480	※ 192	※ 180	※ 156	※ 144	※ 60
富田林市	3,000	1,750	410	400	160	150	130	120	50
寝屋川市	※ 3,600	※ 2,100	※ 492	※ 480	※ 192	※ 180	※ 156	※ 144	※ 60
河内長野市	※ 3,600	※ 2,100	※ 492	※ 480	※ 192	※ 180	※ 156	※ 144	※ 60
松原市	3,000	1,750	410	400	160	150	130	120	50
大東市	※ 3,600	※ 2,100	※ 492	※ 480	※ 192	※ 180	※ 156	※ 144	50
和泉市	※ 3,600	※ 2,100	※ 492	※ 480	※ 192	※ 180	※ 156	※ 144	※ 60
箕面市	3,000	1,750	410	400	160	150	130	120	50
柏原市	3,000	1,750	410	400	160	150	130	120	50
羽曳野市	3,000	1,750	410	400	160	150	130	120	50
門真市	※ 3,600	※ 2,100	※ 492	※ 480	※ 192	※ 180	※ 156	※ 144	※ 60
摂津市	3,000	1,750	410	400	160	150	130	120	50
高石市	3,000	1,750	410	400	160	150	130	120	50
藤井寺市	3,000	1,750	410	400	160	150	130	120	50
東大阪市	3,000	1,750	410	400	160	150	130	120	50
泉南市	※ 3,600	※ 2,100	※ 492	※ 480	※ 192	※ 180	※ 156	※ 144	※ 60
四條畷市	※ 3,600	※ 2,100	※ 492	※ 480	※ 192	※ 180	※ 156	※ 144	※ 60
交野市	※ 3,600	※ 2,100	※ 492	※ 480	※ 192	※ 180	※ 156	※ 144	※ 60
大阪狭山市	3,000	1,750	410	400	160	150	130	120	50
阪南市	3,000	1,750	410	400	160	150	130	120	50
島本町	※ 3,600	※ 2,100	※ 492	※ 480	※ 192	※ 180	※ 156	※ 144	※ 60
豊能町	3,000	1,750	410	400	160	150	130	120	50
能勢町	3,000	1,750	410	400	160	150	130	120	50
忠岡町	3,000	1,750	410	400	160	150	130	120	50
熊取町	3,000	1,750	410	400	160	150	130	120	50
田尻町	3,000	1,750	410	400	160	150	130	120	50
岬町	※ 3,600	※ 2,100	※ 492	※ 480	※ 192	※ 180	※ 156	※ 144	※ 60
太子町	3,000	1,750	410	400	160	150	130	120	50
河南町	3,000	1,750	410	400	160	150	130	120	50
千早赤阪村	3,000	1,750	410	400	160	150	130	120	50

(出典: 大阪府ホームページ<http://www.pref.osaka.jp/shichoson/zei/index.html>)

※は制限税率を表す

②法人税割の税率

法人税割の税率については、八尾市市税条例第 21 条により 14.7%となっている。

〈３〉法人市民税の課税の仕組み

法人市民税は、申告納付である(地方税法第 321 条の 8)。原則として、決算から 2 か月以内になされる確定申告と、事業年度開始の日から 6 か月を経過した日から 2 か月以内に提出される中間申告がある。

基本的な申告の仕組みは以下の通りである。

申告区分	申告書区分	納付税額	申告及び納付期限
中間申告	予定申告書	「均等割額(年額)」×算定期間 中において事務所等を有してい た月数÷12と「前事業年度の法 人税額」×6÷前事業年度の月 数、の合計額	事業年度開始の日か ら6ヶ月を経過した日 から2ヶ月以内
	中間申告書(仮決算 に基づく)	「均等割額(年額)」×算定期間 中において事務所等を有してい た月数÷12とその事業年度開始 の日以降6ヶ月間の期間を1事業 年度とみなして計算した法人税 割額、の合計額	
確定申告	確定申告書	「均等割額(年額)」と「法人税割 」の合計額 ※ただし、中間(予 定)申告を行った税額がある場合 には、その税額を差し引いた税 額	原則、事業年度終了 の日から2ヶ月以内

〈４〉法人市民税の課税の網羅性

前述のとおり法人市民税は申告納付であるため、納税義務者たる法人から申告書が提出されな
いリスクを抱える。市としては、課税の網羅性を確保するために各種調査を行わなければならない。

そのため、主に新聞折込み・地域フリーペーパーの求人募集広告をもとに事業の開設を把握する
方法や、関係各課、大阪府、他市町村への調査などの方法により行っている平成 21 年度において
は、前者により 49 件の、後者により 31 件の捕捉をした。

〈５〉法人市民税の減免事務

法人市民税の減免については、地方税法第 323 条及び八尾市市税条例第 44 条に規定がある。
同条例同条第 4 項によると、市長は、次の各号のいずれかに該当するものについて、市民税(法人
税割を除く。)を当該各号の定めるところにより減免することができる(ただし、第1号から第 5 号までに
掲げるものについては、当該法人が収益事業を営む場合を除く)。

- (1) 公益社団法人及び公益財団法人 免除
- (2) 地縁団体 免除
- (3) 特定非営利活動法人 免除
- (4) 前各号に掲げる者のほか公益事業を専ら行う第 12 条第1項第 3 号及び第 4 号のもの 免除
- (5) 中小企業等協同組合法(昭和 24 年法律第 181 号)による企業組合 5 割減

同条第 7 項により、法人の市民税の減免を受けようとするものは、納期限までに減免申請書を市
長に提出しなければならない。

・法人市民税の減免申請書について（結果）

地縁団体は、地方自治法及び地方税法により公益法人等に該当し、地方税法第 296 条第 1 項第 2 号に規定する非課税法人ではないことから、法人市民税の納税義務者となる。

地縁団体の減免は、八尾市市税条例第 44 条第 4 項第 2 号により認められているが、市では、当該団体に対し、課税をしていないため、減免申請書の提出を求めている。

当該団体に対する減免に関しては、減免手続の適法性を確保する観点から、課税を決定し、納期限までに減免申請書の提出を求めなければならない。

（iii）固定資産税

〈1〉固定資産税の概要

固定資産税は従前より市税全体の 40%以上を占める基幹税目として、市財政を支える重要な役割を果たしている。

〔1〕定義

毎年 1 月 1 日現在、土地・家屋・償却資産（総称して「固定資産」という）を所有している人が、その固定資産の価格をもとに算定された税額をその固定資産の所在する市町村に納める税金である。

〔2〕納税義務者

固定資産税を納めるのは、原則として固定資産の所有者である。

具体的には以下の通りである。

土地 登記簿又は土地補充課税台帳に所有者として登記又は登録されている者

家屋 登記簿又は家屋補充課税台帳に所有者として登記又は登録されている者

償却資産 償却資産課税台帳に所有者として登録されている者

納税義務者の把握方法は以下のとおりである。

①土地

登記簿により把握し、課税台帳に登録している。なお、所有権の移転があれば、法務局からの通知により変更している。

②家屋

登記簿により把握し、課税台帳に登録している。なお、所有権の移転があれば、法務局からの通知により変更している。また、未登記家屋については、家屋評価時に所有者を確認し、課税台帳に登録している。なお、未登記家屋の所有権移転は、未登記家屋名義変更届の提出により変更している。

③償却資産

課税台帳に登録がある法人及び個人並びに新規事業者に対し、12 月上旬に翌年 1 月 31 日を申告期限とする償却資産申告書を送付する。その後提出された償却資産申告書に基づき、課税台帳に登録している。なお、新規事業者については、各種資料の閲覧（税務署提出の国税資料、法人市

民税の開設届、保健所営業許可台帳、公害防止条例に基づく届書等)やインターネット、現場調査により把握している。

〔3〕課税の対象となる資産

土地 田、畑、宅地、鉱泉地、池沼、山林、牧場、原野、雑種地など

家屋 住家、店舗、工場(発電所及び変電所を含む)、倉庫など

償却資産 会社や個人で、工場や商店などを経営している人が、その事業のために用いている機械、工具・器具、備品などで次のようなもの(NPO 法人等の非営利活動用資産も含む)。

- ・構築物(看板、舗装路面、外構工事など)
- ・機械及び装置(工作機械、電気機械、土木建設機械など)
- ・船舶、航空機、車両及び運搬具(大型特殊自動車、台車、構内運搬車など。ただし、自動車税及び軽自動車税の対象となるものを除く。)
- ・工具・器具及び備品(測定工具、切削工具、応接セット、机、金庫、その他事務機器など)

〈2〉課税の流れ

〔1〕固定資産の価格等の決定

固定資産の評価は、総務大臣が定めた固定資産評価基準に基づいて行われ、市町村長がその価格を決定し、この価格をもとに課税標準額を算定する。なお、償却資産については、所有者からの申告に基づき評価し、その価格を決定する。

課税客体ごとの評価の方法は、以下のとおりである。

①土地

土地の評価は、固定資産評価基準によって、売買実例価額をもとに算定した正常売買価格を基礎として、地目別に定められた評価方法により評価する。

地目は、宅地、田、畑、鉱泉地、池沼、山林、牧場、原野及び雑種地をいう。固定資産税の評価上の地目は、登記簿上の地目にかかわらず、その年の1月1日の現況地目による。

評価方法について、たとえば、宅地の場合は、主として市街地的形態を形成する地域における宅地においては、「市街地宅地評価法」により、それに至らない地域における宅地については、「その他の宅地評価法」による。

市街地宅地評価法においては、商業地や住宅地など利用状況に応じて区分(用途地区)し、それを街路の状況や公共施設等からの距離などを考慮してさらに区分(状況類似地区)する。平成21年度評価替えにおいては、370の状況類似地区とした。

また、それぞれの状況類似地区ごとに奥行、間口、形状等が標準的なものを選定(標準宅地)し、その標準宅地の鑑定を行い、適正な時価を求める。さらに標準宅地の単位地積当たりの価格をもとに主要な街路の路線価を決定する。また、主要な街路の路線価をもとに、その他の路線価を決定する。各筆の評価は、各路線価をもとに、宅地の状況(奥行、間口、形状など)に応じて行う。

その他の宅地評価法については状況の類似する地区ごとに標準宅地を選定し、その適正な時価に比準して、各筆を評価する。

・路線価の付設について(意見)

市街地宅地評価法を採用する場合においては、各筆の評価は路線価をもとにして、画地計算することになるため、各筆の評価の公平性を担保するためには、路線価付設が重要となる。

バブル崩壊後の地価下落状況の結果として、市内の地価の幅は縮小しており(地価公示に関して言えば、用途区分が住宅地の場合は平成2年において平米あたり275千円から650千円の幅にあったものが、平成22年において平米あたり88.5千円から222千円の幅となっている。)、路線価の差の設定が難しくなっている。

納税者の観点から公平な路線価付設を行うためには、これまで以上に街路条件や施設距離などの比準項目を把握する必要があると思料する。

②家屋

家屋の評価は固定資産評価基準によって、再建築価格を基礎に評価し、算式は以下のとおりである。

$$\text{評価額} = \text{再建築価格} \times \text{経年減点補正率}$$

再建築価格とは、評価の対象となった家屋と同一のものを、評価の時点においてその場所に新築するものとした場合に必要とされる建築費である。

経年減点補正率とは、家屋の建築後の年数の経過によって生ずる損耗の状況による減価を表したものである。

家屋の課税客体の把握については、登記申請のほか、建築計画概要書や適時市内巡回調査等により確認している。また、家屋の滅失については、法務局への滅失登記や、市への滅失届、あるいは巡回調査により確認している。

③償却資産

償却資産の評価は、固定資産評価基準によって、取得価額を基礎として、取得後の経過年数に応ずる価値の減少を考慮して評価する。

償却資産の課税客体の把握については、管内税務署提出の国税資料を閲覧し、実地調査を行っている。なお、所得税国税資料は毎年全件閲覧し、法人税国税資料は5年サイクルで全件閲覧し、それをもとに実地調査する。平成21年度では210件、税額として93,648千円(うち過年度72,216千円)を追加課税した。

〔2〕価格の据置措置

土地と家屋については、原則として基準年度(3年ごと)に評価替えを行い、賦課期日(1月1日)現在の価格を固定資産課税台帳に登録し、第二年度及び第三年度は、新たな評価は行わないで基準年度の価格をそのまま据え置くこととなる。

ただし、第二年度又は第三年度において①新たに固定資産税の課税対象となった土地又は家屋、②土地の地目の変換、家屋の増改築などによって基準年度の価格によることが適当でない土地又は家屋については、新たに評価を行い、価格を決定する。また、土地の価格においては、地価の下落があり、価格を据え置くことが適当でないときは、価格の修正を行う。なお、償却資産については、毎年評価し、その価格を決定する。

〔３〕課税標準額

原則として、固定資産課税台帳に登録された価格が課税標準額となる。

但し、住宅用地のように課税標準の特例措置が適用される場合などには、その課税標準額は登録価格よりも低くなる。

〔４〕税額の算出方法

税額は、課税標準額×1.4％＝税額で算出される。

〔５〕免税点

市内において同一人が所有する土地、家屋、償却資産のそれぞれの課税標準額の合計額が次の金額に満たない場合には、固定資産税は課税されない。

土地 30 万円

家屋 20 万円

償却資産 150 万円

〔６〕納税通知

固定資産税は、課税標準額や税率、税額、納期、各納期における納付額、納付の場所等を記載した納税通知書により市から納税者に通知される。

〈３〉固定資産税の状況

固定資産税は従前より市税全体の 40％以上を占める基幹税目として、市財政を支える重要な役割を果たしている。

〔１〕納税義務者の推移

平成 21 年度決算における、現年度分法定免税点以上の納税義務者数は土地が対前年度比 0.9%増の 74,279 人、家屋が対前年比 0.9%増の 74,160 人、償却資産が対前年度比 4.0%増の 3,084 人、納税義務者数合計では対前年度比 0.8%増の 88,351 人であった。近年は微増の傾向にある。

(納税義務者の内訳)

(単位:人)

区分	年度	H19	前年度比 (%)	H20	前年度比 (%)	H21	前年度比 (%)
土地		72,876	101.4	73,580	101.0	74,279	100.9
家屋		72,911	101.4	73,523	100.8	74,160	100.9
償却資産		2,867	109.3	2,964	103.4	3,084	104.0
小計		86,867	101.4	87,616	100.9	88,351	100.8

〔２〕調定額の内訳

固定資産税の平成 21 年度決算調定額は、土地が対前年比 0.3%増の 7,971,178 千円、家屋が対前年比 2.6%減の 6,245,523 千円、償却資産が対前年比 3.1%増の 2,288,793 千円、合計で対前年比 0.5%減の 16,505,494 千円となっている。

土地・家屋については、平成 21 年度において評価替えが行われた。土地は対前年度比で約 4% の価格上昇が見受けられたが、税収においては据置き措置等により、結果として微増となった。家屋は、新增築家屋による価格増加はあるものの、既存家屋の経年劣化による価格減少が大きかったため、結果として減少した。なお、償却資産は、毎年、減価償却による価格減少と新規設備投資による価格増加があり、結果として平成 21 年度は増加した。

(調定額の内訳)

(単位:千円)

区分	年度	H19	前年度比 (%)	H20	前年度比 (%)	H21	前年度比 (%)
土地		7,948,890	99.8	7,950,384	100.0	7,971,178	100.3
家屋		6,232,757	105.0	6,412,486	102.9	6,245,523	97.4
償却資産		2,233,918	106.1	2,219,691	99.4	2,288,793	103.1
小計		16,415,565	102.5	16,582,561	101.0	16,505,494	99.5

〈４〉固定資産税の減免事務

地方税法第 367 条により、市町村長は、天災その他特別の事情がある場合において固定資産税の減免を必要とすると認める者、貧困に因り生活のため公私の扶助を受ける者その他特別の事情がある者に限り、当該市町村の条例の定めるところにより、固定資産税を減免することができる。

市においては、八尾市市税条例第 75 条第 1 項及び第 2 項において、固定資産税の減免についての取扱いが定められている。固定資産税の減免には、事前に申請が必要であり、八尾市税条例第 75 条第 3 項により、固定資産の減免を受けようとする者は、減免申請書にその減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して、市長に申請しなければならない。

平成 21 年度における固定資産税の減免状況については、次頁のとおりである。

(平成21年度 固定資産税の減免状況)

(単位:円)

区分	減免合計		生活扶助		災害		低所得者		収用買収寄附帰属	
	件数	減免税額	件数	減免税額	件数	減免税額	件数	減免税額	件数	減免税額
土地	587	12,701,300	47	520,500	0	0	447	2,468,100	25	1,575,600
家屋	615	13,303,900	53	838,200	10	114,300	430	2,126,800	3	151,200
償却資産	8	567,000	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	708	26,572,200	58	1,358,700	10	114,300	456	4,594,900	26	1,726,800

区分	公共無償借用		地区集会所		地区その他施設		公衆浴場		自転車駐車場	
	件数	減免税額	件数	減免税額	件数	減免税額	件数	減免税額	件数	減免税額
土地	0	0	35	3,900,400	8	267,900	21	2,043,100	0	0
家屋	0	0	88	8,453,300	4	25,600	22	566,000	1	309,800
償却資産	0	0	0	0	0	0	7	204,900	1	362,100
合計	0	0	106	12,353,700	11	293,500	33	2,814,000	2	671,900

区分	相続税物納		文化財		社会福祉法人		その他	
	件数	減免税額	件数	減免税額	件数	減免税額	件数	減免税額
土地	0	0	1	1,600	0	0	3	1,924,100
家屋	0	0	0	0	0	0	4	718,700
償却資産	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	0	0	1	1,600	0	0	5	2,642,800

・固定資産税減免申請の添付書類について(結果)

減免申請の添付書類について、たとえば施設に対する減免の管理運営規約・図面等のように初回の申請時のみ提出を要し、以降変更等が生じなければ提出不要とする書面について、一部引き継がれておらず、保存年限経過後廃棄されている事案が見られた。近年のものについては、適切に処理されているところではあるが、マニュアルによる明文化や適切な引き継ぎを行うなどして、当該書面について保存年限経過後廃棄されないよう徹底されたい。

(iv) 市税の徴収並びに滞納整理

〈1〉市税の徴収事務の概要

市税の課税納付の方式には、納税義務者が自ら申告納付する申告納税方式と、市が税額を確定して納税義務者に納税を求める賦課課税方式がある。

前者の代表例が法人市民税であり、後者には個人市民税・固定資産税がある。

①個人市民税

個人市民税は、前年度の所得を基に市が税額を確定して納税義務者に通知する。個人市民税については所得の生じた時点と課税の時点にタイムラグが生じるという問題があり、滞納発生の要因として挙げられることが多い。納税については、特別徴収(給与所得者について、雇用者が給与の中から市民税を徴収し納税義務者に代わって納税する方式であり、6月から翌年5月にかけて納めることとなる。)、公的年金特徴(年金保険者が公的年金の中から市民税を徴収し、納税義務者に代わって納税する方法であり、偶数月に支払われる年金から徴収する。)及び普通徴収(納税者自らが納税を行うものであり、納期限は6月・8月・10月・翌年の1月となっている。)がある。

②法人市民税

法人市民税については、原則として事業年度終了後2か月以内の所得申告と税額の納付が義務

付けられており、納税義務者からの当該申告を基礎として市の徴収事務が進められることとなる。申告納税であるため、一般的には申告書に基づいた納税が完遂される場合が多く滞納は比較的少ないものの、そもそも適正な所得申告が行われているか否かが問題となる。この点については、国税局又は税務署の納税義務者への税務調査を受けての対応となる。

③固定資産税

固定資産税については、毎年1月1日現在の土地・家屋・償却資産の所有者が納税義務者となり、市がこれら資産の価格を決定し賦課課税することとなる。固定資産税は、短期的な担税力を課税の基礎としていないため、納税義務者の納税資金確保の面で問題が生じる場合があり、滞納の要因となっている。固定資産税の納期限は、5月・7月・12月・翌年の2月である。

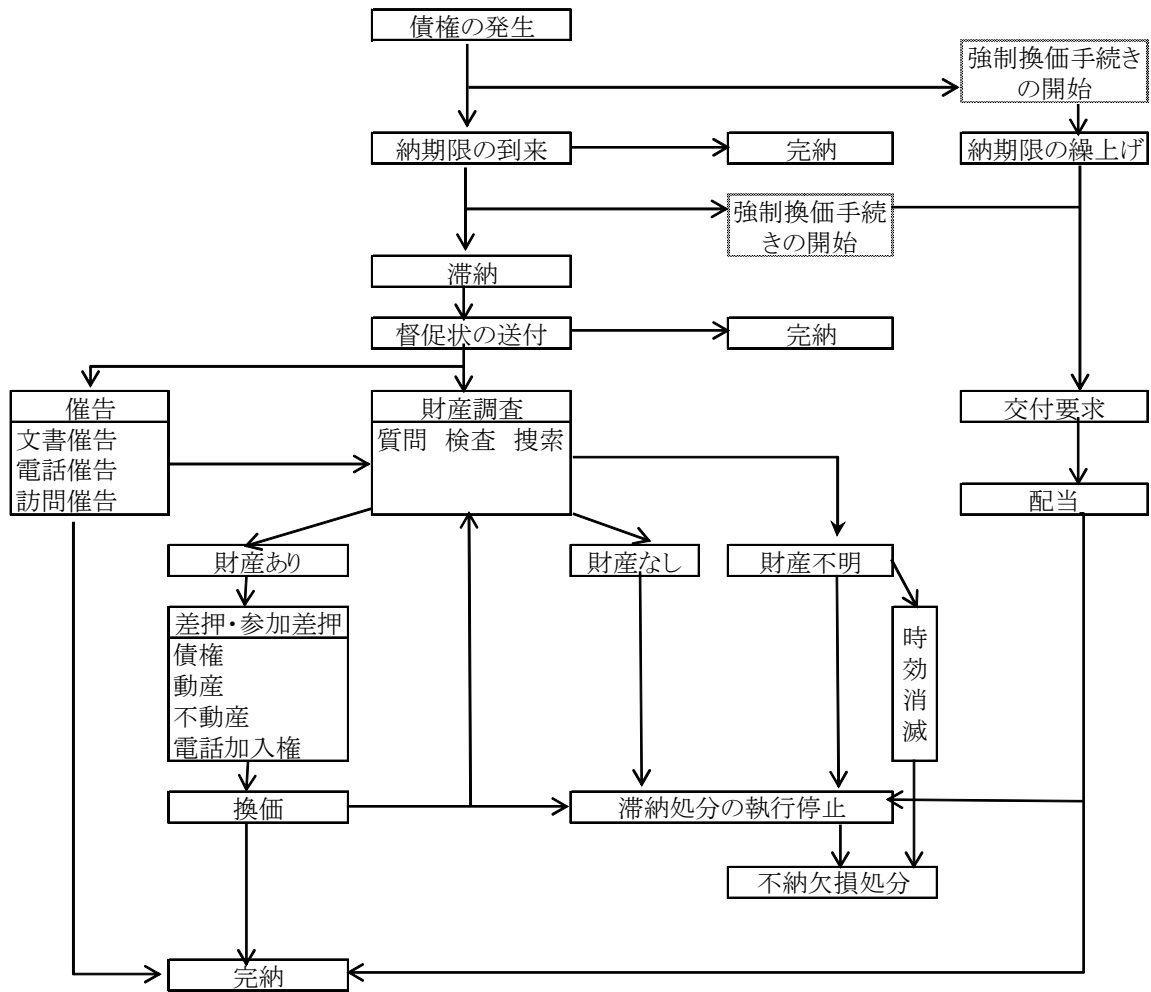
〈2〉通常の納付方法

これら税金は、各納期限までに納税義務者自ら(個人住民税の特別徴収の場合は雇用主)が金融機関窓口等で納付するか、口座引落により振替納付することとなる。軽自動車税については、コンビニエンスストアによる収納も認められている。しかし、これら納付が期限までに完了しないケースもあり、その場合は滞納整理事務を行うこととなる。

〈3〉市税の収納事務の流れ

当該滞納整理事務の流れ(手順)は、以下のようになる。

(滞納整理フロー)



〈４〉徴収率の推移

平成 21 年度の市の徴収率は、現年課税分が対前年比 0.12 ポイント増の 98.44%、滞納繰越分が対前年比 3.25 ポイント減の 29.12%、合計では対前年比 0.2 ポイント減の 95.78%であった。

徴収率は、現年課税分については、平成 17 年度以降 98%を超える水準で推移しているが、他方滞納繰越分については 30%前後で推移しており、一旦滞納になった市税の徴収は相当困難であることが想定できる。

(年度別徴収率の推移)

(単位:千円、%)

年度	項目	現年課税分	滞納繰越分	合 計
H17	調定額	38,300,076	2,155,844	40,455,920
	収入額	37,691,680	589,259	38,280,939
	徴収率	98.41	27.33	94.62
H18	調定額	38,614,457	1,947,935	40,562,392
	収入額	38,096,176	594,425	38,690,601
	徴収率	98.66	30.52	95.39
H19	調定額	41,695,126	1,660,883	43,356,009
	収入額	41,101,661	540,315	41,641,976
	徴収率	98.58	32.53	96.05
H20	調定額	41,254,800	1,521,844	42,776,644
	収入額	40,562,761	492,602	41,055,363
	徴収率	98.32	32.37	95.98
H21	調定額	39,908,392	1,591,684	41,500,076
	収入額	39,285,111	463,517	39,748,628
	徴収率	98.44	29.12	95.78

〈５〉市税の滞納整理事務

納税者が納期限までに税に係る徴収金を完納しない場合においては、徴税吏員は、納期限後 20 日以内に、督促状を発しなければならない(たとえば市民税につき地方税法第 329 条第 1 項)。また、督促状を発した日から起算して 10 日を経過した日までにその督促に係る税に関する徴収金を完納しないときには、徴税吏員は滞納者の財産を差し押さえなければならない(たとえば市民税につき地方税法第 331 条第 1 項)。実際は、督促状の発布を 2 週間以内に行った後、一定期限に納付のない債権については、催告書を発布し、なお納付のないものについて、金額的に一定以上のものから随時財産調査等を行い、差押等の滞納処分を行う。平成 21 年度における、督促状及び催告状の発送件数及び滞納処分の状況は以下のとおりである。

(督促状・催告状発送件数(平成21年度))

(単位:件)

督促状						催告状	総計
固定資産税・都市計画税	市府民税(普通徴収)	市府民税(特別徴収)	法人市民税	軽自動車税	合計		
37,841	33,437	6,477	401	11,644	89,800	69,449	159,249

(滞納処分状況(平成21年度))

(単位:件、円)

		不動産		電話加入権		債権		合計	
		件数	税額	件数	税額	件数	税額	件数	税額
平成21年3月末現在		278	232,823	153	11,874	140	72,733	571	317,430
21年度	差押	179	81,601	0	0	193	54,818	372	136,419
	差押解除	186	107,270	8	1,656	180	63,268	374	172,194
	差引計	271	207,154	145	10,218	153	64,283	569	281,655

財産調査の結果、財産がない場合または不明の場合においては、滞納処分の執行停止を行うまたは時効により、不納欠損処分が行われる(地方税法第15条の7、第18条)。

平成21年度における不納欠損状況は以下のとおりであった。

(平成21年度不納欠損状況調)

(単位:件、千円)

			滞納処分の停止 で即時消滅した もの (地方税法 第15条の7 第5項)		滞納処分の執行停止3年間を経過したもの (地方税法第15条の7 第4項)								時効期間が 満了したもの (地方税法 第18条第1項)		合計	
					地方税法 第15条の7 第1号 該当のもの		地方税法 第15条の7 第2号 該当のもの		地方税法 第15条の7 第3号 該当のもの		計					
					件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額				
市民税	個人	普徴	8	520	174	8,541	4	93	55	3,165	233	11,800	711	21,608	952	33,928
		特徴	18	717	14	473	0	0	8	339	22	812	44	2,388	84	3,917
	計		26	1,237	188	9,014	4	93	63	3,505	255	12,612	755	23,996	1,036	37,845
	法人		9	510	10	20,866	0	0	6	600	16	21,467	48	2,491	73	24,467
固定資産税	土地 家屋		27	15,340	84	27,466	2	35	12	1,411	98	28,912	178	40,742	303	84,994
	償却資産		1	15	4	173	0	0	2	2,136	6	2,308	9	1,098	16	3,421
	計		28	15,355	88	27,639	2	35	14	3,547	104	31,220	187	41,840	319	88,415
都市計画税			27	2,819	84	5,000	2	6	12	257	98	5,263	178	7,416	303	15,498
軽自動車税			12	49	46	160	0	0	17	78	63	238	2,330	5,615	2,405	5,902
合計			75	19,969	332	62,679	6	134	100	7,986	438	70,800	3,320	81,358	3,833	172,127

2. 手数料

(1) 手数料の概要

(i) 手数料の決定

手数料は、地方自治法第 227 条を根拠とする「特定の者のためにする」事務に要する費用に充てるために徴収する料金である。また、同法第 228 条において、分担金、使用料、加入金及び手数料に関する事項については、条例でこれを定めることが求められているが、全国的に統一して定めることが特に必要と認められるものとして政令で定める事務（これを「標準事務」という）について手数料を徴収する場合については、別途地方公共団体の手数料の標準に関する政令において標準金額が設定されており、当該標準金額を指標として、条例でその金額を定めることとしている。

市においては下記のとおり手数料を納付すべき事項とその金額が決定されている。

手数料を納付すべき事項	金額
(1) 住民票の写し又は住民票記載事項証明書の交付	1通につき200円
(1)の2 住民基本台帳カードの交付	1枚につき500円
(2) 戸籍の附票の写しの交付	1通につき200円
(3) 住民基本台帳の一部の写しの閲覧	当該申請に係る10人分までごとに200円
(4) 戸籍の謄本若しくは抄本又は磁気ディスクをもって調製された戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面の交付	1通につき450円
(5) 戸籍に記載した事項に関する証明書の交付	証明事項1件につき350円
(6) 除かれた戸籍の謄本若しくは抄本又は磁気ディスクをもって調製された除かれた戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面の交付	1通につき750円
(7) 除かれた戸籍に記載した事項に関する証明書の交付	証明事項1件につき450円
(8) 戸籍法(昭和22年法律第224号)第48条第1項(同法第117条において準用する場合を含む。)の規定に基づく届出若しくは申請の受理の証明書の交付又は同法第48条第2項(同法第117条において準用する場合を含む。)若しくは第126条の規定に基づく届書その他市長の受理した書類に記載した事項の証明書の交付	1通につき350円(婚姻、離婚、養子縁組、養子離縁又は認知の届出の受理について、請求により法務省令で定める様式による上質紙を用いる場合にあっては、1通につき1,400円)
(9) 戸籍法第48条第2項(同法第117条において準用する場合を含む。)の規定に基づく届書その他市長の受理した書類の閲覧	書類1件につき350円
(10) 不在籍又は不在住に関する証明	1通につき200円
(11) 破産に関する証明	1通につき200円
(12) 外国人に係る登録原票の写しの交付又は登録原票の記載事項に関する証明	1通につき200円
(13) 印鑑に関する証明(地縁による団体の代表者等に係るものを含む。)	1通につき200円
(14) 埋火葬に関する証明	1通につき200円

(15) 市の徴収金に関する証明 同一年度、同一税目及び同一人に属するもの	1件につき200円
(16) 家屋平面図の閲覧又は写しの交付	1件につき200円
(17) 固定資産課税台帳の登録事項及び固定資産税額等に関する証明	土地又は家屋については、同一年度及び同一所有者に属するものであって1筆又は1棟についてするものにつき200円とし、1筆又は1棟を増すごとに100円を加算する。償却資産については、同一年度及び同一所有者に属するものであって1の償却資産課税台帳についてするものにつき200円
(18) 租税特別措置法施行令(昭和32年政令第43号)第41条各号又は第42条第1項に規定する個人の新築又は取得をした家屋がこれらの規定に規定する家屋に該当するものであることについての証明	1件につき1,300円
(19) 国民健康保険又は介護保険に係る賦課額及び納付額に関する証明	1件につき200円
(19)の2 後期高齢者医療保険料に係る納付額に関する証明	1件につき200円
(20) 市が管理する道路、水路及び河川の明示	1筆につき1,500円。ただし、2筆以上のときは1筆を増すごとに500円を加算する。
(21) 公園の明示	1筆につき1,500円。ただし、2筆以上のときは1筆を増すごとに500円を加算する。
(21)の2 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第19条第1項の規定による登録、同条第5項の規定による登録の有効期間の更新又は同条第6項の規定による登録票の再交付	1件につき3,400円
(22) 道路法(昭和27年法律第180号)第47条の2第1項に規定する特殊車両の通行の許可	1両につき200円
(23) 道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第34条第2項の規定(同法第73条第2項において準用する場合を含む。)に基づく自動車の臨時運行の許可	1両につき750円
(24) 租税特別措置法施行令第7条第10項第5号又は第29条の4第9項第5号に規定する自転車駐車場の要件を満たすものであることについての認定	1件につき5,500円
(25) 図書館の資料の複写	複写1枚につき10円
(26) その他の事項に関する証明	1件につき200円

上記手数料条例に基づき手数料を徴収した結果、平成 21 年度において下記のとおり歳入があった。

手数料の種類	収入済額(円)
総務手数料	26,000
徴税手数料	12,029,350
戸籍住民基本台帳手数料	71,040,900
保健衛生手数料	35,892,958
清掃手数料	479,769,790
農業手数料	9,000
商工手数料	1,105,320
土木管理手数料	11,515,140
道路橋りょう手数料	1,103,400
都市計画手数料	63,800
住宅手数料	26,800
消防手数料	2,595,800
幼稚園手数料	2,274,000
図書館手数料	88,560

(ii) 減免について

手数料収入のうち、①国又は他の地方公共団体から請求があった時②公費の扶助を受けているものから請求があった時、又は公費の扶助を受けるために必要なものとして請求があった時③その他公益のため、又は特別な理由により必要と認められる時は、手数料収入について減免することができる」とされている。

（２）手数料負担のあり方

手数料負担のあり方を考える上で視点となってくるのは、受益と負担の関係である。

具体的に受益と負担を考えるにあたっては、市では「受益と負担の公正性確保」という基準を設け、３つの類型に分けて考えている。まず、１つ目の類型として①受益者が特定でき、市民にとって必需的なサービスである。この類型においては、原則的には受益者に負担を求めるべきであるが、必需的なサービスは市民生活に欠かせないサービスであり、ほぼ市民全体に受益があるので税で賄うべきであると考えられる。ただし、個人により利用量・頻度が異なるサービスや、恒常的に必需とまらないサービス及び質の管理が必要なサービスについては、公平性を確保するために、利用量・頻度・サービスの水準に応じた負担を求めるべきといえる。

次に②受益者が特定でき、市民の側で選択可能なサービスという類型である。当該類型においては、原則的に受益者に負担を求めるべきと考えられる。なぜなら、選択的なサービスはより快適性を求めるサービスであり、個人によって必要性が異なるためである。

最後に③受益者を特定することが困難なサービスについてである。このようなサービスについては、受益者を特定して費用を回収するためには多大なコストがかかり、効率的なサービス供給ができないため、税で賄うべきと考えられる。

ここで、各種証明書の発行について考えてみると、受益者が特定でき市民側で選択可能なサービスであり、個人によって必要性が異なるものであるため、原則的には全額受益者に負担を求めるべきといえる。よって、戸籍住民基本台帳手数料のうち、戸籍に関する手数料は「地方公共団体の手数料の標準に関する政令」においてその標準金額が定められているが、それ以外の手数料に関しては、受益者負担の観点からその金額を決定すべきであるといえる。

(3) 戸籍住民基本台帳手数料について

(i) 戸籍住民基本台帳手数料

手数料収入のうち戸籍住民基本台帳手数料について見てみると、年間取扱件数は下記の通りとなっている。

						(単位) 取扱件数:件 金額:円			
戸籍	現在	謄本	取扱件数	有料	26,052	住民票	取扱件数	有料	116,213
				無料	7,108			無料	12,211
			金額		11,723,400		金額		23,242,600
		抄本	取扱件数	有料	8,435	登録原票記載事項証明	取扱件数	有料	5,645
				無料	348			無料	1,359
			金額		3,795,750		金額		1,129,000
	除籍	謄本	取扱件数	有料	12,237	閲覧 (住民票)	取扱件数	有料	75
				無料	5,592			無料	1,683
			金額		9,177,750		金額		15,000
		抄本	取扱件数	有料	278	印鑑証明	取扱件数	有料	94,104
				無料	67			無料	0
			金額		208,500		金額		18,820,800
	記載事項証明	戸籍	取扱件数	有料	0	一般行政証明	取扱件数	有料	10,773
				無料	2			無料	17,967
			金額		0		金額		2,154,600
		除籍	取扱件数	有料	0	合計	取扱件数	有料	276,010
				無料	0			無料	46,514
			金額		0		金額		71,040,900
	受理証明 (上質紙)		取扱件数	有料	4				
				無料	0				
			金額		5,600				
			取扱件数	有料	1,146				
	受理証明 (普通紙)			無料	0				
			金額		401,100				
	届書の写し		取扱件数	有料	1,048				
				無料	3				
			金額		366,800				
	出産育児		取扱件数	無料	174				

戸籍住民基本台帳手数料のうち、戸籍に関する手数料は「地方公共団体の手数料の標準に関する政令」においてその標準金額が定められているが、それ以外の手数料に関しては、市が独自に決定しているものである。また、住民基本台帳カード交付手数料については、住民基本台帳カードの交付を促進するため、平成20年4月1日から平成23年3月31日に限り、手数料条例の適用対象外とされており、時限措置的に無料となっている。

なお、現行の手数料に関しては、平成5年4月1日に改定がなされてから現在に至るまで、単価の見直しは実施されていない。

(ii) 徴収について

各種証明書は市民課窓口（市役所本館 1 階 1 番窓口）、各出張所（龍華・久宝寺・西郡・大正・山本・竹渕・南高安・高安・曙川・志紀）、市民サービスコーナー（近鉄八尾駅 1 階、住民票のみの取扱い）で取り扱われるほか、一部の証明書に関しては自動交付機において発行することができる。ただし、自動交付機における交付の場合、やお市民カードの取得と暗証番号の登録が必要となる。自動交付機の設置場所及び交付を受けることのできる証明書の種類は下記のとおりである。

設置場所	八尾市役所本館 管理センター前 (東側通用口内)	山本コミュニティセンター 山本出張所内	八尾市立病院1階 まちなかステーション
交付を受けることのできる証明書の種類	●住民票の写し（本人又は本人と同一世帯に属する方のみ） ●登録原票記載事項証明書（本人又は本人と同一世帯に属する方のみ） ●印鑑登録証明書（本人分のみ） ●市・府民税の課税証明書		

場所別の取扱件数をみると、約半数が本庁における取り扱いとなっている。

(箇所別取扱件数)

(単位:円、件)

	有料取扱件数	無料取扱件数	取扱件数合計	取扱金額	割合(金額)	割合(割合)
本庁	136,049	11,718	147,767	35,504,450	50%	46%
龍華	15,815	233	16,048	3,705,450	5%	5%
久宝寺	5,380	57	5,437	1,309,800	2%	2%
西郡	5,516	43	5,559	1,286,100	2%	2%
大正	11,442	132	11,574	2,705,400	4%	4%
山本	29,282	450	29,732	6,904,700	10%	9%
竹渕	4,329	74	4,403	1,031,400	1%	1%
南高安	9,286	125	9,411	2,319,700	3%	3%
高安	6,134	65	6,199	1,574,150	2%	2%
曙川	12,070	196	12,266	2,875,300	4%	4%
志紀	12,598	233	12,831	3,028,600	4%	4%
市民サービスコーナー	938	0	938	187,600	0%	0%
郵送	27,171	33,188	60,359	8,608,250	12%	19%
合計	276,010	46,514	322,524	71,040,900		

(iii) コスト積算の観点からの手数料の決定について

受益者負担の観点から、各種証明書の発行に際して要する必要経費を計算すると下記の通りとなる。「地方公共団体の手数料の標準に関する政令」において標準手数料が決定されていない手数料についてのみ分析を実施する。

証明書の種類	交付方法	想定所要時間(分)	人件費単価(※1)(円/分)	処理に要する人件費(円/件)	物件費(※2)(円/件)	原価コスト(円/件)	現行の金額(円/件)
住民票の写し又は住民票記載事項証明書の交付	窓口交付	5	73	365	111	476	200
	自動交付機				351	351	200
戸籍の附票の写しの交付	窓口交付	5	73	365	111	476	200
印鑑に関する証明	窓口交付	5	73	365	111	476	200
	自動交付機				351	351	200
身分証明書	窓口交付	5	73	365	111	476	200
外国人に係る登録原票の写しの交付又は登録原票の記載事項に関する証明	窓口交付	5	73	365	111	476	200
	自動交付機				351	351	200

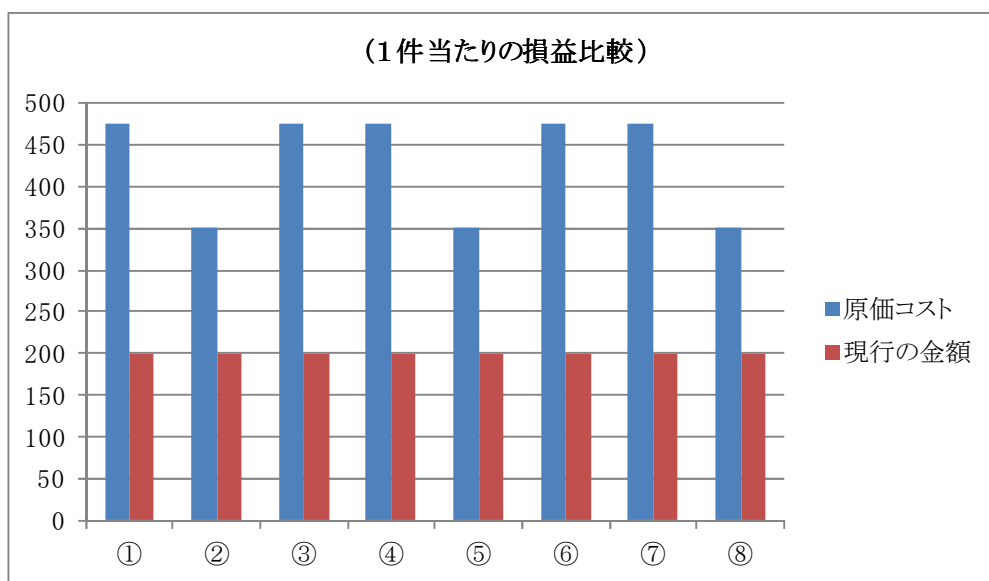
(※1)	月数	平均勤務日数	勤務時間	分換算	年間勤務分数	単位
	12	20	7.75	60	111,600	分/年間

職員数	給料(千円)	手当(退職手当除く)(千円)	共済費(千円)	合計(千円)	一人当たり	単位
1,721	6,680,925	4,951,235	2,393,534	14,025,694	8,149,735	円/年間
					73	円/分

(※2)

年間取扱想定件数		
証明種類	自動交付機	自動交付機以外
住民票	10,000	150,000
外登証	800	9,200
印鑑証明書	20,000	90,000
閲覧	-	300
一般行政証明	-	35,000
転出証明	-	7,000
合計	30,800	291,500

交付方法	内容	(千円)	合計
自動交付	自動交付機経費	10,800	10,800
窓口交付	電算関係経費	19,763	32,437
	ファクシミリ関係経費	4,685	
	事務経費	7,989	



証明書の種類	交付方法	表との対応
住民票の写し又は住民票記載事項証明書の交付	窓口交付	①
	自動交付機	②
戸籍の附票の写しの交付	窓口交付	③
印鑑に関する証明	窓口交付	④
	自動交付機	⑤
身分証明書	窓口交付	⑥
外国人に係る登録原票の写しの交付又は登録原票の記載事項に関する証明	窓口交付	⑦
	自動交付機	⑧

上記のように、証明書の種類及び交付方法の如何にかかわらず、現行の手数料は発行にかかる必要経費を大きく下回る結果となっている。

(iv) 手数料に関する他市比較

手数料について大阪府下における類似団体間で比較すると下記の通りである。なお、「地方公共団体の手数料の標準に関する政令」において標準手数料が決定されていない手数料についてのみ比較を実施する。

	住民票	住民票記載 事項証明書	戸籍の附票	印鑑登録証 の交付	印鑑証明書	身分証明書	登録原票記 載事項証明	その他の証 明
八尾市	200	200	200	無料	200	200	200	200
豊中市	300	300	300	無料	300	300	300	300
高槻市	300	300	300	300	300	300	300	300
茨木市	300	300	300	300	300	300	300	300
東大阪市	300	300	300	無料	300	300	300	300
枚方市	300	300	300	無料	300	300	300	300
寝屋川市	300	300	300	無料	300	300	300	300
岸和田市	300	300	300	300	300	300	300	300
吹田市	150	150	150	無料	200	200	150	200

このように、類似団体比較の多くが、各手数料について 300 円と設定している場合が多く、類似団体間で不均衡が生じている。

・手数料の見直しについて（意見）

市における手数料の設定について受益者負担の観点から考えると、現行の手数料は、各種証明書発行のために必要な費用を大きく下回る金額で設定されているため、差額に関して現状では税で賄われている結果となっている。

また、市と同規模の他市と比較しても現在の手数料は低めに設定されているといえる。

「受益と負担の公平性確保」の基準においては社会経済情勢に応じて、おおむね 3 年から 5 年に 1 回受益者負担額の見直しを実施するとされているが、現行の手数料に関しては平成 5 年に決定されたものである。市における厳しい財政状態に鑑みれば、適正な受益者負担額に見直す時期にあるのではないだろうか。

なお、窓口での申請、郵送による申請など、申請方法により証明書発行までの必要費用が異なることから、適正な受益者負担額の算定にあたっては、証明書の発行方法までに踏み込んだ検討を実施すべきではないかと考える。

3. 国民健康保険料

(1) 国民健康保険事業の概要

(i) 国民健康保険制度の概要

〈1〉国民健康保険とは

我が国の公的医療保険制度は、すべての国民が医療保険制度に加入しなければならない「国民皆保険制度」となっている。国民健康保険は公的医療保険制度の一つであり、国民健康保険法に基づき、被保険者の疾病、負傷、出産又は死亡に関して、医療の給付又は医療費等の支給をする制度である。その地域（市町村）に住所を有する者は、他の公的医療保険に加入している人や生活保護を受給している人を除き、すべての者が国民健康保険制度の加入者となる。加入者は、所得や世帯構成に応じて算定された保険料を納付し、疾病、負傷、出産、死亡の保険事故が発生した場合に、金銭、物又はサービスにより保険給付を受ける。

〈2〉保険者とは

保険者とは、保険制度の管掌者（運営主体）であり、被保険者から保険料を徴収し、保険事故があった際に保険給付を行う者である。

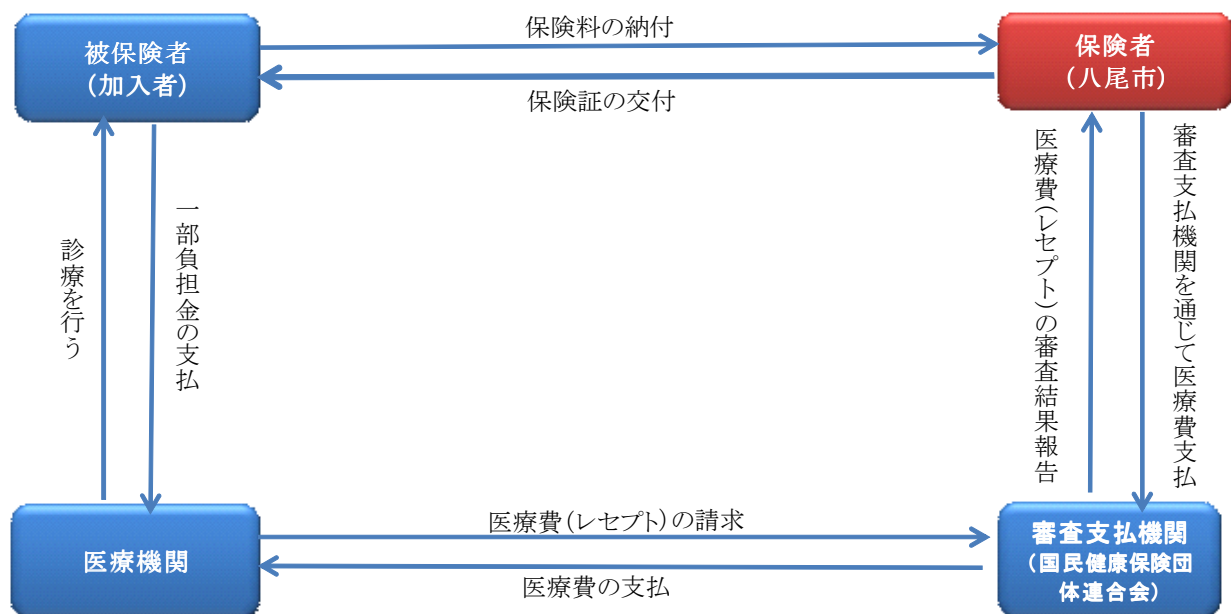
国民健康保険では、各市町村の地方自治体及び同種の事業者等で組織する国民健康保険組合が保険者となっている。

〈3〉被保険者とは

被保険者とは、保険制度の加入者であり、一定の基準に従って保険料を納付する一方で保険事故の際に保険給付を受ける資格を有する者である。

国民健康保険は、健康保険に加入していない75歳未満の人が加入者となる。

(国民健康保険のしくみ)



〈４〉保険料の納付義務

保険者は、国民健康保険事業に要する費用に充てるため、被保険者の世帯主から保険料を徴収しなければならない。当該世帯主が保険料の納付義務者となる。市町村が国民健康保険料を納付義務者から徴収する権利は、2年を経過すると時効によって消滅する。納入の告知及び督促等は時効中断の効果を生ずる。

〈５〉保険料の算定

国民健康保険料の賦課額は、国民健康保険の被保険者である世帯主及びその世帯に属する被保険者につき算定した基礎賦課額、後期高齢者支援金等賦課額、当該世帯主及び当該世帯に属する国民健康保険の被保険者のうち介護保険法第9条第2号に規定する被保険者であるものにつき算定した介護納付金賦課額の合算額である。

国民健康保険の基礎賦課額は47万円を超過することができず、後期高齢者支援金等賦課額は12万円を、介護納付金賦課総額は10万円を超過することができない。

（注1）国民健康保険の基礎賦課額とは、国民健康保険事業に要する費用（事務の執行に要する費用を除く）に充てるための賦課額をいう。

（注2）後期高齢者支援金等賦課額とは、後期高齢者支援金の納付に要する費用に充てるための賦課額をいう。

（注3）介護納付金賦課額とは、介護納付金の納付に要する費用に充てるための賦課額をいう。

〈６〉賦課標準および料率

国民健康保険の基礎賦課額は、①所得割額、②被保険者均等割額及び③世帯別平等割額の合算額である。

①所得割額は、その世帯に属する被保険者の前年所得に応じて賦課される部分である。

②被保険者均等割額は、1世帯に属する被保険者の人数に応じて賦課される部分である。

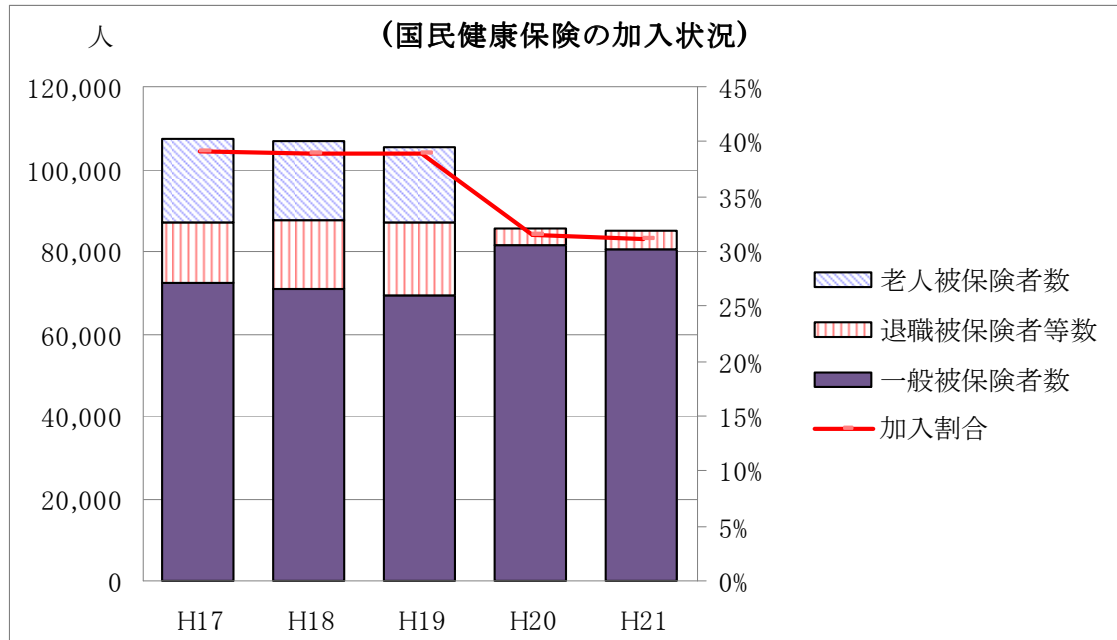
③世帯別平等割額は、各世帯に対して均等に賦課される部分である。

（２）市の国民健康保険事業

（い）被保険者の加入者の状況

〈１〉国民健康保険の加入状況

平成17年度からの国民健康保険の加入者の状況は次の通りである。



（注1）老人被保険者数…国民健康保険被保険者のうち、老人保健法による医療の給付の対象者（H20年～老健対象者は後期高齢者医療制度へ移行したため「0」）。

（注2）退職被保険者等数…国保被保険者のうち、被用者年金の老齢（退職）年金受給権を有する者であって被用者年金の加入期間が20年以上であるか若しくは40歳以降10年以上である者及びその被扶養者。

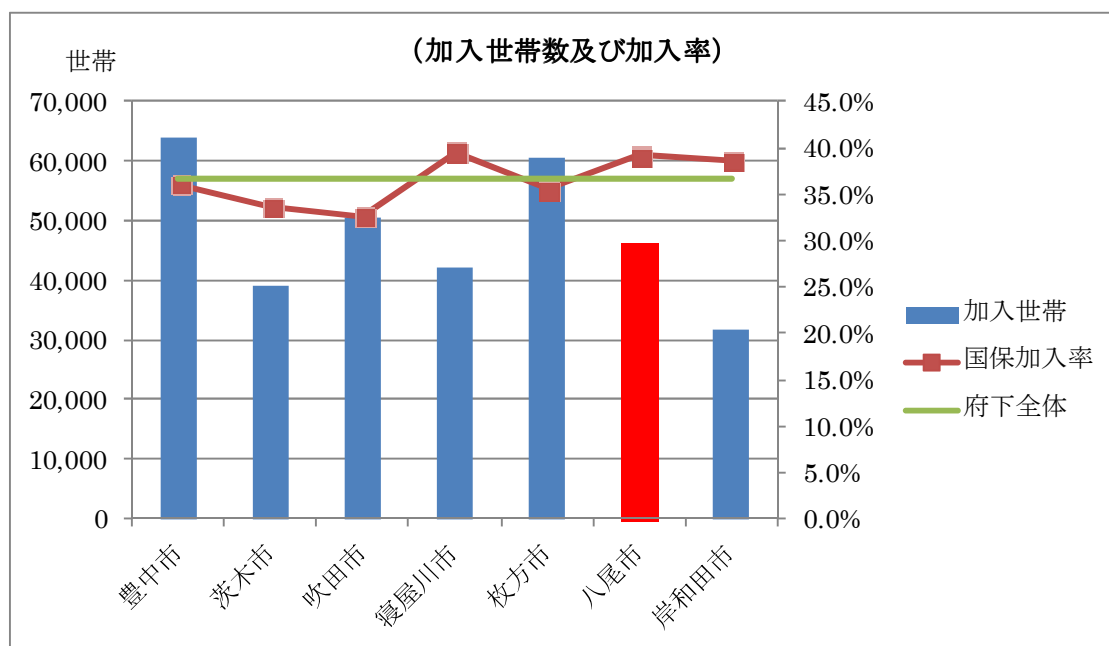
（注3）一般被保険者数…国保被保険者のうち、老人以外のもので退職者医療制度の適用を受けない者。

（注4）国保加入率…市内人口に占める国保被保険者数の割合。

平成17年度からの国保加入者数は、11万人弱で推移している。平成20年度からは8万人あまりで推移している。これは、平成20年度から75歳以上の被保険者が後期高齢者医療へ移行したことによる影響である。

〈2〉 加入世帯数及び加入率

大阪府内における類似団体間で加入世帯の数および加入率は次の通りである。（平成22年3月31日現在）

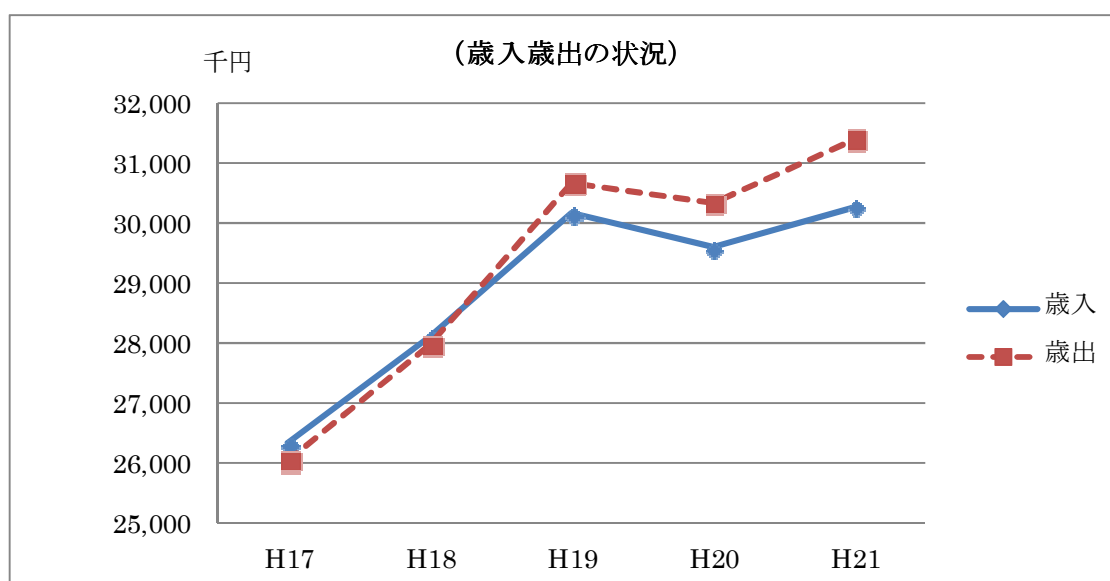


加入世帯数は4番目に多く、46,231世帯である。国保加入率は、寝屋川市に次いで2番目に多く39.2%となっている。府内平均では36.7%となっており平均値を上回っている。

（ii）歳入歳出の状況

〈1〉収支状況の経年比較

国保会計の収支状況は次の通りである。



国保会計の収支状況を経年比較した場合、平成 19 年度以降赤字となっている。この 3 年間は 5 億円から 11 億円の赤字となっている。平成 21 年度の財政規模は、314 億円で 11 億円の赤字となっている。累積赤字は 8 億円弱あり危機的状況にある。

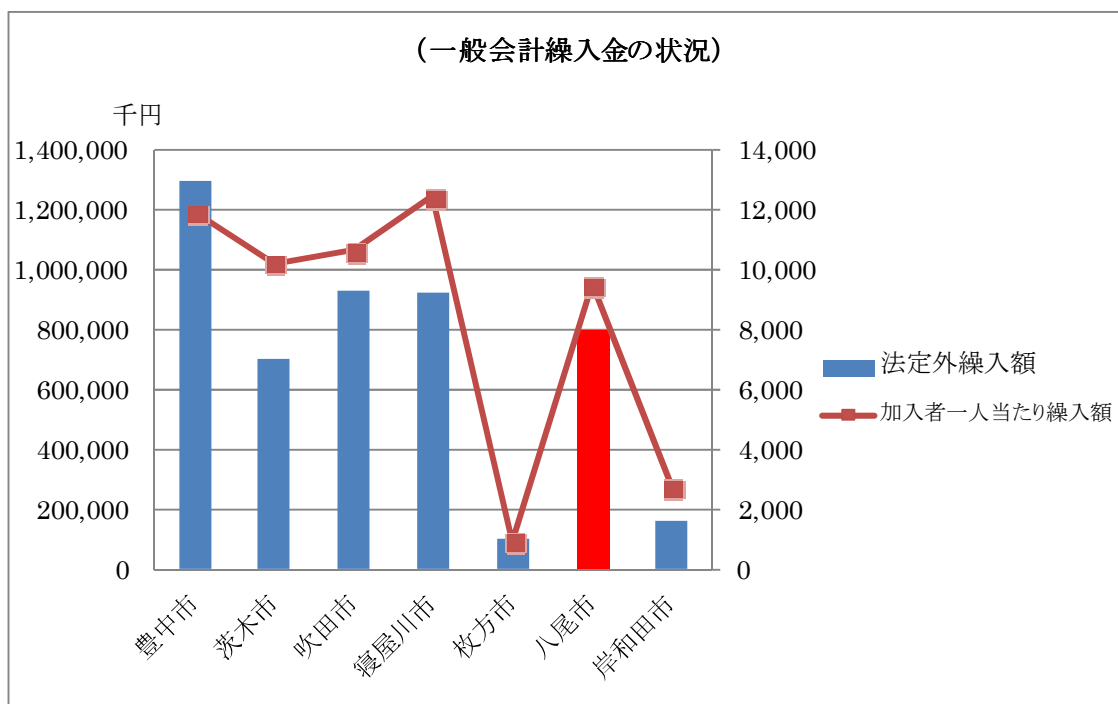
後述するがこの赤字は、一般会計からの税金を繰入れた上でなおも出ている。

〈2〉平成 21 年度の歳入の構成

(歳入の構成)		単位：千円
国民健康保険料	6,885,893	
使用料及び手数料	72	
国庫支出金	8,259,407	
療養給付費等交付金	1,329,922	
前期高齢者負担金	6,192,440	
府支出金	1,381,472	
共同事業交付金	3,525,705	
財産収入	126	
繰入金	2,654,688	
繰越金	0	
諸収入	51,445	

平成 21 年度の歳入の主な内訳は、加入者が納付した保険料が 68 億円（23％）で、一般会計からの繰入金（26 億円、9％）と国からの支出金（82 億円、27％）府からの支出金（13 億円、5％）となっている。

〈３〉平成 22 年度の一般会計繰入金（予算）の状況



一般会計繰入金（法定外繰入金）の状況を大阪府内類似団体と比較した場合、市は 4 番目に多く 8 億円弱である。加入者一人当たり繰入額は 9,500 円であり 5 番目に多い。

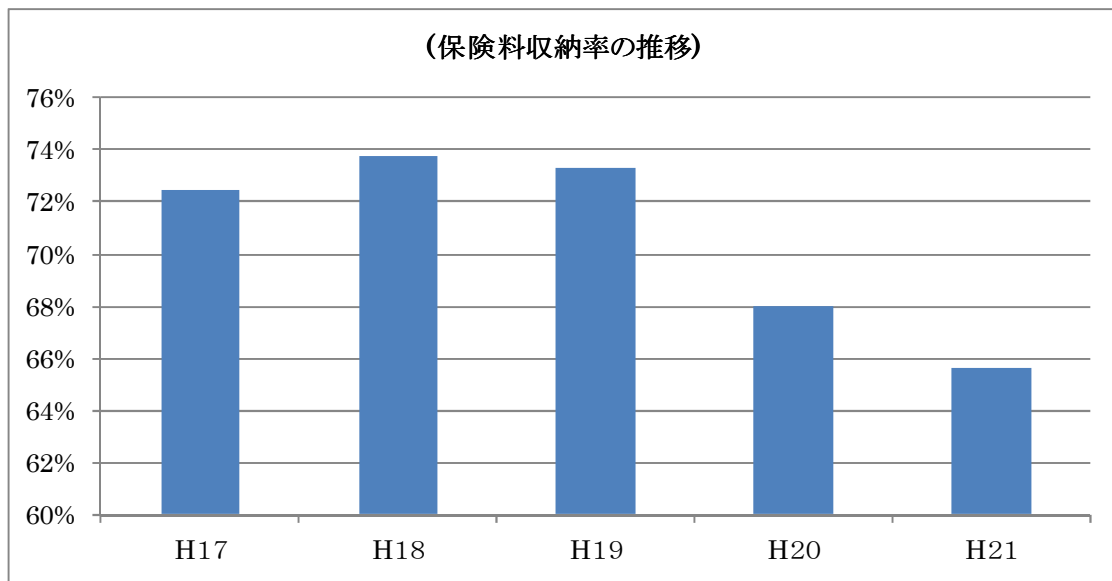
〈４〉平成 21 年度の歳出の構成

（歳出の構成）		単位：千円
総務費		389,424
保険給付費		21,333,995
後期高齢者支援金等		3,724,505
前期高齢者納付金等		10,590
老人保健拠出金		37,858
介護納付金		1,306,871
共同事業拠出金		3,633,982
保険事業費		182,386
基金積立金		126
公債費		3,486
諸支出金		29,362
繰上充用金		760,902
予備費		0

平成 21 年度の歳出の主な内訳は、保健給付費（213 億円、68%）と後期高齢者医療費拠出金（37 億円、12%）が大半を占めている。

(iii) 保険料の状況

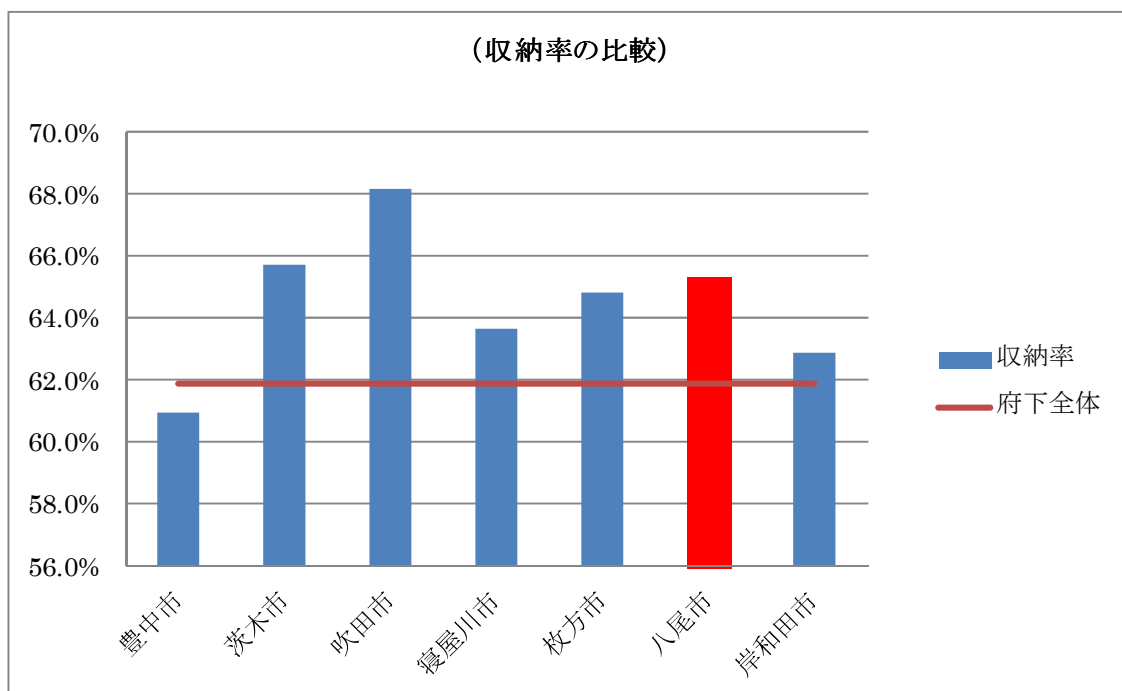
〈1〉 保険料収納率の推移



(注) 介護保険料を含んだ収納率であり、調定額を収納額で割ることにより収納率を求めた。

保険料収納率は平成 18 年度をピークにして年々低下傾向にある。平成 21 年度の収納率は 66%でありピーク時に比して8ポイント低下している。直近の2カ年の下落率は顕著である。この主な要因は収納率が比較的良い世代である高齢者が、後期高齢者医療へ移行したためである。

〈2〉 収納率の類似団体比較



(注) 収納率は調定額累計から居所不明者分調定額を差し引いて求めた。

府内における類似団体間で比較した場合、市の収納率は3番目に高く65.03%に上る。府内平均の収納率が61.88%であることを鑑みると、市の収納率は高いと判断できる。しかし、府内で最も収納率の高い河内長野市と比較すると19.65ポイントも開きがあり、さらなる収納率の向上が望まれる。

(iv) 改革の方針…八尾市行財政改革アクションプログラム（平成19年度～平成22年度）

さらなる歳入確保のため、市では次のような目標を掲げている。

1	項目名	収納率の向上
	実施内容	平成18年度に歳入確保対策会議を設置して、課題整理・具体的対策・数値目標等を検討し、順次対策を行っている。平成19年度は、債権管理の一元化に向けた検討を行っており、その結果を20年度の機構改革による組織体制づくりに反映させて、さらなる収納の強化に取り組む。
	実施効果	さらなる収納率向上をめざし、負担の公平性を確保する
	取組内容	国民健康保険料収納率の向上 (数値目標)現年度分の収納率を平成22年度までに89%にする
2	項目名	受益と負担の公正性の確保
	実施内容	使用料、手数料等の受益者負担について、対象となる事務事業の行政コスト算出や望ましい公費負担割合について整理して、あるべき受益者負担を算出し、順次適正な金額に改定していく。
	実施効果	受益者負担の適正化が図られるとともに、新たな歳入確保となる
	取組内容	特定健診自己負担の導入
3	項目名	歳入確保(広告収入)
	実施内容	広告やネーミングライツによる歳入の確保を行う
	実施効果	新たな歳入の確保
	取組内容	封筒等への広告掲載への検討

〈1〉 収納率の向上について

アクションプログラムを具体化したものとして、府内の先進事例を参考に「八尾市国保料収納対策緊急プラン」に定めた取り組みは次のとおりである。なお、「未実施」の記載のあるものについては、他市の事例をさらに検討し、実施に向けた取り組みを進めるべきである。

(アクションプログラムを具体化した施策)

収納状況の解消への取り組みについて		
1	国保資格喪失時の届出勧奨の実施	社会保険資格調査 ポスター掲示
2	国保未加入者への勧奨の実施	ポスター掲示
3	納付相談による生活保護申請の勧奨を実施	納付相談時に通年実施

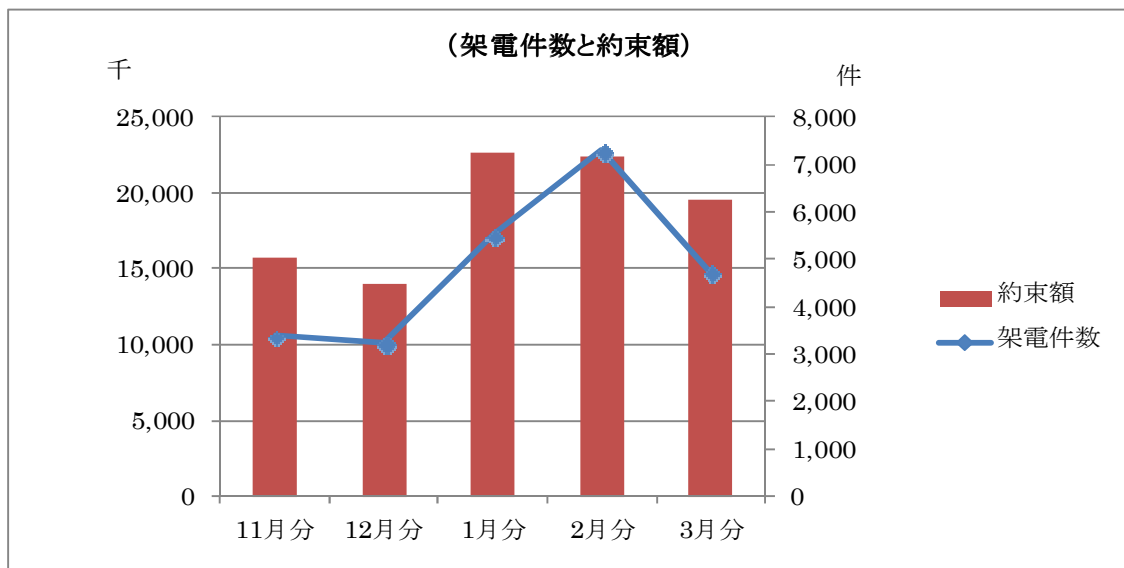
4	時効完成前の納入勧奨、 時効後の不能欠損処理の 実施	滞納催告書により勧奨
5	不能欠損処理の実施	時効完成保険料について年度末に不能欠損処理
人員の増員等の取り組みについて		
1	収納嘱託員の新規採用ま たは増員	未実施
2	収納担当職員の増員、また は応援体制の実施	実施済
3	滞納処分の専門部門、部 署の設置	債権管理課との連携を密に収納対策に当たる
4	収納コールセンターの設 置・電話勧奨専門嘱託員の 配置	コールセンターの設置： 平成 21 年 11 月 24 日～平成 22 年 9 月 30 日
5	税の専門家の派遣要請	未実施
6	外国人の為の専門嘱託員 を設置	未実施
7	未納者対応、滞納分析等 についての新たな職員研修 を実施	研修の実施
徴収方法の改善等の取り組みについて		
1	滞納分析の実施	収納担当学会議で分析し、収納対策に反映
2	資格証明書の発行を実施	新規対象者に対し、6 か月ごとに発行
3	口座振替の勧奨を実施	新規加入時に通年実施 毎年度当初納付通知書に同封
4	コンビニ収納の実施	システムのオープン化と合わせて検討中
5	クレジットカード収納の実施	同上
6	マルチペイメントを活用した 収納の実施	同上
7	年間納付額証明書の一斉 送付を実施	口座振替世帯のみ 12 月に前年中分を一括送付する
8	収納強化週間・月間を実施	収納特別事業実施
9	滞納整理機構等へ高額、 困難事案等の移管を実施	平成 22 年度より社保加入による全喪世帯の一部を債権管理 課へ移管
10	広報の実施(市町村報への 掲載)	例年 6 月 20 日発行の市政だよりに掲載
11	広報の実施(ポスターパンフ レットTVCM等)	ポスター掲示の実施
滞納処分実施の取り組みについて		
1	滞納処分の実施	通年実施
2	転出した滞納者の居住調 査・財産調査の実施	時期を分けて実施
3	長期滞納者の財産調査の 実施	通年実施

4	預貯金、給与等の差押えの実施	通年実施
5	動産、不動産の差押えの実施	通年実施
その他		
1	国保滞納者差押え物件のインターネット公売(市町村のHP活用)の実施	未実施
2	国保滞納者差押え物件のインターネット公売(民間事業サイトの活用)の実施	未実施
3	国保滞納者への公的サービス制限の実施	未実施
4	多重債務者支援(過払金返還)の実施(自治体が請求)	未実施。他所管で支援を実施
5	多重債務者支援(過払金返還)の実施(弁護士を活用)	未実施。他所管で支援を実施

これらの取り組みにつき実施状況を検証した。

(i) 人員の増員等の取り組みに関する検証

コールセンターの設置状況およびその成果は以下の通りである。

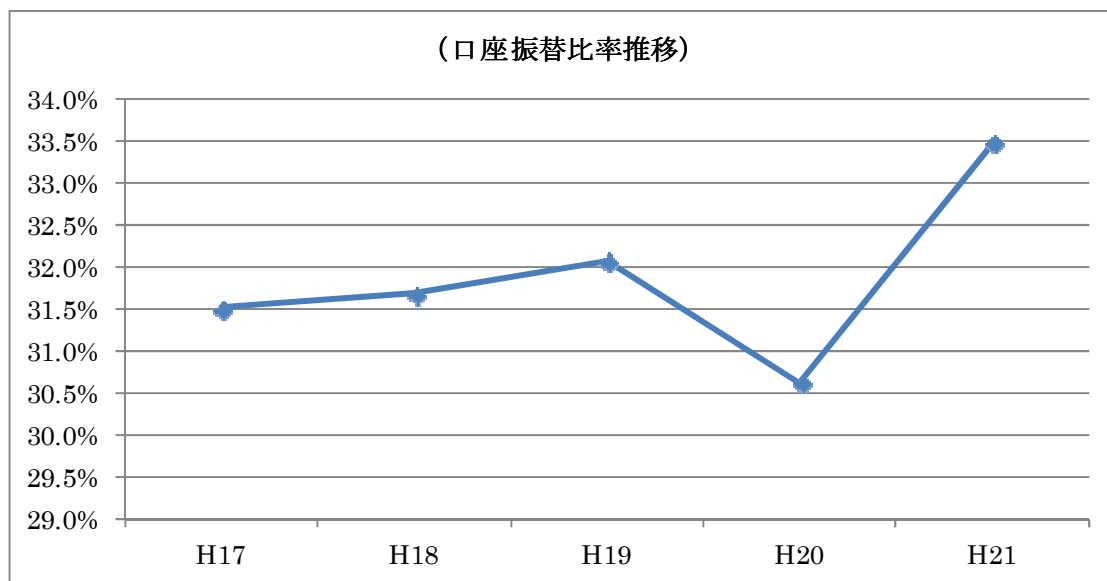


11月からのコールセンターの開設以来、合計で24,125回の架電を行っている。また、架電の結果、納付約束がとれた金額は94百万円となっている。架電回数と約束金額の間には比例関係があり、約束額の内容は堅調に推移している。

コールセンター開設から3月31日までの間に1度でもコールセンター架電があった世帯は77,406世帯にのぼる。コールセンター開設前の4か月間(平成21年8月～平成21年11月)の収納済み額が226百万円に対し、コールセンター開設後の4か月間(平成21年12月～平成22年3月)の収納済み額は297百万円となっている。コールセンター導入効果は、4千万円となっている。

（ii）徴収方法の改善等の取り組みに関する検証

口座振替の状況については以下の通りである。



現在のところ、保険料の納付方法は、納付書、口座振替、年金天引によるものの3種類である。口座振替比率は平成17年度以降上昇傾向にあったが平成20年度の後期高齢者医療制度の施行に伴い、一度30.63%まで落ち込んでいる。その後、納付通知書に口座振替依頼書と返信用封筒を同封したり、納付書に口座振替のメリットを記載した文書を同封したり、窓口応答時に口座振替勧奨をおこなったり、コールセンター架電時に口座振替勧奨を行うことにより、平成21年度の口座振替利用率は33.49%まで上昇した。口座振替率は高ければ高いほど高い収納率が期待できる。

（iii）滞納処分実施の取り組みに関する検証

市では平成20年度より滞納債権にランクを設けメリハリの利いた債権管理を行うようになった。

また、平成21年度の差押えの実績は次の通りである。

（差押えの件数と金額）

（単位：千円）

H17		H18		H19		H20		H21	
件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
96	55,086	65	24,627	99	45,450	145	84,175	114	71,230

〈２〉受益と負担の公正性の確保について

受益者負担の適正化を目的として、特定健康診査の受診者から 1,000 円の自己負担を求めている（65 歳以上及び市民税非課税世帯は無料）。

（注）特定健康診査とは、メタボリックシンドロームの要因となっている生活習慣を改善させ、高血圧や高脂血症、糖尿病などの生活習慣病の早期発見・早期治療を目的とした検査である。平成 20 年 4 月より、40 歳から 74 歳までの被保険者と被保険者と被扶養者を対象に実施されている。

府内で負担額を徴収している団体一覧は以下の通りである。

（特定健康診査負担金一覧） 単位：円	
大阪市	600
堺市	500
豊中市	700
泉大津市	1000
茨木市	500
八尾市	1000
寝屋川市	700
松原市	1000
大東市	700
羽曳野市	1000
高石市	500
四条畷市	700
交野市	700
豊能町	1000
忠岡町	1000
岬町	1200

市では、一部負担を求めることにより、平成 21 年度実績で約 350 万円の効果があった。

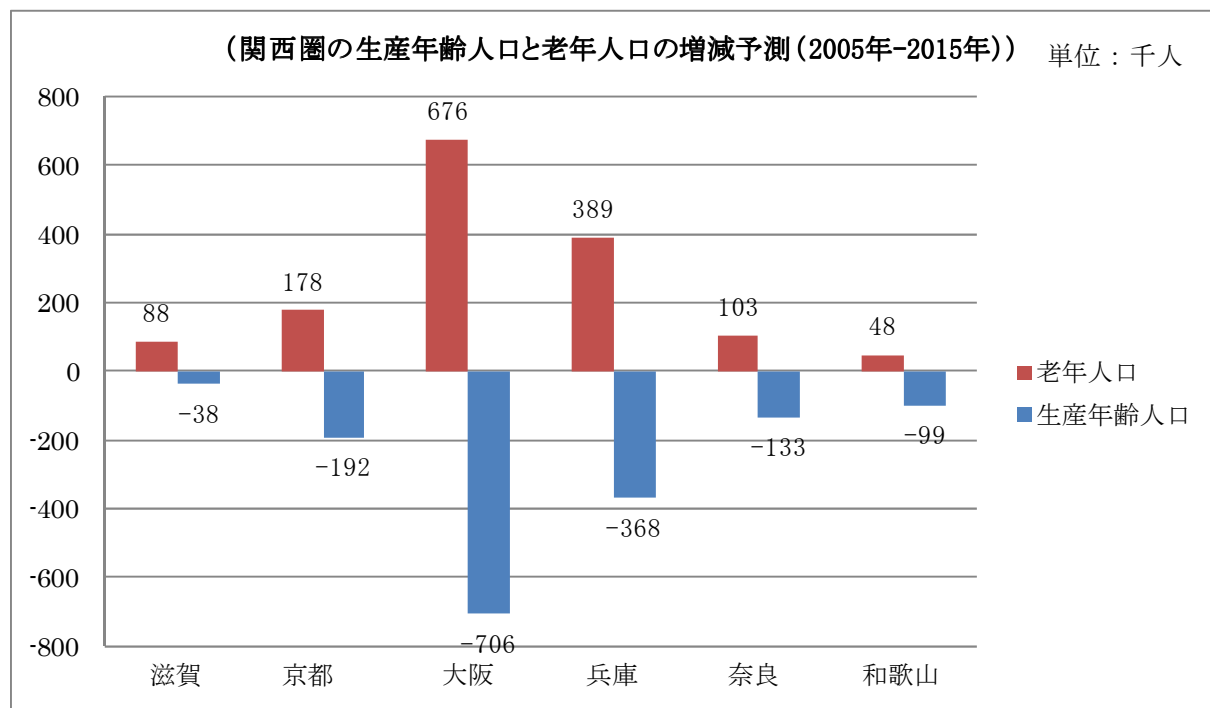
〈３〉歳入確保（広告収入）について

歳入確保の一環として、「八尾市広告掲載要綱（平成 18 年 11 月 13 日施行）」及び「八尾市広告掲載基準」に基づき、「八尾市健康福祉部送付用封筒広告掲載要領」及び「八尾市健康福祉部送付用封筒広告募集要項」を策定し、平成 23 年度の健康保険課及び介護保険課の送付用封筒への広告を募集している。先行する市税納税通知書等送付用封筒の広告掲載料が 1 通につき 1 円であることから、健康福祉部も広告掲載料を 1 通 1 円と設定しており、総発送通数が 141 千通であるため、応募者がいる場合は、141 千円の歳入が見込まれるものである。

以上、市の改革実施状況を検証してきたが、つまるところ、歳入確保に関しては大きな成果をだすには 1%でも収納率を向上させる以外にはないということがわかる。

・国民健康保険料の収納率の向上策について（意見）

国民健康保険料や介護保険料などの社会福祉にかかる保険料の収納率を高い水準に維持しておくことは、長期的視点からみた歳入確保策としても重要といえる。大阪府は全都道府県のうち生産年齢人口（15歳から64歳）の減少数が最大となっている。



（出典：藻谷浩介著「デフレの正体」2010年）

30代から40代の子育て世代を中心とした生産年齢世代は、消費すなわち需要を喚起しひいては市税への貢献度も一般に大きい。高齢化によりその世代の急激な減少に今直面している。生産年齢世代の減少による需要の減少をカバーするためには、絶対数の少ない若年世代よりはむしろ、高齢富裕層の貯蓄を消費へと喚起できるかがポイントとなるが、高齢化が進むなかで国民健康保険料等の収納率が現在ですら低水準であることは、将来に深刻な影響をもたらすのではないか。

なぜなら社会問題となった国民年金問題と同様、公的医療保険制度に対する不信は、最も資産を保有している高齢者層の蓄えが消費にまわらず、将来の介護・医療費用のための貯蓄として硬直化をもたらすことになる。この影響は非常に大きいのではないか。生産年齢人口のさらなる減少は有効需要の減少をもたらし、法人や個人所得の減少、ひいては法人市民税及び個人市民税の減少すなわち地方自治体の歳入減をもたらすおそれがあるからである。

社会経済状況の悪化や公的医療保険制度の制度上の課題などにより収納率が低下するなか、消滅時効や先取特権で有利な国民健康保険税の導入も一考の価値がある。国民健康保険料は、国民健康保険法に基づく保険料ではなく地方税法に基づく国民健康保険税として徴収することもできる（国民健康保険法第76条第1項但書、地方税法第5条第6項第5号）。保険料方式と税方式とでは、制度上次のような相違点がある。保険料方式の場合、消滅時効は2年で

ある（国民健康保険法第 110 条第 1 項）が、保険税の消滅時効は 5 年（地方税法第 18 条及び 18 条の 3）であり、徴収の順位も、保険料は先取特権の順位は地方税の次（国民健康保険法第 80 条第 4 項）であるが、保険税は地方税であるため市町村民税等と同順位（地方税法第 14 条）となる。

これらの点を考慮すると、少なくとも滞納債権管理の上からは、保険料方式よりも税方式の方が有利であると考えられ、さらに八尾市は、大阪府下の他市町村と比較して市税の収納率が優れているという特長があることから税方式を導入することで、保険料方式では制度上の壁により難しかった納税者情報の共有や収納率向上のノウハウ等の共有が可能となる利点がある。

一方、厚生労働省は「保険税」から「保険料」への移行を長年の課題としており、むしろ逆の方向性を指導しており、さらに大阪府においても府内の市町村の国民健康保険事業の財政安定化や負担の公平化を図るため、国民健康保険制度の広域化に取り組んでいるが、そこでも収納率の向上をめざしている。府内では、保険料方式が多数であることから、今から国民健康保険税を導入する事は府内における広域化の流れにも反することとなる。

ただ、市税で高い収納率を確保できているノウハウを国民健康保険料や介護保険料に活かす余地はないのかは、さらに検討する余地があるのではないか。府内で保険料の収納率の高い税部門の取り組みを参考とし、債権管理課との連携をさらに強化し収納率の向上に引き続き取り組むとともに、全庁的なプロジェクトが必要であるとする。

4. 放課後児童室使用料

(1) 放課後児童室の概要

(i) 放課後児童室事業の概要

放課後児童室事業は、昭和 41 年に発足した文部省留守家庭児童会育成事業に端を発する。近年は、少子化の進行、夫婦共働き家庭の一般化、家庭や地域の子育て機能の低下など児童を取り巻く環境が大きく変化してきており、児童をめぐる問題の複雑化・多様化に適切に対応し、児童の健全育成を推進するための事業である。

児童福祉法の一部改正により、平成 10 年 4 月 1 日から制度化され、放課後児童健全育成事業として全国で開始した。

厚生労働省雇用均等・児童家庭局育成環境課調べによれば、平成 21 年 5 月 1 日現在、全国 18,479 ヶ所(公営 7,819 ヶ所、民営 10,660 ヶ所)で運営されており、登録児童数は 807,857 人にのぼる。

〈1〉根拠法令等

根拠法令等は、以下のとおり。

- ・児童福祉法
- ・放課後児童健全育成事業実施要綱
- ・八尾市放課後児童室条例

〈2〉目的

前述のとおり、保護者が就労、疾病等のため昼間不在状況となる小学校 1 年から 3 年生の低学年児童を対象に、放課後に学校施設等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、児童の健全な育成を図ることを目的とする(児童福祉法第 6 条の 2 第 2 項)。

〈3〉対象

概ね 10 歳未満の児童(児童福祉法第 6 条の 2 第 2 項)を対象とするが、10 歳を超える児童等が含まれる場合もある。(児発第 26 号厚生省児童家庭育成環境課長通知「放課後児童健全育成事業の実施について」)。

〈4〉実施主体

市町村、社会福祉法人その他の者は、社会福祉法の定めるところにより、放課後児童健全育成事業を行うことができる(児童福祉法第 34 条の 7)。

〈5〉運営

事業の実施に当たっては、遊びを主として放課後児童の健全育成を図る者(放課後児童指導員)を配置し、児童館のほか、保育所や学校の余裕教室、団地の集会室などの社会資源を活用して実施する。放課後児童指導員の選任にあたっては、児童福祉施設最低基準(昭和 23 年厚生省令第 63 号)第 38 条に規定する児童の遊びを指導する者としての資格を有する者が

望ましい。

子どもの情緒の安定や事故防止を図る観点から、1 クラブあたりの放課後児童の人数が一定規模以上（70 人以上）になった場合には、分割を行うなど適正な人数規模のクラブへの転換が必要である。

年間の開所日数は、放課後児童の就学日数、地域の実情等を考慮し、年間 250 日以上、開所時間は 1 日平均 3 時間以上となっている。ただし、長期休暇期間等については、子どもの活動状況や保護者の就労状況等により、原則として 1 日 8 時間以上開所することとなっている。

〈6〉事業内容

事業内容は、以下のとおりである（児発第 26 号厚生省児童家庭育成環境課長通知「放課後児童健全育成事業の実施について」）。

- ・放課後児童の健康管理、安全確保、情緒の安定
- ・遊びの活動への意欲と態度の形成
- ・遊びを通しての自主性、社会性、創造性を培うこと
- ・放課後児童の遊びの活動状況の把握と家庭への連絡
- ・家庭や地域での遊びの環境づくりへの支援
- ・その他放課後児童の健全育成上必要な活動

〈7〉費用

市町村が実施する事業（委託を含む。）のうち、放課後児童が概ね 20 人以上であって、社会福祉事業法第 64 条第 1 項に規定する届出が行われているものに対して都道府県が補助する事業、または指定都市及び中核市が実施する事業（委託を含む。）のうち、一定の事業については、国が補助する（放課後児童健全育成事業実施要綱第 5 条第 1 項）。国の補助は、市町村（委託を含む。）が本事業を実施するために必要な標準的な経費の 2 分の 1 相当額及び都道府県、指定都市、中核市が実施する放課後児童指導員の研修等経費に対して行う（児発第 26 号厚生省児童家庭育成環境課長通知「放課後児童健全育成事業の実施について」）。

市町村等は、本事業を実施するために必要な経費の一部を、保護者から徴収することができる（放課後児童健全育成事業実施要綱第 5 条第 2 項）。

（２）大阪府における放課後児童室事業の現況

（い）大阪府下の各市の児童クラブ数、児童数等

大阪府下の各市の児童クラブ数、児童数等の比較表は、以下のとおりである。市は、大阪府下の市の中でも、多くの児童数を受け入れており、児童数では大阪府下で４番目、児童クラブ数では大阪府下で４番目となっている。使用料等の１か月の受益者負担額は、最大で枚方市の９,５００円となっており、市は５,０００円から６,０００円となっている。最大使用料及び自己負担の保険料を合計した金額が、５,０００円以上６,０００円未満の市が、２９市のうち１１市３８％を占めており、５,０００円以上７,０００円未満の市は、２９市のうち１８市６２％を占める。

（平成２１年５月１日時点の大阪府内の各市の児童クラブ数、児童数等比較表）

（金額：円、職員数：人）

市	児童クラブ数	児童数	最大使用料	別途保険料	最大使用料+保険料	減免措置	職員数
吹田市	44	2,133	2,500		2,500	○	161
茨木市	30	1,352	8,400	600	9,000	○	109
摂津市	10	624	4,500		4,500	○	53
豊中市	41	2,472	6,000		6,000	○	169
池田市	11	660	6,000		6,000	○	77
箕面市	13	664	5,700		5,700	○	47
泉大津市	8	680	5,500		5,500	○	35
和泉市	29	1,304	5,000	500	5,500	○	99
高石市	9	495	6,000		6,000	○	44
岸和田市	24	1,094	7,000	600	7,600	○	50
貝塚市	17	790	4,000		4,000	○	55
泉佐野市	10	772	7,500	600	8,100	○	63
泉南市	10	371	5,200	600	5,800	○	37
阪南市	12	455	4,400	600	5,000	○	44
富田林市	20	904	6,000	650	6,650	○	93
河内長野市	13	660	7,000		7,000	○	71
松原市	15	786	5,000		5,000	○	49
羽曳野市	14	715	5,000		5,000	○	42
藤井寺市	9	444	5,000		5,000	○	54
大阪狭山市	8	390	5,000		5,000	○	39
八尾市	34	2,012	6,000		6,000	○	132
柏原市	12	500	6,000	800	6,800	○	40
守口市	21	666	6,900		6,900	○	84
枚方市	84	3,221	9,200	300	9,500	○	160
寝屋川市	24	1,487	7,000	1,000	8,000	○	133
大東市	16	809	6,000	1,000	7,000	○	52
門真市	29	1,253	4,500		4,500	○	130
四条畷市	7	494	5,000	200	5,200	○	46
交野市	14	681	5,000	300	5,300	○	44

(最大使用料及び保険料の価格帯別の市数)

価格帯	市数	割合
2,000 円以上 3,000 円未満	1	3%
3,000 円以上 4,000 円未満	0	0%
4,000 円以上 5,000 円未満	3	10%
5,000 円以上 6,000 円未満	11	38%
6,000 円以上 7,000 円未満	7	24%
7,000 円以上 8,000 円未満	3	10%
8,000 円以上 9,000 円未満	3	10%
9,000 円以上 10,000 円未満	1	3%
合 計	29	100%

(ii) 放課後児童室使用料納付状況の経年推移及び類似団体との比較

市の放課後児童室使用料納付状況を、類似団体と比較したところ、収納状況は他市よりも 1 から 2%程度悪いが、97%以上で推移しており、概ね良好といえる。滞納繰越分は、平成 17 年度は 45%あり他市よりも良好であったが、その後は低下傾向にあり、平成 21 年度は他市よりも悪く、わずか 4%しか収納できていない。

(放課後児童室使用料納付状況の経年推移及び類似団体との比較)

(千円)

年 度	団体名	現年度			滞納繰越			合計		
		調定額	収入額	収納率	調定額	収入額	収納率	調定額	収入額	収納率
H17	八尾市	47,670	46,594	97.7%	2,108	948	45.0%	49,779	47,543	95.5%
	吹田市	43,198	42,918	99.4%	1,088	250	23.0%	44,286	43,168	97.5%
	高槻市									
	豊中市							99,208	85,811	86.5%
H18	八尾市	84,331	82,317	97.6%	2,236	569	25.4%	86,567	82,886	95.7%
	吹田市	47,316	47,069	99.5%	1,088	174	16.0%	48,404	47,243	97.6%
	高槻市									
	豊中市							113,931	100,717	88.4%
H19	八尾市	84,005	83,372	99.2%	3,680	767	20.9%	87,685	84,140	96.0%
	吹田市	49,483	48,857	98.7%	1,099	90	8.2%	50,582	48,947	96.8%
	高槻市	132,739	131,929	99.4%	5,759	843	14.6%	138,498	132,773	95.9%
	豊中市							123,288	110,688	89.8%
H20	八尾市	88,105	86,614	98.3%	3,543	344	9.7%	91,649	86,958	94.9%
	吹田市	52,225	51,790	99.2%	1,370	273	19.9%	53,595	52,063	97.1%
	高槻市	136,988	136,052	99.3%	5,438	452	8.3%	142,426	136,504	95.8%
	豊中市							126,944	115,479	91.0%
H21	八尾市	87,140	85,649	98.3%	4,724	187	4.0%	91,864	85,837	93.4%
	吹田市	51,990	51,500	99.1%	1,325	193	14.6%	53,315	51,693	97.0%
	高槻市	138,186	137,195	99.3%	5,696	938	16.5%	143,882	138,134	96.0%
	豊中市							134,452	121,537	90.4%

（３）市における放課後児童室事業の現況

（ｉ）開設期間及び時間

開設期間は、４月１日から３月３１日までで、開設時間は、平日の学校の授業終了後から午後５時までである。なお、事情により、保護者等の迎えを条件として、午後６時まで延長している。土曜日及び夏休み等の長期休業等の学校休業日は、午後９時から午後５時までである。

（ii）休室日

休室日は、日曜日、祝日、年末年始、お盆、台風の接近等市が必要と認めた時である。

（iii）対象

法定は、概ね１０歳、小学３年生までであるが、市ではモデル事業として、現在小学４年生までを対象としており、今後小学６年生まで対象を拡大する予定である。

（iv）開設場所

志紀地区を除いて、各市立小学校内において、開設されている。

（v）入室基準

保護者、親族等が児童を育成することが困難であり、これらの者が次の項目のいずれかに該当する者であることが、入室基準となっている。

昼間に居宅外で就労することを常態（１月に１５日以上で３月以上継続する場合をいう。）としている者
昼間に居宅内で当該児童と離れて、日常の家事以外の労働をすることを常態としている者
重度の障害の状態である者
長期入院又は常時寝たきりの常態であるなど重度の疾病等の状態である者
同居家族のうち、重度障害者又は疾病等による寝たきりの者を常時介護又は看護している者
失業等により、職業安定所等で求職活動を行っている者（期限を設けて入室を許可）

（vi）運営

児童室の管理運営は、市こども未来部長が行い、放課後児童室指導員が児童の指導をする。登下校時の引率はせず、登下校時を含めた活動中の事故については、傷害保険の適用がある。

（vii）入室児童数

各年度の４月１日時点の放課後児童室入室児童数は、以下のとおりである。入室児童数が７０人を超えると、もう１クラス追加し、定員を２クラスで１２０名等にするという方法で、入室児童数が７０人を超えないように配慮している。

(4月1日時点の放課後児童室入室児童数)

(人)

児童室名	H22 定員	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22
八尾地区	120	73	82	90	90	92	98	103
山本地区	120	46	68	89	77	68	71	71
用和地区	120	85	107	91	98	100	105	121
久宝寺地区	120	80	85	80	90	88	97	94
龍華地区	120	88	84	96	92	87	91	94
大正地区	90	39	53	53	59	70	87	97
桂地区	70	0	0	0	0	0	0	0
安中地区	100	69	79	91	77	84	74	93
竹濑地区	70	37	38	35	31	44	39	36
南高安地区	120	107	112	103	126	122	115	114
中高安地区	70	29	27	26	27	30	34	37
北高安地区	70	25	22	33	23	28	27	20
曙川地区	70	62	71	57	54	55	55	58
北山本地区	70	40	42	48	58	49	44	49
南山本地区	70	45	50	53	68	63	61	59
志紀地区	210	146	177	165	161	167	173	185
高美地区	120	78	81	68	72	78	72	92
長池地区	120	77	110	87	84	86	89	102
東山本地区	70	62	53	65	67	64	62	69
美園地区	120	91	100	98	91	93	91	103
永畑地区	120	80	82	77	86	95	102	110
刑部地区	120	89	93	96	100	111	104	100
高美南地区	70	17	14	14	11	10	9	17
西山本地区	70	48	48	41	38	44	47	54
高安西地区	70	58	74	69	68	70	70	58
曙川東地区	70	40	37	31	29	31	21	32
亀井地区	70	59	65	60	53	62	63	81
上之島地区	70	55	66	50	61	61	58	43
大正北地区	70	71	79	66	71	71	71	69
合 計	2,770	1,796	1,999	1,932	1,962	2,023	2,030	2,161

(viii) 放課後児童室使用料

放課後児童室使用料は、以下のとおりである。なお、納付方法は、指定金融機関からの口座振替と金融機関窓口での納付書による納付の2つがあり、どちらの納付方法とも、当月分について毎月10日（10日が土曜日の場合は12日、日曜日の場合は11日）が、引き落とし日及び納付期限日となる。

(放課後児童室使用料)

区分	児童1人当り使用料(円)
A 区分(月～土)	6,000
B 区分(月～金)	5,000

放課後児童室使用料の決定方法は、以下のとおりである。放課後児童室使用料は、法定ではないので、市独自の算定方法である。

決定方法	放課後児童室運営対象経費から放課後児童健全育成事業費補助金を差し引いたものの2分の1を市が負担、あとの2分の1を受益者負担とし、その受益者負担額を全在籍児童数で割って1か月分の使用料を決定。
(平成 21 年度実績)	
放課後児童室運営対象経費	345,377,581
放課後児童健全育成事業費補助金	90,080,000
年間延在籍児童数(A 区分)	6,794
年間延在籍児童数(B 区分)	16,495
年間延在籍児童数計	23,289
年間保育日数(A 区分)	290
年間保育日数(B 区分)	240
年間保育日数計	530
年間保育日数 A/B	1.2
計算式	$(345,377,581 - 90,080,000) / 2 = 127,648,790$ $127,648,790 / (6,794 \times 1.2 + 16,495) \div 5,000$

使用料の推移は、以下のとおりである。前述のとおり、収納状況は概ね良好である。滞納繰越分は、平成 17 年度は 45%あり、滞納繰越にしては良好といえたが、その後は低下傾向にあり、平成 21 年度はわずか 4%しか収納できていない。滞納繰越分の収納率が大きく下落したのは、これまで滞納者には、次年度の入室を未納の使用料の納入があるまで許可せずにいたが、入室を許可しないと生活に困窮している滞納者の労働機会をさらに奪うことになるため、現在は滞納者にも次年度の入室を許可しているためである。

(放課後児童室使用料)

(千円)

		H17	H18	H19	H20	H21
現年	調定額	47,670	84,331	84,005	88,105	87,140
	収入済額	46,594	82,317	83,372	86,614	85,649
	未収入額	1,076	2,014	633	1,491	1,491
	収納率	97.7%	97.6%	99.2%	98.3%	98.3%
滞繰	調定額	2,108	2,236	3,680	3,543	4,724
	収入済額	948	569	767	344	187
	未収入額	1,160	1,667	2,913	3,199	4,537
	収納率	45.0%	25.4%	20.9%	9.7%	4.0%
合計	調定額	49,779	86,567	87,685	91,649	91,864
	収入済額	47,543	82,886	84,140	86,958	85,837
	不能欠損額	0	0	0	0	738
	収納率	95.5%	95.7%	96.0%	94.9%	93.4%

(ix) 減免制度

放課後児童室使用料の減免制度は、以下のとおりである。減免にあたっては、生活保護受給証明書や課税証明書等の提出が要求されている。減免額は、導入年度の平成 17 年度以外は、約 7,000 件、約 3,000 万円程度で推移している。

区分	減免事由
全額減免	①生活保護世帯の場合
	②市府民税非課税世帯の場合
	③同一世帯で 3 人在室の 3 人目の場合
	④1か月間在籍しない児童の当該月分の場合
半額減免	⑤市府民税の均等割のみ課税世帯の場合
	⑥同一世帯で 2 人在室の 2 人目の場合

(放課後児童室保育料減免調べ)

(件、千円)

	H17		H18		H19		H20		H21	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
全額減免	4,242	11,545	5,341	28,977	5,935	32,378	5,698	30,926	5,238	28,547
半額減免	2,087	2,744	1,855	4,968	1,691	4,461	1,944	5,163	1,970	5,209
減免合計	6,329	14,289	7,196	33,945	7,626	36,839	7,642	36,089	7,208	33,756

(x) 債権管理

債権管理は、以下のように業務改善しているが、前述のように収納率に大きな改善はみられていない。

H19	8 月から 9 月まで、管理・監督職 6 人、3 班の徴収班を構成して平成 16 年度、17 年度の滞納繰越分の夜間、休日訪問徴収により約 20%を徴収
H20	平成 19 年度の様式第 1 号の改正文言、「八尾市放課後児童室条例第 5 条第 2 号に規定する1か月以上放課後児童室使用料を滞納した場合には、入室許可を取り消すことを承諾します。」を、放課後児童室入室許可申請書に示し、現年度分の滞納について個別電話催告及び滞納者の入室許可保留を実施して滞納分の徴収促進
H21	平成 19 年度の様式第 1 号の改正文言、「八尾市放課後児童室条例第 5 条第 2 号に規定する1か月以上放課後児童室使用料を滞納した場合には、入室許可を取り消すことを承諾します。」を、放課後児童室入室許可申請書に示し、現年度分の滞納について個別電話催告及び滞納者の入室許可保留を実施して滞納分の徴収促進

(xi) 歳出

歳出の状況は次の通りである。

(歳出の構成)

(単位:千円)

款	節	H19	H20	H21
民生費	計	320,022	319,952	345,377
	報酬	221,991	208,027	206,430
	賃金	85,880	99,242	120,208
	報償費	13	18	0
	旅費	0	0	0
	需用費	6,749	7,147	9,187
	役務費	3,081	3,116	2,679
	委託料	2,088	1,900	6,204
	使用料・賃借料	116	116	144
	備品購入費	104	382	525
	償還金・利子及び賠償金	0	4	0
	負担金	0	0	0
	国庫補助金	34,639	42,868	45,040
	府補助金	34,640	42,869	45,040
児童数(人)		1,962	2,023	2,030
費用/児童数		128	116	126
使用料(収入済額)		84,140	86,959	85,838
使用料/児童数		43	43	42
受益者負担比率		34%	37%	34%

・債権管理について（意見）

所管課は、予め保護者から「八尾市放課後児童室条例第5条第2号に規定する1か月以上放課後児童室使用料を滞納した場合には、入室許可を取り消すことを承諾します。」と明記した放課後児童室入室許可申請書を入手し、現年度分の滞納について個別電話催告や滞納者の入室許可保留を実施し滞納使用料の徴収に努めているが、現年度分及び滞納繰越分いずれにおいても、収納状況に改善はみられない。

収納状況が悪化した原因を追究し、収納状況の改善に努められたい。

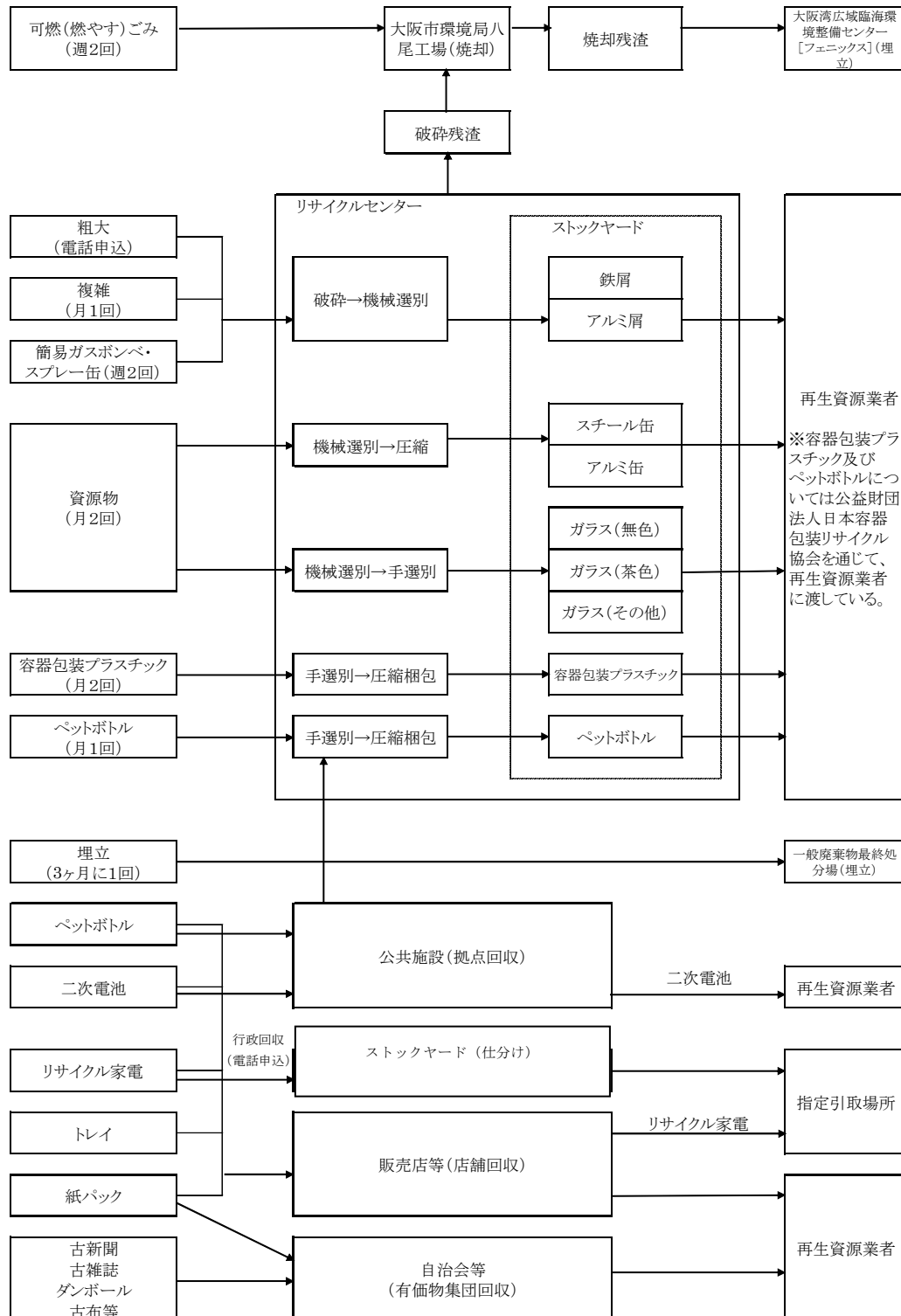
5. ごみ処理手数料

(1) ごみ収集・資源回収の概要

(i) 市の分別収集とリサイクルの流れ

市の分別収集とリサイクルの流れを示すと次のとおりとなる。

(分別収集とリサイクルの流れ)



（ii）収集ごみの分類

市では、平成 8 年 10 月から 5 種分別指定袋制を導入し、可燃、資源、埋立、複雑については、指定袋により排出される。さらに、八尾市廃棄物減量等推進審議会答申（平成 20 年 9 月）に基づき、新たに「容器包装プラスチック」、「ペットボトル」及び「簡易ガスボンベ・スプレー缶」の分別収集を行うこととなった。これにより、8 種分別指定袋制（指定袋については、「可燃（燃やす）」、「資源物」、「埋立」、「複雑」、「容器包装プラスチック」及び「ペットボトル」の 6 種類）となっている。

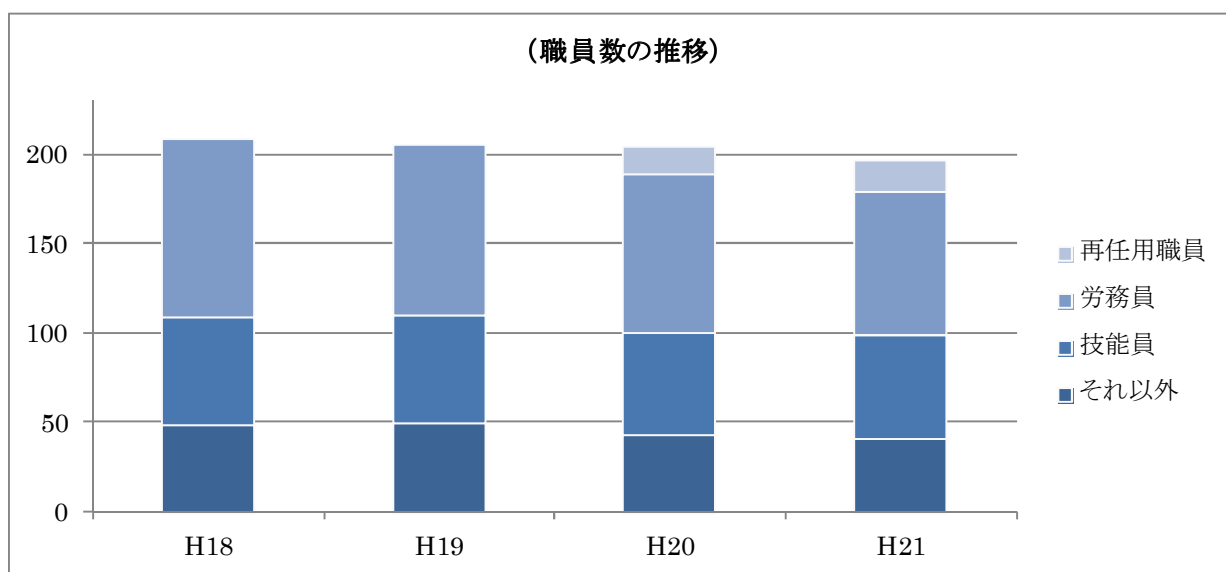
（iii）収集および管理業務

家庭系ごみに関しては、市の直営事業として行っている。また、原則として各戸収集を行っている。一方、事業系ごみ（可燃（燃やす）ごみ）に関しては、平成 18 年 6 月より収集運搬業許可制度を導入し、原則として許可業者が行っている。

〈1〉職員数

清掃事業に携わっている部は経済環境部である。そのうち清掃部門は、資源循環課、環境事業課及び環境施設課から構成されている。

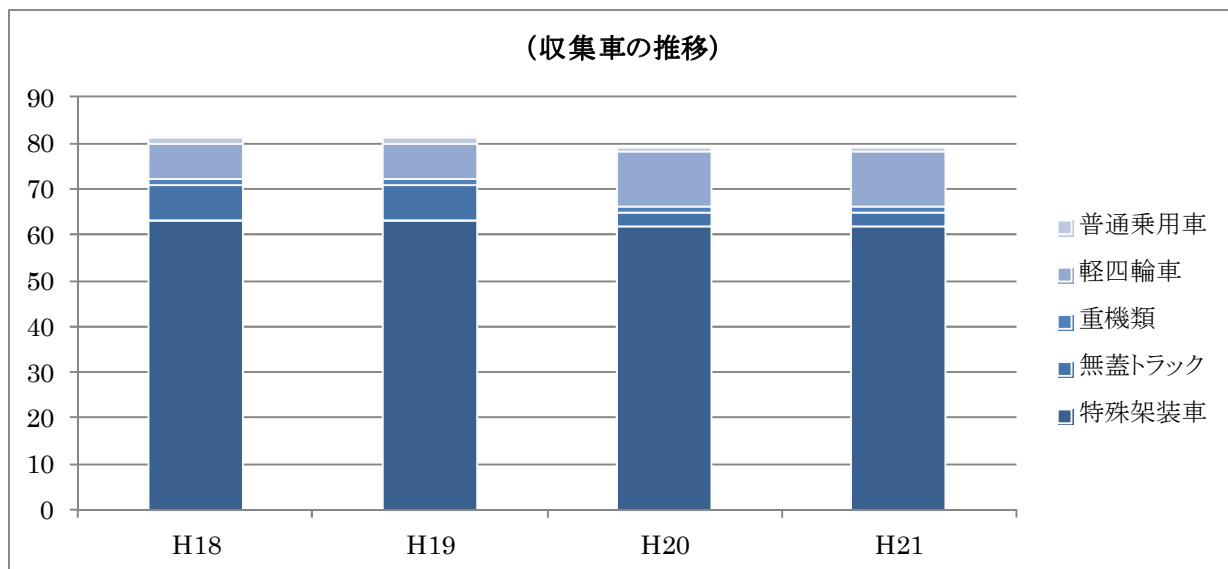
清掃事業に関わる職員数の推移は以下の通りである。



職員数が減少傾向にあるのは、集中改革プランに基づく取り組みによるものである。

〈2〉保有車両数

市の保有する車両は特殊架装車、無蓋トラック、重機類、軽四輪車、普通乗用車からなる。特殊架装車はパッカー車、プレスパッカー車、リレーパック車から構成され、それぞれの用途に応じ一般ごみ、粗大ごみ、リサイクルセンターからの破碎残渣を収集運搬している。無蓋トラックおよび重機類は主に不法投棄の収集に用いられる。軽四輪車は死獣収集、細街路のごみ収集、啓発業務および連絡用に用いられる。普通乗用車も連絡用に用いられる。



収集車は4年間で81台から79台へ減少している。

(iv) 処理施設

〈1〉焼却施設

市は単独の焼却施設を保有せず、隣接する大阪市との行政協力協定に基づき市内に建設された焼却工場(大阪市 環境局 八尾工場)において、収集及び処理した可燃性の廃棄物を焼却している。すなわち、可燃(燃やす)ごみの焼却を大阪市に委託している。

名称	大阪市 環境局 八尾工場	
所在地	八尾市上尾町七丁目1番地	
敷地面積	40,100 m ²	
竣工	平成7年3月	
総工費	約280億円	
焼却能力	基準能力 600t/24時間	

〈2〉中間処理施設

「粗大ごみ」「複雑ごみ」等を適正に処理するための「廃棄物破碎工場」と、「資源ごみ」を選別するための「不燃物処理資源化施設(リサイクルプラザ)」を併設した「廃棄物処理センター」において資源化を行っていたが、新施設を建設し平成21年4月から新しい中間処理施設である八尾市立リサイクルセンターの運転を開始している。

名称	八尾市立リサイクルセンター	 
所在地	八尾市曙町二丁目 11 番地	
敷地面積	7,676 m ²	
竣工	平成 21 年 3 月	
総工費	総工費 30 億 5,431 万円	
施設	①工場棟 施設概要： 粗大ごみ破碎施設 32t/日 資源ごみ選別施設 14t/日 容器包装プラスチック圧縮梱包施設 10t/日 ペットボトル圧縮梱包施設 2t/日 ②学習プラザ「めぐる」 主な機能： 展示・図書・パソコンコーナー、工房、見学コース、環境シアター、研修室、会議室 屋上： 緑地、太陽光発電パネル	

〈3〉最終処分施設

「埋立ごみ」を「一般廃棄物最終処分場」に搬入し埋立処分している。なお、焼却工場で発生する焼却残渣は大阪湾広域臨海環境整備センター(フェニックス)にて埋立処分される。

名称	八尾市一般廃棄物最終処分場	
所在地	八尾市上尾町九丁目 36 番地	
敷地面積	19,733 m ²	
埋立地面積	12,300 m ²	
全体容量	70,000 m ³	
残余容量	43,369 m ³ (平成 22 年 3 月 31 日現在)	
竣工	平成 8 年 3 月	
総工費	14 億 8,119 万 6 千円	

（Ⅴ）発生ごみの特性

〈１〉分別区分別収集量

平成 21 年度の収集量は次の通りである。

（収集量の内訳）

単位：トン

可燃 (市収集 分)	粗大	臨時・不 法	資源	容器包 装プラス チック	ペットボ トル	複雑	簡易ガ スボン ベ・スプ レー缶	埋立	可燃 (許可事 業者搬 入分)	直接持 込み
49,865	1,869	866	2,379	818	168	824	35	942	22,908	3,199

平成 21 年度の収集量の内訳は、市で収集する可燃（燃やす）ごみが約 5 万トン（60％）で最も多く、次いで許可業者が収集する事業系の可燃（燃やす）ごみで約 2 万 3 千トン（27％）である。臨時ごみ（不法投棄ごみを含む）（866 トン、1％）とは引っ越し等に伴って一時的に生じるごみのことである。直接持込ごみ（3,199 トン、4％）とは市民等が焼却工場等に直接持ち込んだごみのことである。持込みごみに関しては、家庭系ごみは 10 キログラムあたり 40 円、事業系ごみは 10 キログラムあたり 142 円の手数料が発生する。

〈２〉資源化量

平成 21 年度の資源化量は次の通りである。

（資源化量の内訳）

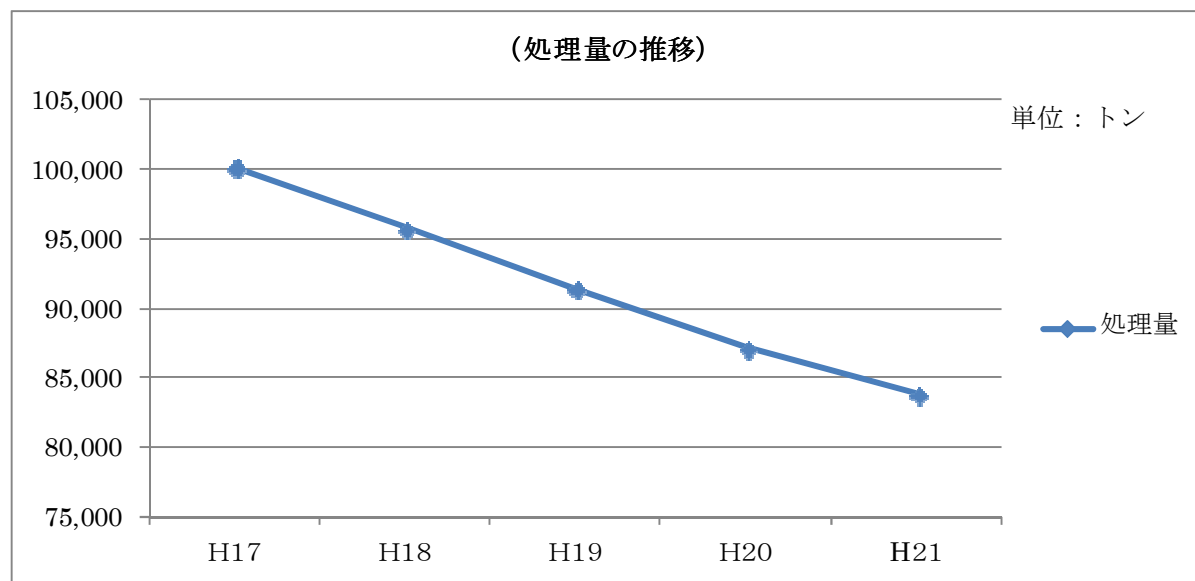
単位：トン

古紙類	古布	金属類	ガラス	ペットボトル	容器包装プラス チック
11,343	586	1,339	1,370	140	691

平成 21 年度の資源化量の内訳は、古紙類が約 1 万 1 千 3 百トン（73％）で最も多く、次いでガラスで約 1 千 4 百トン（9％）である。市は再生資源の活用によるごみの減量化を図るため、昭和 55 年 7 月からあらかじめ市に登録した有価物集団回収実施団体（町会、こども会、老人会等）に対し、再生資源の回収量に応じて奨励金（1 k g あたり 5 円（平成 22 年 4 月 1 日現在））を交付している。有価物集団回収実施団体による回収量は、約 1 万 2 千トンで全資源化量の 78％を占める。

〈3〉ごみ処理量・資源化量の推移

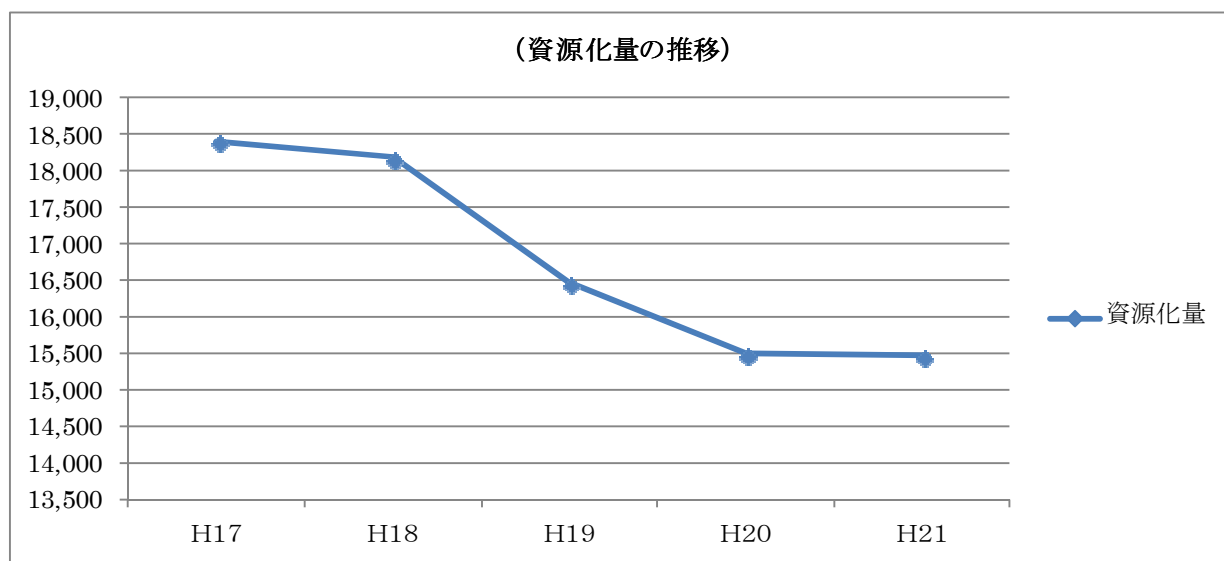
[1]ごみ処理量の推移



ごみ処理量は平成 17 年度の約 10 万トンをピークに下降傾向にあり、平成 21 年度は約 8 万 4 千トンまで減少している。主な要因は、可燃（燃やす）ごみが約 5 万 7 千トンから約 5 万トンに減少したことがあげられる。具体的には、事業系ごみについては事業系一般廃棄物（可燃（燃やす）ごみ）の許可業者への移行によるものであり、家庭系ごみについては新たに「容器包装プラスチック」、「ペットボトル」及び「簡易ガスボンベ・スプレー缶」の分別を加えた 8 種分別指定袋制の導入によるものである。

[2]資源化量の推移

資源化量の推移は次のとおりである。

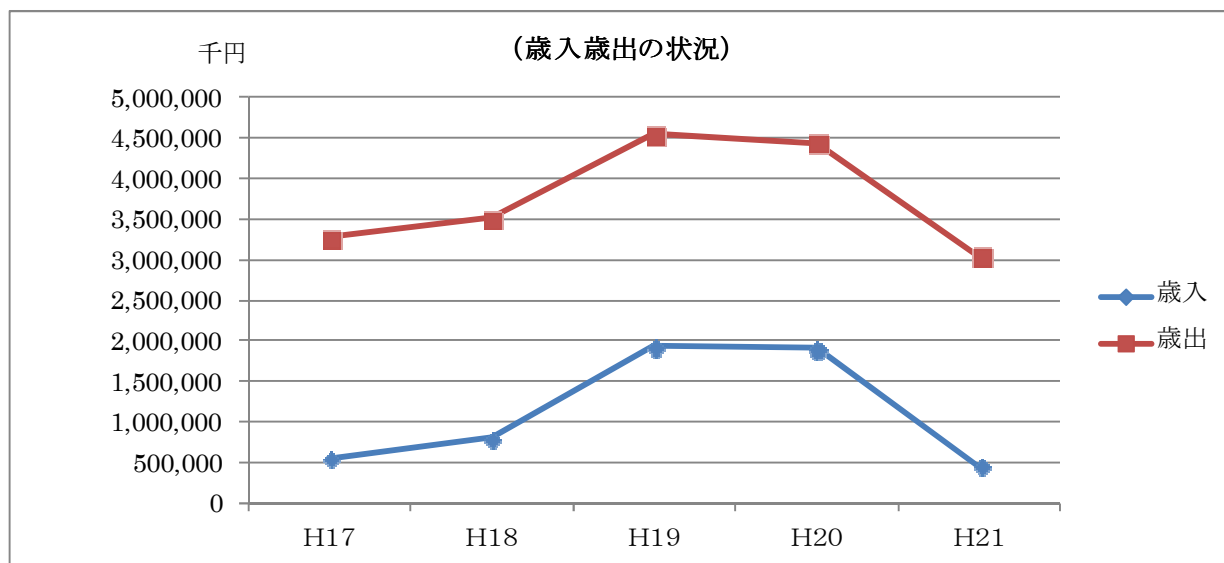


資源化量は平成 17 年度の約 1 万 8 千トンから減少し、平成 21 年度では約 1 万 5 千トンとなっている。

（２）清掃事業にかかる収支の状況

清掃事業に関する収支状況は以下の通りである。

（ｉ）歳入歳出の推移



清掃事業の歳入と歳出の経年比較をした場合、平成17年度以降、毎年度約25億円から約27億円の歳出超過となっている。特に、平成18年度から平成20年度にかけてのリサイクルセンターの建設事業に伴い、歳入歳出ともに一時的に大きくなっている。建設事業費が皆減となった平成21年度における歳出超過額は約26億円となっており、この歳出超過分は税金等で賄われることになる。なお平成21年度は、歳出においてごみの減量化により、焼却委託料が減となったことにより、塵芥処理費で対前年度比約1.2億円の減となっている。また、リサイクルセンターの完成に伴い、施設の管理運営にかかる経費が増となっており、塵芥処理工場費で対前年度比約1.8億円の増となっている。また、歳入においては、塵芥処理手数料で0.2億円の減となっている。

（ii）歳入の構成

(歳入の構成)		単位：千円
リサイクルセンター学習プラザ使用料	5	
塵芥処理手数料	367,633	
一般廃棄物処理業許可申請手数料	240	
緊急雇用創出基金事業者補助金	4,041	
リサイクルセンター有価物売却収入	37,600	
再商品化有償入札収入抛出金	1,541	
地方債	43,300	
その他	1,400	

平成21年度の歳入の主な内訳は、塵芥処理手数料が約3億7千万円（81%）であり歳入の大部分を占める。

(iii) 歳出の構成

(歳出の構成)

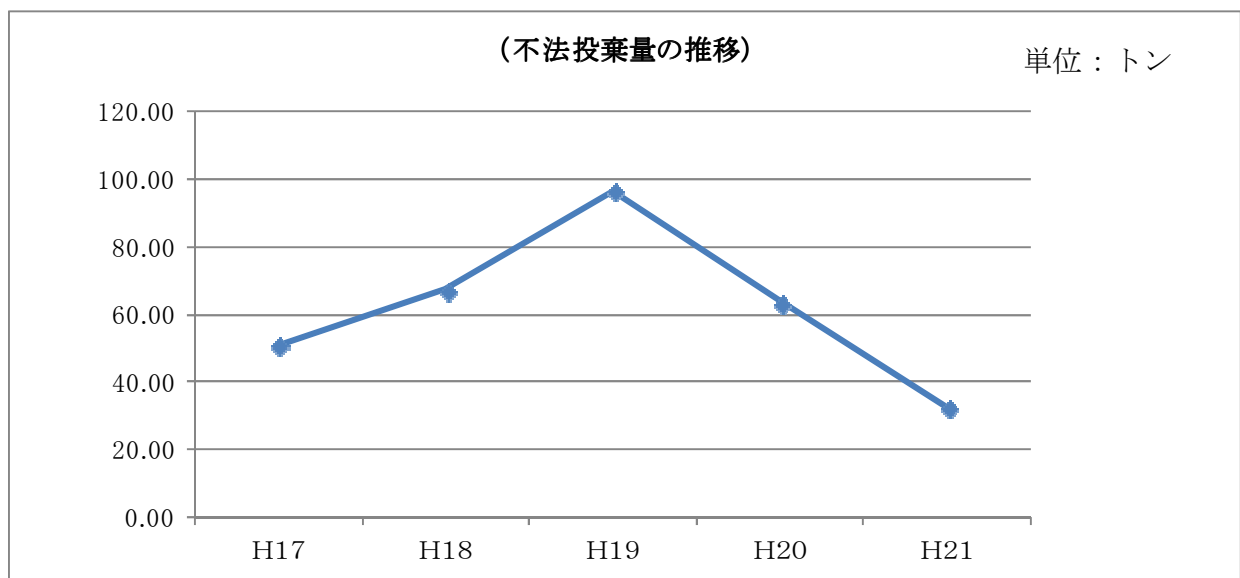
単位：千円

清掃総務費	456,221
塵芥処理費	2,291,707
塵芥処理工事費	242,059
清掃施設整備事業費	48,185
緊急雇用創出事業費	4,041

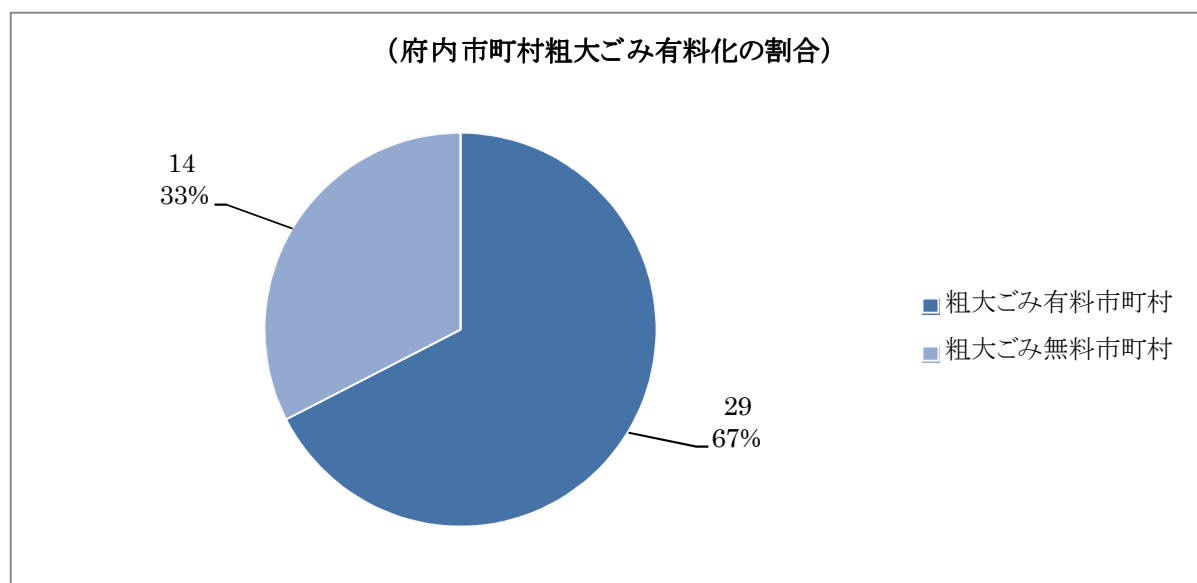
平成 21 年度の歳出の主な内訳は、塵芥処理費（約 23 億円、75%）、清掃総務費（5 億円、15%）等により構成される。歳出のうち 13 億円弱が人件費であり、塵芥焼却委託料は約 11 億円である。塵芥焼却委託料の単価は 1 トンあたり 14,200 円であり焼却量に単価を乗じて計算される。

・可燃（燃やす）ごみ及び粗大ごみの有料化について（意見）

市のごみ収集手数料は粗大ごみを含めすべて無料となっている（持ち込みごみを除く）。一般的には、手数料を上げるほどごみ減量に向けた意識が高まり、ごみの発生量が減少すると同時に、住民の公平感が高まるものと考えられる。しかし一方で、市民への啓発活動をはじめとする不法投棄対策が必要になるとともに、新たな市民負担についての説明責任が求められることになる。



なお、大阪府下での粗大ごみの有料化を実施している市町村と無料の市町村の割合は下表の通りであり、既に半数を超える市町村が有料化に踏み切り、減量の成果をあげている。市においても、既に八尾市廃棄物減量等推進審議会での議論を経て、粗大ごみの有料化導入についての答申を受けていることや府内市町村の状況を踏まえ、粗大ごみの排出者に対する受益者負担の公平性の確保という観点やごみ減量化の方策として、粗大ごみの有料化の実施に向けた制度設計を行うべきである。



また、八尾市におけるごみ処理については、大阪市とごみの共同処理を行っており、その結果、ごみの減量化が焼却委託料の減少に直結し、ごみ処理コストの削減につながるという特徴がある。

清掃事業にかかる収支の状況でもわかるように、ごみ処理については多額の税等が投入されており、将来における処理施設や収集機材等の整備費や収集にかかる人件費等、処理コストを考える上で、更なる減量化に取り組む必要がある。その方策として、府内での実施団体数は少ないものの、確実な減量化に結びつくとともに、歳入確保にも寄与する可燃（燃やす）ごみの有料化についても、多種分別の実施状況等を踏まえつつ、更なる調査・研究を実施していくべきであると考ええる。

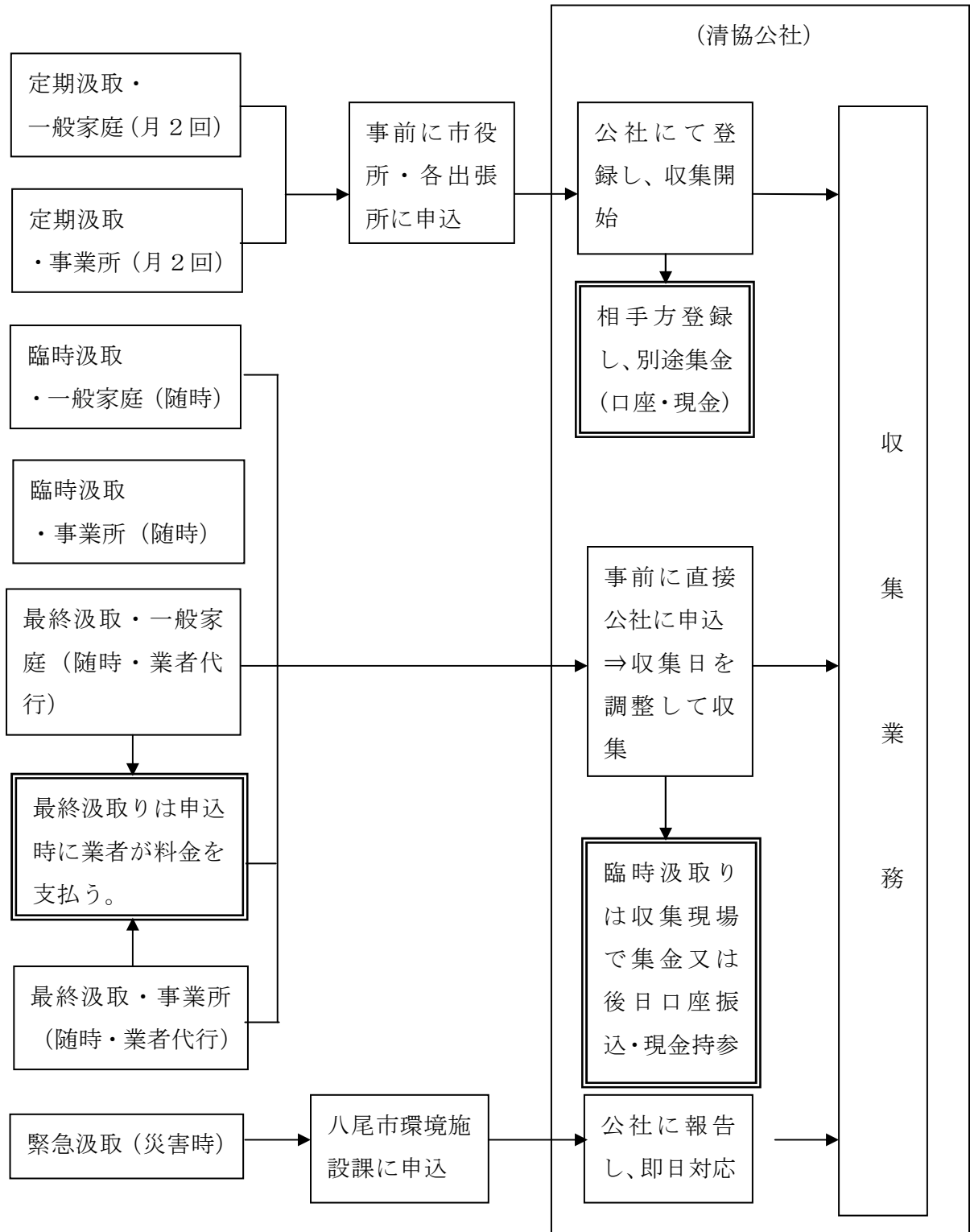
6. し尿くみ取り手数料

(1) し尿事業の概要

(i) 市のし尿事業の流れ

し尿収集と処理の流れを示すと次の通りとなる。

(し尿事業の流れ)



(注) 集金されたし尿手数料は、すぐに市に納入される。

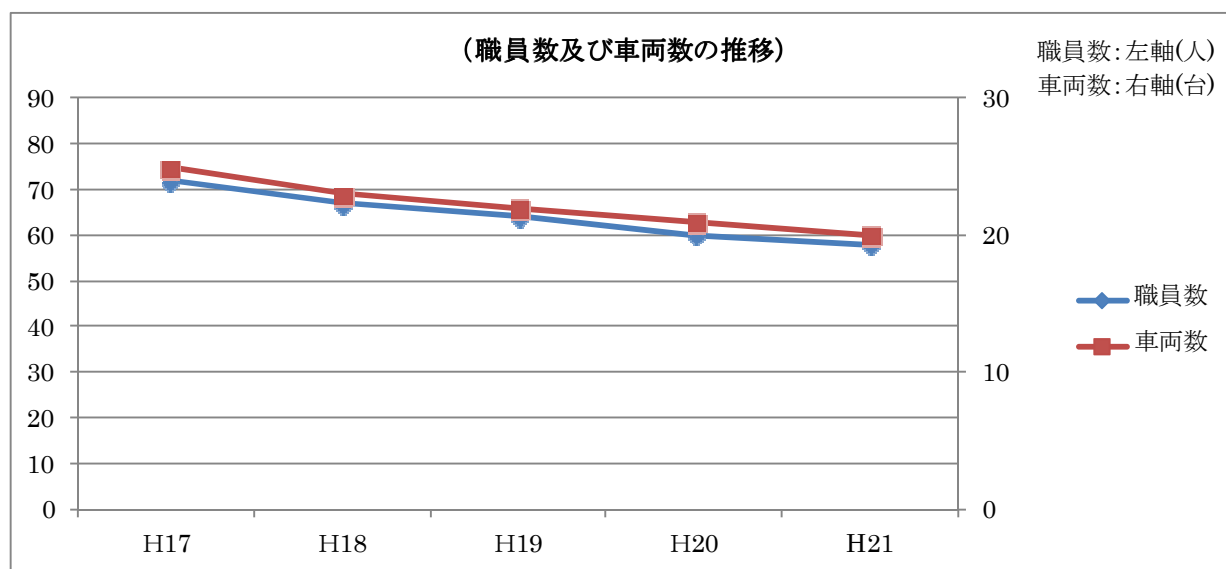
（ii）し尿浄化槽事業の運営形態

市では、住民の生活環境を清潔に保ち、公衆衛生の向上に寄与することを目的とする財団法人八尾市清協公社（以下「清協公社」とする。）を昭和50年8月に設立し、以来し尿収集運搬及びし尿汲取手数料の集金事務を委託している。平成21年度の清協公社は、職員数58人、バキューム車20台の体制で、各戸月2回ペースの定期汲取、臨時汲取、下水道等へ移行時の最終汲取及び大雨等による災害時の緊急汲取等を行っている。汲取ったし尿は八尾市立衛生処理場で処理される。

浄化槽汚泥処理運搬業は7許可事業者が行い、収集運搬された浄化槽汚泥は八尾市立衛生処理場で処理される。

（iii）収集体制

前述の通り、し尿の収集は清協公社に委託している。しかし、し尿収集運搬業務の市直営化及び清協公社の解散について検討している。



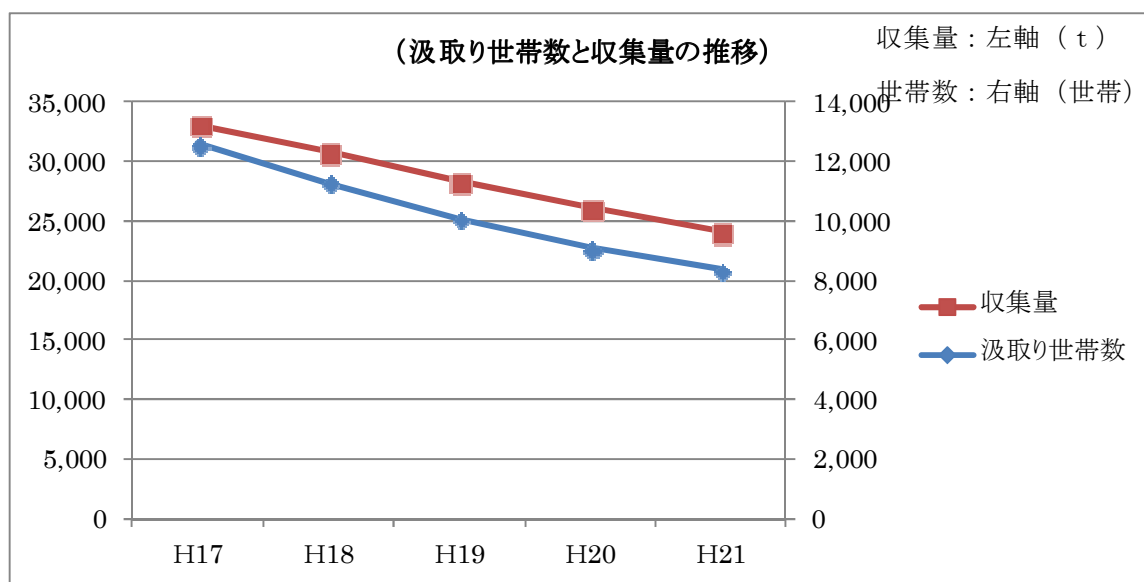
し尿収集量の減少にともない、清協公社の職員数は72人から58人へと減少している。車両数もまた25台から20台へと減少している。

(iv) 処理施設の概要

市は汲取りし尿及び浄化槽汚泥を処理するために衛生処理場を有している。

名称	八尾市立衛生処理場	
所在地	八尾市上尾町八丁目 24 番地の 1	
敷地面積	16,105 m ²	
竣工	平成 7 年 3 月	
総工費	約 61 億 2,850 万円	
処理方法	生物学的脱窒素処理方式	
処理能力	275 キロリットル／日	

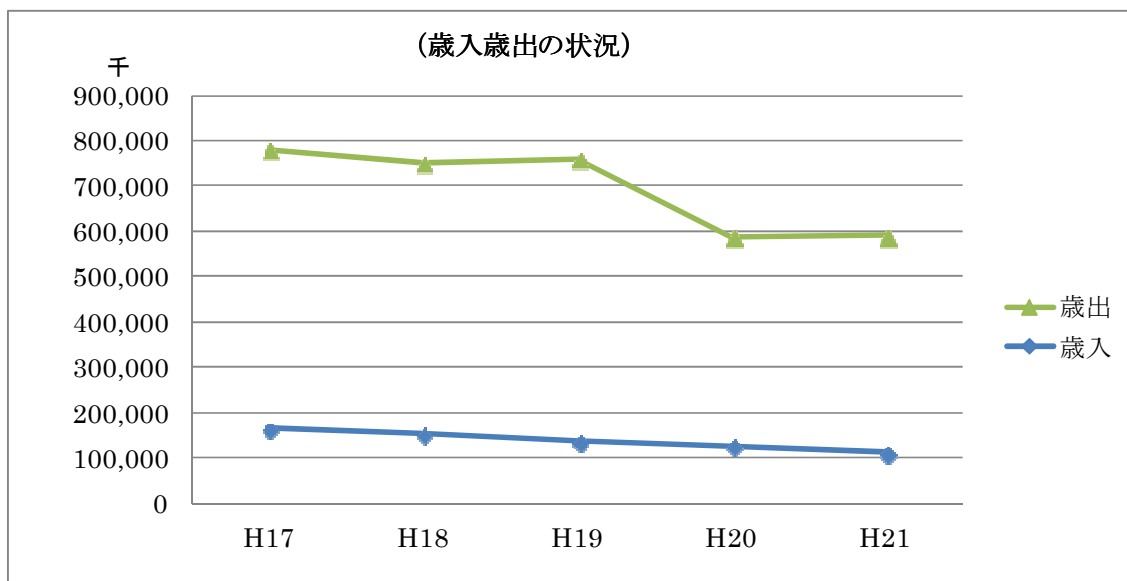
(v) 収集量及び汲取り世帯数の推移



下水道の整備とともに、汲取り世帯数は平成 17 年度で 12,600 世帯 (11%) であったが平成 21 年度で 8,356 世帯 (7%) まで減少した。いまだ汲取り世帯が多く残っている場所は、市の東側にあたる生駒山系の山間部に存在する世帯である。

（２）し尿事業にかかる収支の状況

（い）歳入歳出（手数料と委託料）の推移



平成 17 年度からの歳入歳出の状況は上記の通りである。歳入は全てし尿汲取り手数料から構成される。歳出は全て清協公社に対するし尿汲取り及び手数料徴収業務委託料である。前述の通り汲取り料の減少に伴い汲取り手数料は減少している。委託料も同様の傾向を示す。近年の歳出超過額は減っているが、4 億 8,000 万円程税金等で賄われている。

（ii）し尿汲取り手数料の算定方法

し尿汲取り手数料は「八尾市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例」で定められている。

（し尿くみ取り手数料）

普通手数料	一般家庭	世帯割＋人頭割 世帯割…便槽1個につき月額 400 円 人頭割…家族数1人につき月額 200 円 ただし、簡易便槽の場合 18 リットルにつき 160 円
	一般家庭以外	18 リットルにつき 160 円
特殊手数料	臨時の汲取り作業	18 リットルにつき 160 円 ただし、その額が 2,000 円未満の場合 2,000 円
	便槽の取り壊しの際の汲取り作業	18 リットルにつき 160 円 ただし、その額が 4,000 円未満の場合 4,000 円
	それ以外	市長が定める

仮に 4 人家族の一般家庭であり便槽が 1 個ならば、月額 1,200 円の手数料を支払うことになる。

・し尿くみ取り事業の在り方について（意見）

前述の通り、市のくみ取り世帯数は減少傾向にある（平成 21 年度現在 8,356 世帯 7%）。また、第 5 次総合計画基本計画の目標別計画（行政案）で平成 32 年までの公共下水道（污水）整備人口普及率 100%及び公共下水道接続率 92%が目標に掲げられているため、くみ取り世帯数はさらに減少していく。し尿くみ取り事業と下水道事業は相関関係にあることから、下水道普及率の向上に伴い、スケールメリットの観点からし尿事業が非効率になっていくことが容易に想像できる。

このような現状の中で問題となるのは、し尿くみ取り事業の在り方についてである。平成 21 年度の決算によると、し尿事業単独では 4 億 8,000 万円程度の歳出超過となっている。歳出超過分を減少するには、さらなる歳出削減を図る若しくは歳入確保を図らざるを得ない。市では歳出削減を図る施策として、収集量の減少に伴う収集車の削減、将来的にはし尿収集運搬業務の市直営化及び清協公社の解散について検討している。これらの施策のほか、し尿くみ取り手数料の見直し及び水洗化促進を図ることが考えられる。

市では、くみ取り手数料の見直しは平成 16 年度の包括外部監査に指摘された事項であったため、平成 22 年 1 月 12 日現在において一定の検討を行い、対応をしてきている。府内の類似団体間でのし尿くみ取り手数料の比較を行うと以下の通りとなる。なお、し尿くみ取り手数料の算定は次の仮定による。4 人家族の一般家庭（便槽 1 個）し尿排出量 240 リットル^{（注 1）}。

（し尿くみ取り手数料とくみ取り人口の比較）

豊中市	茨木市	吹田市	寝屋川市	枚方市	八尾市	岸和田市
3,500 円	280 円	0 円	540 円	400 円	1,200 円	1,824 円
187 人	4,801 人	1,458 人	6,299 人	6,623 人	28,196 人	15,408 人

（注）くみ取り人口は平成 20 年度末現在（府 HP より）

上記の通り、市のし尿くみ取り手数料は他市と比較して低額でないことがわかる。一方で市のくみ取り人口は最も多い。くみ取り人口の最も少ない豊中市のし尿くみ取り手数料が高額である理由は、手数料の算定方法が従量制となっているためである。

他方、水洗化促進策の一つとして、下水道供用開始から 3 年間に接続することを要件として助成する水洗化工事助成制度の充実等が考えられるが、上記同様平成 16 年度の包括外部監査で指摘済みであり市は検討の上、対応をしてきている。

平成 21 年度のくみ取り手数料と下水道使用料を比較すると次の通りとなる。1 か月当たりのくみ取り手数料の平均は 1,105 円^{（注 2）}となる一方、1 か月当たりの下水道使用料の平均は 4,243 円^{（注 3）}となる。すなわち、全てのくみ取り世帯が公共下水道を整備された「処理区域」に存在すると仮定するならば、当該世帯から得られる手数料は 3.8 倍程度増加することになる。

第5次総合計画基本計画の目標別計画（行政案）で掲げるように、市として公共下水道（污水）整備人口普及率 100%をめざしていくのであれば、一方で、汲み取り事業をどのように縮小していくかといった視点で制度を構築していかなければ、二重投資となる恐れがある。まずは、汲み取り人口（世帯）の内訳（調整区域、集合住宅、生活困窮者など）、下水道処理区域内における汲み取り人口（世帯）、そのうち、下水道供用開始後3年を経過している人口（世帯）等の状況を十分分析する必要がある。その上で、下水道事業・し尿事業の所管課が連携し、将来的なし尿くみ取り手数料の算定方法や徴収体系（供用開始後3年を境として徴収金額を段階的に設定するなど）を検討するとともに、水洗化促進に係る既存制度の再構築と新たな仕組み・制度の構築について検討していく必要がある。

（注1）平成21年度収集量（24,130 キロリットル）÷くみ取り世帯数（8,356 世帯）÷12＝240 リットル

（注2）し尿くみ取り手数料（110,837 千円）÷くみ取り世帯数（8,356 世帯）÷12＝1,105 円

（注3）下水道調定額（3,108,016 千円）÷水洗化戸数（61,042 戸）÷12＝4,243 円

7. 市営住宅使用料

(1) 公的賃貸住宅

(i) 公的賃貸住宅の種類

公的賃貸住宅とは、公的機関が公的資金によって建設、購入、管理運営する賃貸住宅である。公的賃貸住宅の種類は次の通りである。

(公的賃貸住宅制度の種類)

区分	制度種別	制度趣旨
公的 賃貸 住宅	公営住宅 (公営住宅法 S26)	住宅に困窮する低所得者に対して、低廉な家賃の賃貸住宅を供給
	改良住宅 (住宅地区改良法 S35)	住宅地区改良事業の実施に伴い、住宅を失う従前居住者用の住宅
	特定優良賃貸 (特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律 H5)	中堅所得者に対して優良な賃貸住宅を供給
	再開発住宅 (都市再開発法 S44)	再開発事業の実施に伴い、住宅を失う従前居住者用の住宅
	地域リロケーション住宅 (住宅市街地総合整備事業制度要綱 H16 →旧再開発住宅制度要綱)	公営住宅等の建替えに伴う従前居住者向けの仮移転用住宅
	都市再生機構賃貸住宅 (独立行政法人都市再生機構法 H15)	主にファミリー世帯に対して良好な居住環境を備えた賃貸住宅を供給
	公社賃貸住宅 (地方住宅供給公社法 S40)	勤労者に対して良好な居住環境の住宅を供給

上記の通り公的賃貸住宅は7種類の住宅から構成される。今年度の監査対象となっている住宅は、公営住宅及び改良住宅が該当する。

〈1〉公営住宅

公営住宅とは、公営住宅法の規定による国の補助によって、地方公共団体が建設・買取りまたは借上げを行って、住宅に困っている低額所得者の方々のために建てられた賃貸住宅である。

〈2〉改良住宅

改良住宅とは、住宅地区改良事業によって建設された住宅の種類の一つである。住宅地区改良事業の施工に伴って、そこに居住している人たちが住宅を失うので、そうならないよう施工者によって用意された、賃貸住宅。老廃化した木造などの建築物が密集する地域において、都道府県や市町村が、土地や建物を買取り、整備し、その跡地に改良住宅を建て、道路や緑地などの建設事業をする。またその趣旨は環境整備の改善や、防災にも役立っている。

〈３〉特定優良賃貸住宅

特定優良賃貸住宅とは、中堅所得者のファミリー向けの公的賃貸住宅の一種で、特定優良賃貸住宅を省略して「特優賃」と言う。民間の土地所有者が地方自治体や国の補助金と住宅金融公庫などの資金を利用して良質な賃貸住宅を建設し、自治体や公社が長期契約（最長 20 年間）で借り上げ、管理受託をして運営する。賃貸住宅の建築にあたって、国や自治体からの建設費の補助と公庫の低利融資が受けられるうえに、入居者の負担を和らげるための家賃補助を受けることができる。

〈４〉再開発・地域リノベーション住宅

再開発・地域リノベーション住宅とは、公的賃貸住宅の建て替え時に、前に住んでいた住人たちの仮住居もしくは本移転先として建設されたもののことを言う。

（ii）入居資格

現在の市営住宅への入居条件には、世帯の収入制限がある。世帯の収入の程度を示す収入分位を用いて住宅の種類に応じた対象階層を設定している。収入分位とは全国の家計調査に基づいて全世帯の収入を順番に並べた際、下からどのくらいのパーセントに位置しているのかというものである。下から 25% までが低所得者向けの公営住宅の対象階層となる。

（２）市の市営住宅事業

（i）市営住宅の経緯と概況

市の市営住宅には、住宅に困窮する低所得者に対して低廉な家賃で供給する公営住宅と、地域の住環境改善事業により従前居住者向けとして建設された改良住宅及び地域改善向けとして建設された公営住宅がある。

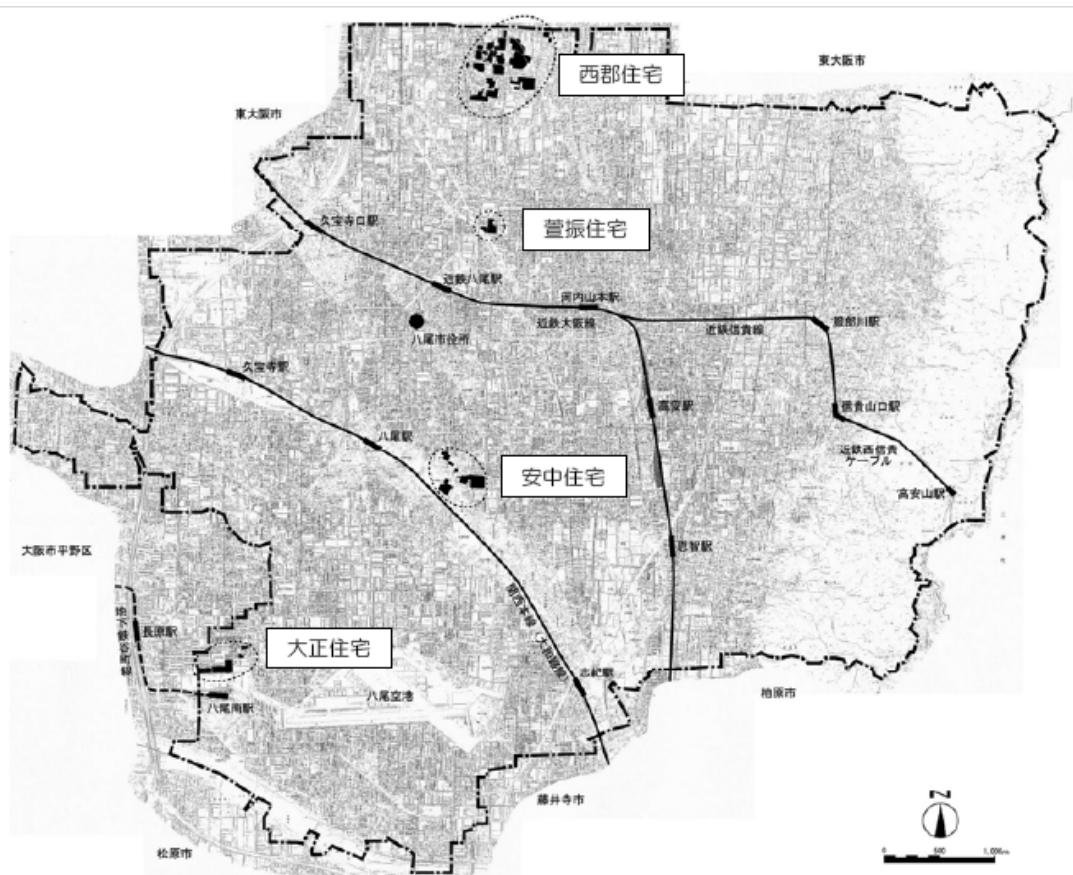
公営住宅は、低所得者向けに昭和 26 年から昭和 41 年まで木造平屋建てを中心に建設されてきた。これらの住宅は老朽化が著しいため、昭和 60 年から順次、中層の鉄筋コンクリート造りの住宅へと建替えが行われている。

一方、改良住宅及び地域改善向け公営住宅は、昭和 36 年「八尾市同和地区改善協議会」が設置され、環境改善事業を進める中で、市営住宅の建設を始め、昭和 40 年国の同対審答申では「同和問題の解決は国の責務であると同時に国民的課題である」とし、その後、昭和 44 年「同和对策事業特別措置法」が施行された。市においてもこれを重点施策と位置付け、地域環境改善事業等の一環として住宅建設事業を展開してきた。これらの住宅も老朽化が進行しているため、建替えや改善事業などの機能更新事業を展開してきた。

（ii）市営住宅ストック戸数およびその状況

市の市営住宅は4団地あり以下のように分布している。

（市営住宅位地図）



〈1〉西郡住宅

八尾市域の北端に位置する51棟1,420戸の団地で公営住宅と改良住宅があり、市営住宅の中では最も大きな団地である。建設年度は昭和30年代から平成5年度の長期に亘り、建物は低層、中層、高層の耐火構造で、うち店舗付き住宅は9棟（店舗部分50戸）ある。近接して府営八尾高砂住宅、やや離れて府営北山本住宅、府営山本住宅がある。

（西郡住宅 10・11号館）



〈2〉安中住宅

J R八尾駅から約800mの位置にある14 棟 399 戸の団地で公営住宅と改良住宅があり、規模は西郡住宅に次いで大きな団地である。建設年度は昭和41～59 年に亘り、そのうち昭和41～46 年度に集中している。建物は低層、中層の耐火構造であり、うち店舗付き住宅が1棟3戸ある。

(安中住宅 16 号館)



〈3〉萱振住宅

近鉄八尾駅から約600mの交通利便性が高く、中心市街地にも近接した位置に立地している。公営住宅法に基づく公営住宅で、昭和61 年から平成元年にかけて建替事業を実施した100戸の団地である。隣接して府営八尾緑ヶ丘住宅がある。

(萱振住宅)



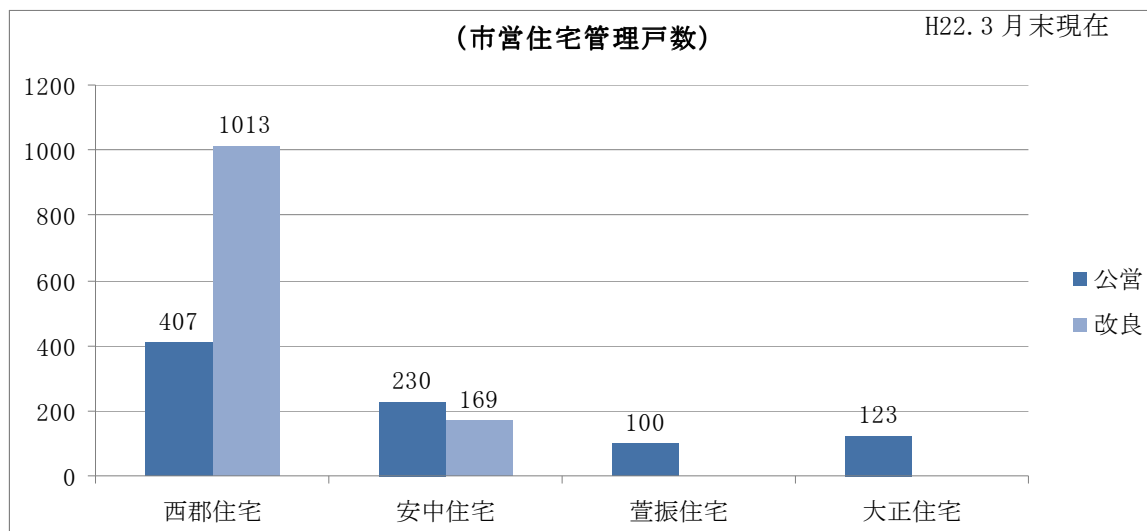
〈4〉大正住宅

地下鉄八尾南駅から約200mの交通利便性の高い位置にあるが、八尾市の中心市街地からはやや離れている。公営住宅法に基づき、昭和30年～41 年度に建設された木造・簡易耐火造の住宅であったが、現在、建替事業が完了しており、高層耐火構造となっている。

(大正住宅)



〈５〉市営住宅ストックの状況



平成22年3月31日現在の市営住宅ストックの状況は、2042戸（うち公営住宅860戸、改良住宅1,182戸）である。内訳は、西郡住宅が1420戸、安中住宅が399戸、萱振住宅が100戸、大正住宅が123戸となっている。

〈６〉市営住宅ストックの建設時期別構成

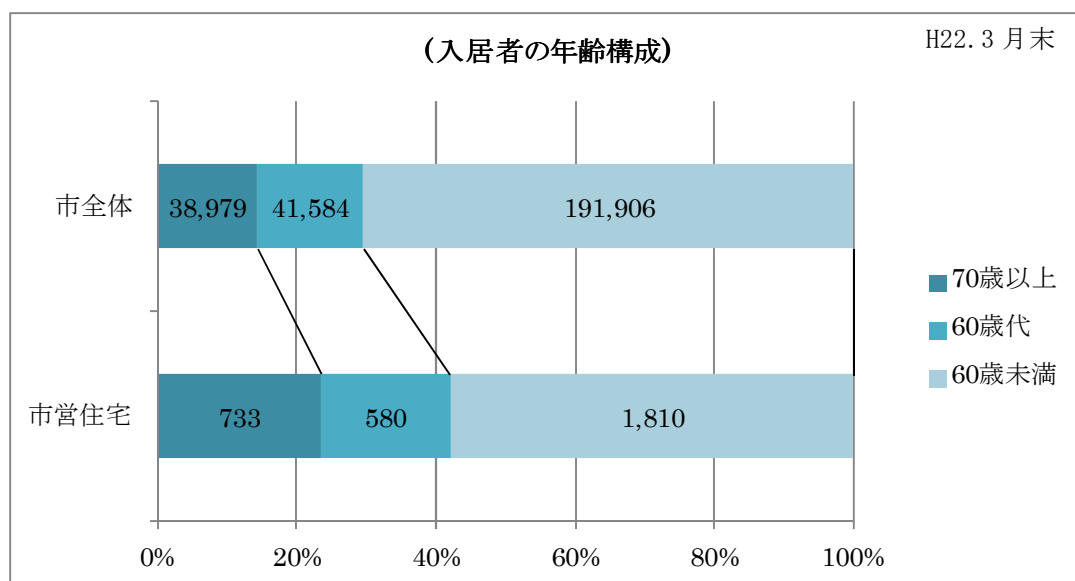
(建設年代別管理戸数) H22.3月末現在

年代	～S40	S41～45	S46～50	S51～55	S56～60	S61～2	H3～H7	H8～
戸数(戸)	238	716	537	86	90	156	16	203

市営住宅のストックを建設年代別に整理すると昭和40年代のストックが非常に多く、1,253戸ある。昭和40年以前に建設された住宅を加えると、全体の73%を占める。老朽化が進む住宅事情に鑑み更新が必要となるため、市は平成22年3月に「八尾市営住宅機能更新事業計画（八尾市営住宅長寿命化計画）」を策定し、市営住宅の効率的な整備・管理を推進し、住宅確保要配慮者の居住安定確保や地域の住環境確保に努めている。

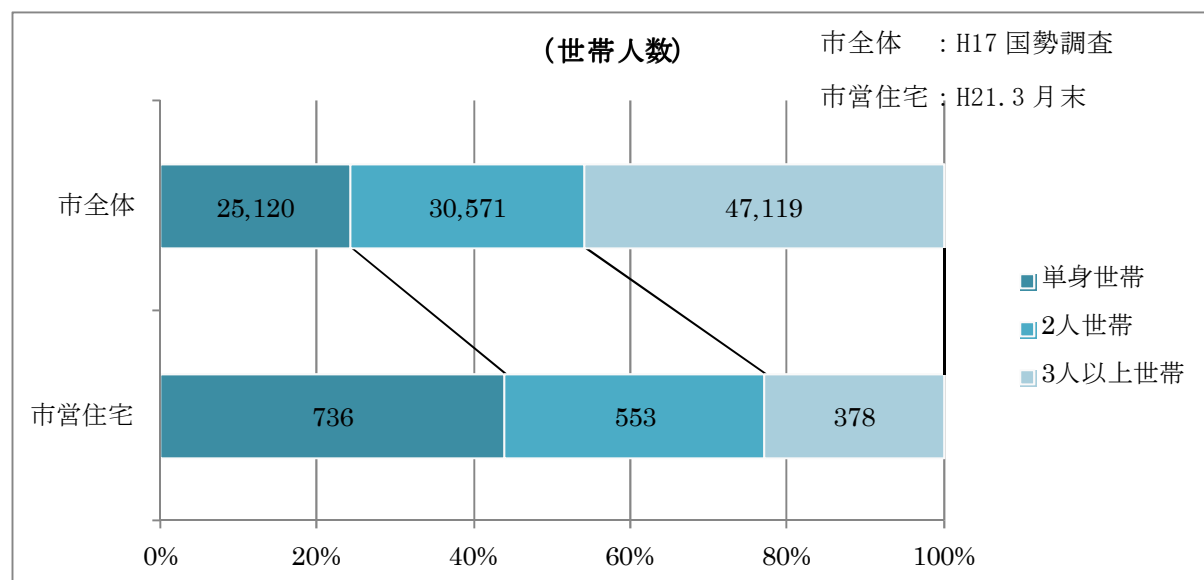
（iii）市営住宅に住む世帯、入居者の状況

〈1〉入居者の年齢構成



市の60歳以上の高齢者の割合は、約30%である。一方、市営住宅の60歳以上の高齢者の割合は42%となり高齢化が進んでいることがわかる。

〈2〉世帯人数

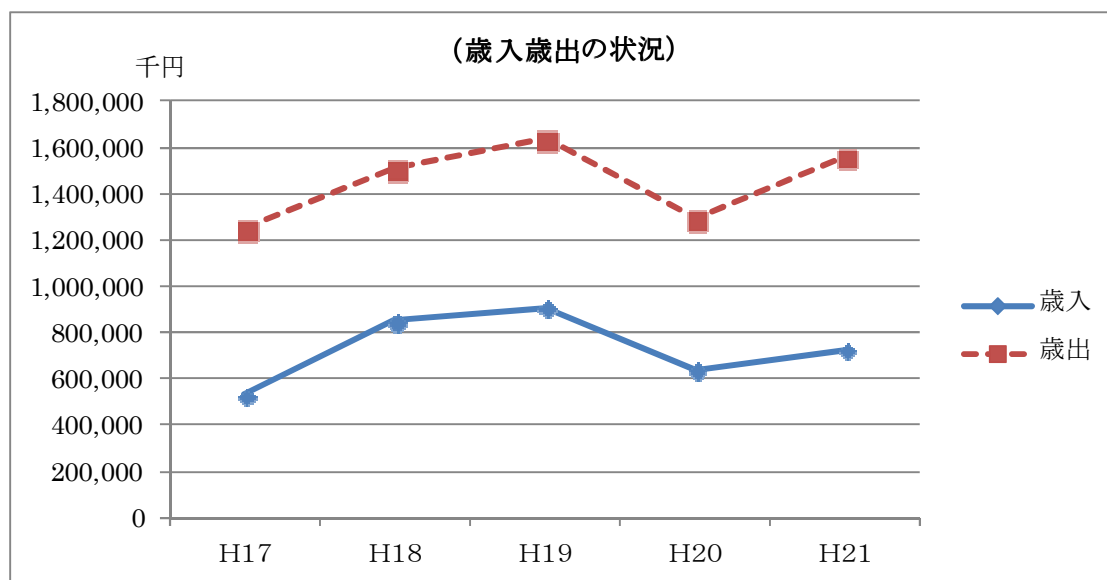


市営住宅と市全体の世帯人数を比較すると、単身世帯において、市全体が約25%であるのに対し、市営住宅入居者は44.2%を占めている。単身世帯と2人世帯を合わせると全体の75%を占めている。

(iv) 歳入歳出の状況

〈1〉収支状況の経年比較

市営住宅事業の収支状況は次のとおりである。



市営住宅事業の歳入と歳出の経年比較をした場合、平成17年度以降、毎年度6億円から7億円の歳出超過となっている。歳入の増減は市営住宅のストックの変動によるものではなく、国庫補助金の増減による。

一方、特に老朽化した住宅の建替えや改善事業を行うにあたり必要な歳出が約8億円から13億円毎年度発生している。平成18年度以降は、大正住宅の建替えや安中・西郡住宅の改善事業を進めてきた。建替・改善事業費が特に増加している。

〈2〉平成21年度決算の歳入の構成

(歳入の構成)

単位：千円

	維持管理費	建替え・改善事業費	合計
住宅使用料(家賃)	208,520	0	208,520
土地建物使用料(駐車場等)	33,760	3,133	36,893
住宅手数料(証明手数料等)	26	0	26
補助金	19,851	376,510	396,361
公営住宅整備基金繰入金	0	65,000	65,000
共益費収入	12,716	0	12,716
雑入(実費負担分)	1,312	4,399	5,711

平成21年度決算の歳入の主な内訳は、住宅使用料が2億円(28%)で、土地建物使用料が36百万円(5%)、国庫補助金からの収入が3億96百万円(54%)となっている。

〈3〉平成21年度決算の歳出の構成

(歳出の構成)

単位：千円

	維持管理費	建替え・改善事業費	合計
人件費	88,472	94,390	182,862
住宅管理費	107,914	3,569	111,483
住宅整備費	101,658	1,161,286	1,262,944

平成21年度決算の歳出の主な内訳は、住宅整備費（12億円、81％）が大半を占めている。住宅整備費のうち11億円が既存住宅等の建替・改善事業に充てられる歳出である。

（ⅴ）市営住宅事業の収納状況

〈1〉家賃の収納状況

[1]住宅使用料の算定方法

平成8年の公営住宅法改正により、従来の一律家賃制度から、世帯の収入の住宅の規模等に応じて家賃額を決定する「応能応益家賃制度」に改められ、平成10年度より運営されている。改良住宅についても、この改正にあわせ、市営住宅としての管理の統一化を図る観点から、「応能応益的家賃制度」を導入している。

(市営住宅の家賃算定方法)

家賃	=	家賃算定基礎額	×	立地係数	×	規模係数	×	経過年数係数	×	利便性係数
		入居者の収入に応じて決定		各市町村の地価等を踏まえて決定		住戸面積に応じて決定		建築物の経過年数によって決定		0.5～1.3までの間で事業主体が定める

[2]共益費の算定方法

共益費は「八尾市営住宅共益費徴収要綱」で定められている。共益費の額は1月1日から12月31日までにかかるエレベータ設置棟を除く住宅棟における給水ポンプ運転のための電気料等の費用を管理戸数で除し、さらに12で除した額を基本額とし、老朽化による改善が完了していない棟は基本額を2で除した額とし、エレベータ設置棟は基本額を2で乗じた額と1,700円のいずれか低い額と定められている。

(基本額の算定方法)

$$\text{基本額} = \frac{A+B+C+D}{\text{管理戸数}} \div 12$$

A…給水ポンプの運転のための電気料

B…水質保全のための受水槽の水質検査及び清掃並びに給水設備の保守点検に要する費用

C…階段灯、防犯灯（外灯）及び自転車置場等共用灯の電気料

D…昇降機及び污水处理施設の電気料並びに保守点検に要する費用

(共益費の額)

住宅	号館	共益費
萱振住宅	1～6 号館	900 円
大正住宅	平成 20 年 2 月 1 日以降管理開始棟	1,700 円
西郡住宅	エレベータ設置棟	1,700 円
	上記以外の市営住宅及び店舗付住宅1号館～店舗9号館(住宅部のみ)	400 円
安中住宅	1 号館、2 号館	900 円
	エレベータ設置棟	1,700 円
	上記以外の市営住宅及び店舗付住宅(住宅部のみ)	400 円

平成21年度の基本額は900円と算定されている。老朽化による改善が完了していない住宅棟は基本額を2で除した額であるため、450円と算定されるが要綱上で100円未満は切り捨てると規定されており400円と定められている。エレベータ設置棟は基本額に2を乗じた額1,700円と比較しいずれか低い額と規定されており1,700円となる。

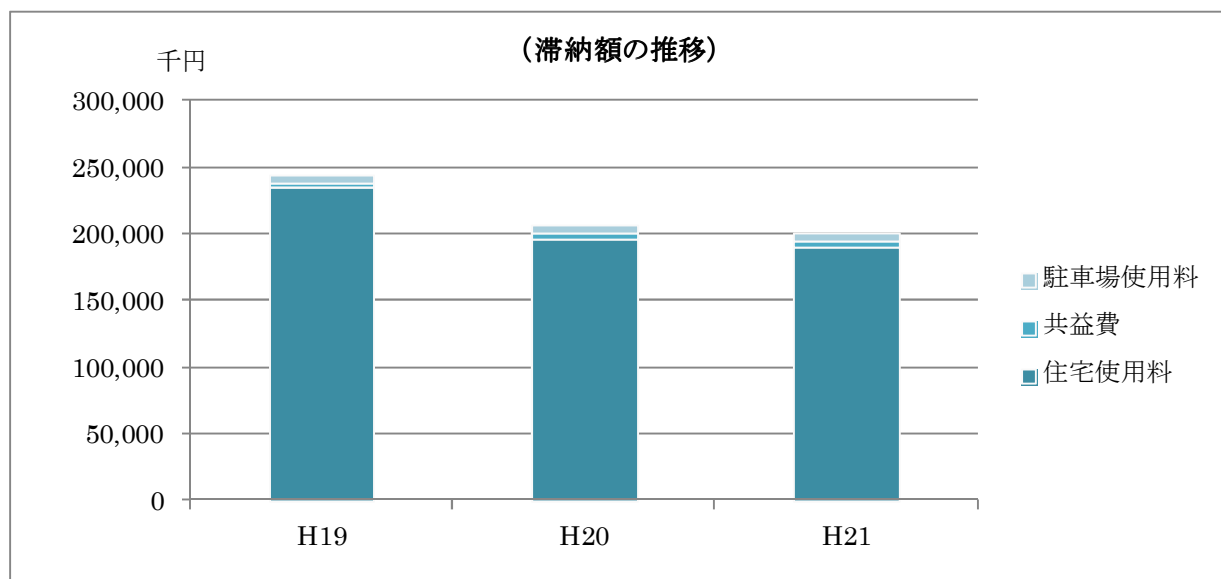
[3] 駐車場使用料の算定方法

駐車場使用料は条例では定めていない。平成18年12月より有料化がすすめられ現在の駐車場使用料は以下の通りである。

(駐車場使用料の額)

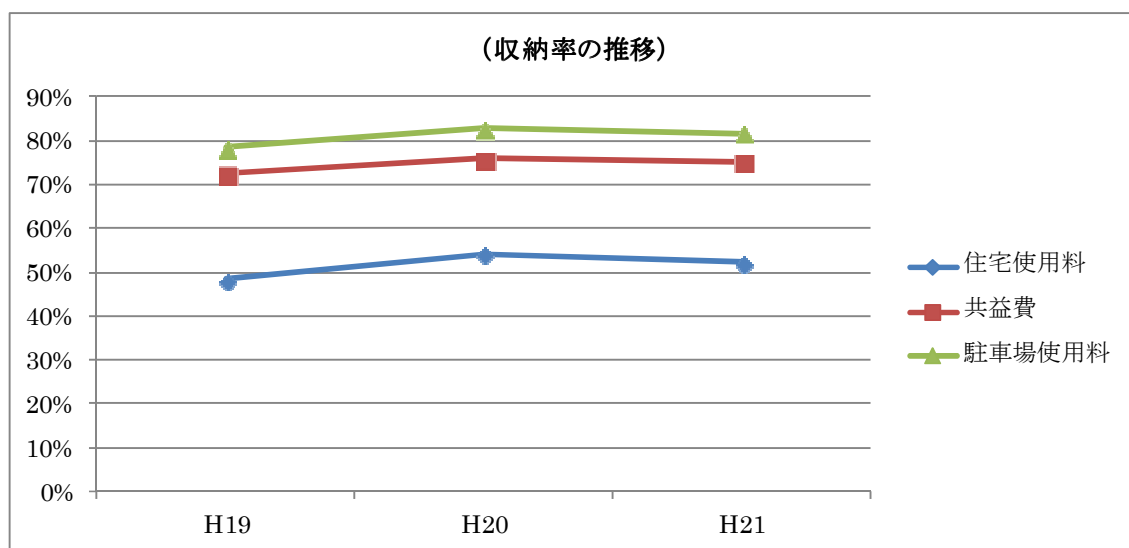
	駐車場使用料
西郡住宅	2,000 円
安中住宅	6,000 円
萱振住宅	6,000 円
大正住宅	6,000 円

〈２〉滞納額の推移



家賃等の収納状況は上表のとおりである。公営住宅の家賃は、先述のとおり市場相場よりも低いうえに収入に応じた額になっているが、滞納世帯数も多い。滞納額は減ってきているが、平成21年度決算で約2億円もある。

〈３〉収納率の推移



住宅使用料（家賃）の収納率は50%前後と非常に低水準である。これは以下の理由による。

平成8年公営住宅法改正により家賃計算に入居世帯収入等に応じて決定する応能応益制度が導入された。この改正を踏まえ、市は平成9年6月議会で市営住宅条例の全部改正議案を議決した。結果、平成10年度家賃より箱家賃制度から応能応益制度に基づく家賃計算が開始された。

しかし、西郡住宅の一部入居者が新家賃制度に反対して家賃の供託行為を始めた。供託者

は当初147名であったが、平成10年8月に198名にも上った。その後平成18年6月に最高裁で供託者の上告が棄却され市の支払請求が認められ供託者が減少し、平成22年3月現在供託者は15名である。

供託者に対する家賃調定額は収入未申告であるため、最高額として設定される一方で当該調定額に対しては全額滞納額として算定される。結果として、収納率は共益費や駐車場使用料と比較して極めて低い水準となる。

(注) 供託とは、金銭、有価証券などを国家機関である供託所に提出して、その管理を委ね、最終的には供託所がその財産をある人に取得させることによって、一定の法律上の目的を達成しようとするために設けられている制度

・高額所得者に対する明渡し請求の実施について(結果)

公営住宅法は前述のとおり、低額所得者への住宅供給を目的としているため、入居後法令に規定する高額の収入を得る状況になった場合は、自治体は公営住宅の明け渡しを請求することができるものとされており(公営住宅法第29条第1項)、また、請求を受けたものは、速やかに当該住宅を明け渡さなければならない(同条第4項)。これは言うまでもなく低額所得者でない者に対してまで税金を投入して公共団体が廉価での住宅を提供する必要がないからである。このような場合、法令上は「できるものとする」という容認規定ではあるが、その趣旨をしん酌し、当然明渡し請求を行うべきであるが、明渡し請求が行われていない。

一方、住宅地区改良法を根拠として建設された賃貸住宅の場合は同法に高額所得者に対する明渡し請求が法令上規定されていないため明渡し請求ができない。この住宅地区改良法と公営住宅法に基づく住宅は近隣に設置されている事例も多いことから、入居者間の公平性から公営住宅法に基づく住宅の場合も明渡し請求を行っていないとのことであるが、高額所得者が低廉住宅に入居し続ける事例が社会的問題ともなっているなかで明らかに適切な措置とはいえず、公営住宅法にもとづく住宅の場合は明渡し請求を行うべきである。

① 公営住宅法を設置目的とする公営住宅入居者のうち、いわゆる高額所得者に該当するが明渡し請求を行っていない事例(平成21年度)

西郡地区	5件
安中地区	1件
大正地区	2件
計	8件

・収入未申告者に対する収入調査の実施について(結果)

公営住宅法に基づく公営住宅において、毎年入居者の収入申告義務があるが、その申告義務を怠っている者に対し、収入調査が行われていない。同法の趣旨は低額所得者に対して住宅を提供することにあるが、収入提示義務を怠る入居者は、所得水準が規定以上となっていてと考えるのが自然である。収入提示がない場合、最も高い所得ランクの使用料を適用して

いるとのことであるが、民間賃貸住宅の家賃と比較すると廉価であることにはかわりはない。公営住宅事業に多額の市税が投入されている事実を踏まえても明らかに受益者負担の観点から問題であり、入居資格を喪失していないか収入調査（公営住宅法第 34 条）を実施し厳しい姿勢で臨むべきである。

②市営住宅の収入無申告入居者の事例件数（平成 21 年度）

西郡地区	22 件	
安中地区	0 件	
萱振地区	0 件	
大正地区	0 件	計 22 件

・処分予定のない遊休地について（意見）

公有地を有効活用することを目的として、公有地有効活用検討委員会が設置されており、下記に該当する以外の公有地については、処分に際しての制約、障害が無いか十分検討するとしつつも原則として処分する方針を定めている。

- ① 本来の行政目的に従って活用するもの
- ② 新たな活用目的が明確で、市の公共施設用地として活用するもの
- ③ 行政で直接活用は困難であるが、民間などに貸付けることにより行政目的が果たすことが見込まれるもの
- ④ 現在のところ活用目的が明確でないが、将来、公共あるいは公共公益施設用地としての活用が期待できるもの

ところが、市は下記の西郡改良住宅 27 号館に隣接する土地を、平成 9 年度に約 7 千万円で取得している。

＜物件名＞

八尾市高砂町 1 丁目 80 番の 1 敷地面積 316.59 m²,

（取得価額 69,322,550 円（取得価額は平成 9 年 1 月価格時点 不動産鑑定価額による。））

当該土地は、住宅地区改良事業として取得されているが、取得以降事業化や処分予定もなく更地のままとなっている。取得に至る経緯も当時担当していた改良事業室（同室は平成 9 年度に廃止）の書類の保存年限が経過しており残っていない。当該遊休財産については公有地有効活用検討委員会による検討俎上にもあがっていない。その理由は当該土地は三方が民間私有地と隣接し、残りの一方は改良住宅の敷地と隣接するため、一般道に出るための通路が確保できないため処分ができないとされていた。

しかしながら、当該遊休財産について上記④であるか再検討し活用するのであれば暫定利用も含め早期に資産活用を検討すべきである。

・空き駐車場の有効利用について（意見）

市営住宅の入居者の高齢化に伴い駐車場の空き区画が増加してきている。空き駐車場の有効活用方法を模索すべきである。平成22年3月31日現在の駐車場の利用状況を示すと次のとおりである。

（駐車場の利用状況）

区 分	区画数	割当数	空き区画数	使用率
西郡住宅	908	603	305	66.4%
安中住宅	237	127	110	53.6%
萱振住宅	50	43	7	86.0%
大正住宅	55	43	12	78.2%

4団地を比較した場合、西郡住宅の空き区画数が最も多い。また、安中住宅の使用率は他の団地と比較して特に低い。空き駐車場を放置しておくことは、違法駐車の原因となるばかりでなく、歳入確保にもつながらない。

資産の有効活用の観点から、市営住宅の駐車場で利用率の低い団地においては、駐車場区画の整理統合により一定の面積が確保できる土地については、他事業への転用や処分、駐車場の一部を周辺住民に開放するなどの対応が必要である。あるいは、駐車場の空き区画を時間貸駐車場として使用する事業者を公募し、所定の選定基準に基づき、市に最も有利な提案をしたものを事業者として選定し「使用許可」した上で駐車場運営を委託するといった方法を模索すべきである。

・借上げ住宅の留意点について（意見）

市では現在借上の公営住宅はない。ただし既存の公営住宅のうち老朽化が進み、現在公営住宅を建替えるか、あるいは民間が新設した住宅を全室借り上げることなどを検討していかねばならない。

公営住宅を設置している地区は、近隣に民間事業者の賃貸物件がある場合が少なく、既存の賃貸物件の個室ごとの借り上げは現実には困難であるため、一棟全体の借上げが必要になることが予想される。この場合、民間の建設コスト回収将来の入居率の低下に関わらず、市が実質全室賃料の入居保証し将来の負担を残すことのないように留意する必要がある。

バブル経済で地価高騰した頃、中堅所得者層に対し地価高騰の影響が賃料に転嫁されることがないように安定して住宅を提供し、また農地の有効活用する観点から国の施策として全国の住宅供給公社において借上賃貸住宅制度が推進された。生産緑地法に基づく農地の有効活用農家の土地オーナーに対し、賃貸用建物をオーナー借金により建設させ、公社から受ける借上期間の賃料保証（入居者 100%を前提）を原資に建設資金を弁済し利益を得るというプランを提供した。

ところが、①制度自体地価が高騰しつづけると仮定し、毎年入居者負担額が一定増加する設計であったが、賃貸住宅の建設が完了したころにはすでにバブルがはじけ、地価は下落基調にあったため、逦増家賃が近隣相場に比して、高くなるころには入居者が減少していった。②公社は、入居者の支払う逦増家賃と公社が負担する毎年低減する所得補てん補助金の合計（家賃保証）をオーナーに支払うことで採算のとれるプランであったが、上記の理由で入居者が減少したため、その損失部分を公社が抱える結果となった。公営住宅の入居率は低下していくことが当然予測されるため、借上住宅の契約締結にはこの点を十分に念頭に置く必要がある。

・駐車場使用料の算定根拠について（意見）

駐車場の使用料は、西郡住宅が一区画2,000円、他の団地は一区画6,000円と設定されている。駐車場の使用料は条例で定められておらず、府営緑が丘住宅における駐車場使用料8,000円を元に決定された。各住宅の近傍地の駐車場使用料は次のとおりである。

（近傍地の駐車料金）

区 分	市営住宅の駐車場使用料	近傍地の駐車料金
西郡住宅	2000 円	5000 円～ 8000 円
安中住宅	6000 円	8000 円～10000 円
萱振住宅	6000 円	10000 円～11500 円
大正住宅	6000 円	8000 円～12000 円

上表のとおり、近傍地と比較して市の駐車場使用料は低く設定されている。一般的に自動車は奢侈品としてとらえられるため、駐車場使用料と住宅使用料とは性格を異にするものと考えられる。近傍駐車場の利用料や利便性を考慮した上で、使用料を見直す必要がある。

・保証人の活用について（結果）

入居時に保証人を設定しているが、家賃滞納時において保証人へ督促を行っている実績はなく、保証人制度が適切に運営されていない。

滞納が始まった時点で滞納者に対して督促状に保証人に求償する旨の記載をし、保証人にもその旨を伝達する必要がある。理由は滞納額が多額になってから通知するのでは信義則に反するとともに、保証人の負担能力を考慮しても実行可能性に欠けることになるからである。そして、滞納月数が長期にわたる場合には、適切な時期に保証人に対して滞納家賃の請求を行っていく必要がある。

今後、保証人に対して求償するための手続フローを構築し、事務処理要領等を設定する必要がある。

・保証人の変更手続について（意見）

市営住宅条例施行規則第9条2項では、入居者が保証人を変更しようとするときは、保証人変更承認申請書を市長に提出し、その承認を受けなければならないとされている。すなわち、入居者からの自主申告となっている。そのため、保証人に連絡を取った際保証人が死亡していたという事例もある。保証人に対して滞納家賃を求償していく場合、保証人の状況を適切に把握しておく必要がある。そして、異動があった場合には、遅滞なく保証人変更承認申請書を提出するよう喚起していく必要がある。

保証人の変更手続の必要性を考えても、入居者と、保証人とが連絡が取れる状態を維持しておくことが債権管理上重要であり、保証人の変更状況を早期に把握することが重要と思われる。

・延滞金について（意見）

市では、現在延滞金の計算および徴収を行っていない。

市営住宅使用料等は、私法上の債権に該当し、条例及び施行規則に特段の定めがないことから、延滞金を徴収することはできないとする見解もある。今後、悪質滞納者からの滞納を増加させないためにも、条例及び施行規則の見直しを行い、延滞金の徴収について明記し、債権区分等を設け実効性のある管理を行う必要がある。

・退去後の滞納債権処理について（意見）

平成20年度においては、現年度に調定を行った住宅使用料（現年度分）の収納率は92％程度であり、高い水準を確保できているが、平成20年度以前に調定を行った住宅使用料（滞納残高）に対する収納率は6％と非常に低い水準となっている（供託者滞納額を含む）。

滞納残高のうち、入居者からの回収状況と比較して、退去済み滞納者からの回収率は非常に低く、退去済み滞納者からの回収が進んでいない。これは、現年度の調定額徴収を優先している上、退去者は退去済みであるため滞納額が増加しないからである。

退去後長期間を経過している滞納者の「逃げ得」を許さないためにも、入居者のみならず、退去者からの回収を徹底していく必要があると考える。

・共益費の算定について（意見）

共益費は要綱に基づいて計算している点は前述したとおりである。社団法人日本住宅建設産業協会賃貸管理委員会の賃貸住宅における「共益費」のあり方に関する研究報告書によれば、共益費として考えられる項目を以下の通りに考えられている。この共益費と市の共益費を比較してみれば次の通りとなる。

(共用費一覧)

区分	共益費一覧	市の共益費
共用部分の維持管理に係る項目	① 共用電気料	A, C
	② 共用水道料	×
	③ 共用灯保守・交換料	C
	④ ゴミ置場清掃費	—
	⑤ 定期清掃費	—
	⑥ 特別清掃費	×
	⑦ 排水管及び桤清掃費	×
	⑧ 植栽剪定・管理費	—
	⑨ 給水ポンプ保守管理費	B
	⑩ 雨水貯留槽保守管理費	×
	⑪ 自動ドア保守点検費	—
	⑫ 昇降機点検費（法定点検以外に自主的に行う点検）	D
法定点検・検査・報告等が必要な項目	① 消防設備点検費 （消防法第 17 条の 3 の 3 による点検及び官庁報告）	×
	② 昇降機点検費 （建築基準法 12 条 3 項による検査及び報告）	D
	③ 受水槽保守点検費 （水道法 20 条による清掃及び水質検査）	B
	④ 簡易専用水道点検費（水道法 34 条の 2 による点検）	B
	⑤ 浄化槽保守点検費 （浄化槽法 8、9、11 条による保守点検、清掃及び検査）	B
	⑥ 受変電設備管理費（電気事業法 55 条による検査）	×
	⑦ 特殊建築物定期検査（建築基準法 12 条 1 項による検査）	×
	⑧ 建築設備定期検査（建築基準法 12 条 3 項による検査）	×
	⑨ 防火管理業務費（消防法 8 条の 2 の 2 による点検・報告）	×
	⑩ 専用水道施設（水道法 3 条 6 項、20 条による水質検査）	×
	⑪ テレビ電波障害防除施設点検・保守 （有線テレビジョン放送法 27 条による報告・検査）	×

(注) A…給水ポンプの運転のための電気料

B…水質保全のための受水槽の水質検査及び清掃並びに給水設備の保守点検に要する費用

C…階段灯、防犯灯（外灯）及び自転車置場等共用灯の電気料

D…昇降機及び汚水処理施設の電気料並びに保守点検に要する費用

—…八尾市市営住宅では発生しない共益費

×…共益費として収受すべきものであるが収受していない費用

共益費の範囲を比較した場合、共益費として収受すべきものを収受していないものが多数ある。市営住宅に居住する住民と市営住宅に居住しない住民の公平性を確保するためにも要綱の改正も視野にいれ検討すべきであると考え。

8. 道路占用料

（１）道路占用料の徴収

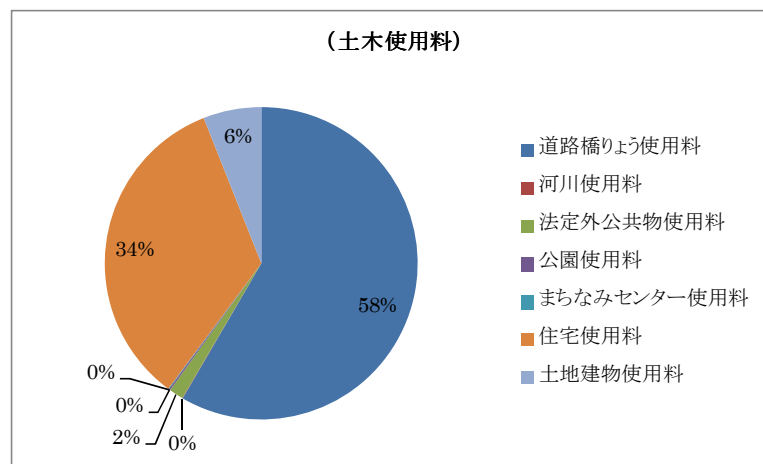
道路法第 32 条において ①電柱、電線、変圧塔、郵便差出箱、公衆電話所、広告塔その他これらに類する工作物 ②水管、下水道管、ガス管その他これらに類する物件 ③鉄道、軌道その他これらに類する施設 ④歩廊、雪よけその他これらに類する施設 ⑤地下街、地下室、通路、浄化槽その他これらに類する施設 ⑥露店、商品置場その他これらに類する施設 ⑦前各号に掲げるものを除く外、道路の構造又は交通に支障を及ぼす虞のある工作物、物件又は施設で政令により定めるものについて、道路管理者の許可である市の許可を受けなければならない旨を定めている。

道路管理者である市は、市道の占用につき占用料を徴収することができるものとされており（同法第 39 条）、これによる占用料の額及び徴収方法は、条例で定めることとされ、八尾市道路占用料条例及び八尾市道路占用規則において占用料の徴収方法及び占用料金が具体的に規定されている。

（２）道路占用料の状況

（い）道路占用料について

市の歳入のうち 1,004 百万円が使用料であるが、このうち、61%が土木使用料である。また、土木使用料のうち 58%が道路橋りょう使用料であり、道路橋りょう使用料が歳入の重要部分を構成している。なお、土木使用料の内訳は下記の通りとなっている。



(ii) 占用料の料金体系

前述のとおり、道路の占用料については八尾市道路占用料条例で定められているが、具体的には下記の通りである。

占用物件			単位	占用料(円)
道路法(以下「法」という。)第32条第1項1号に掲げる工作物	電柱(変圧器を含む。)、その支柱及び支線柱		1本につき1年	3,500
	電話柱、その支柱及び支線柱			2,100
	共架電線その他上空に設ける線類		長さ1メートルにつき1年	22
	地下電線その他地下に設ける線類			10
	路上に設ける変圧器		1個につき1年	1,800
	地下に設ける変圧器			1,100
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所			3,400
	その他のもの		占用面積1平方メートルにつき1年	3,400
法第32条第1項2号に掲げる工作物	外径が0.1メートル未満のもの		長さ1メートルにつき1年	170
	外径が0.1メートル以上0.2メートル未満のもの			230
	外径が0.2メートル以上0.4メートル未満のもの			480
	外径が0.4メートル以上1メートル未満のもの			1,200
	外径が1メートル以上のもの			2,100
	マンホール・管路その他これらに類するもの		占用面積1平方メートルにつき1年	1,870
法第32条第1項第4号	歩廊、雪よけその他これらに類するもの			2,100
法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下街、地下室及び地下通路			4,000
	上空に設ける通路			7,800
	その他のもの			3,400
法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの		占用面積1平方メートルにつき1日	120
	その他のもの		占用面積1平方メートルにつき1月	1,200
道路法施工令(昭和27年政令第479号。以下「令」という。)第7条第1号に掲げる物件	看板(アーチであるものを除く)	一時的に設けるもの	表示面積1平方メートルにつき1月	820
		その他のもの	表示面積1平方メートルにつき1年	8,200
	標識		1本につき1年	2,800
	旗ざお	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの	1本につき1日	120
		その他のもの	1本につき1月	1,200
	幕(令第7条第2号に掲げる工事用施設であるものを除く。)	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの	その面積1平方メートルにつき1日	120
		その他のもの	その面積1平方メートルにつき1月	1,200
	アーチ	車道を横断するもの	1基につき1月	12,000
		その他のもの		5,800
	令第7条第2号に掲げるもの	工事用板囲、足場、詰所その他の工事用施設		占用面積1平方メートルにつき1月
令第7条第3号に掲げるもの	土石、竹木、瓦その他の工事用材料			
令第7条第9号に掲げるもの	自転車、原動機付自転車又は二輪自動車を駐車させるため必要な車輪止め装置その他の器具		占用面積1平方メートルにつき1年	近傍類似の土地の時価に0.025を乗じて得た額

(iii) 減免について

下記に掲げる事由のように、道路の占用が公共の利益となる場合で、市長が必要と認めるときは、占用申請者の申請によりその占用料金の全部又は一部を免除することができる。

(iv) 主な占用料

道路占用料を納めている上位 5 位の占有者について、占用物件別に集計を行った結果は下記の通りである。

(物件別占用料)

(単位:千円)

占用物件の種類	占用物件の内容	金額
法第32条第1項1号に掲げる工作物	電柱(変圧器を含む。)、その支柱及び支線柱	36,513
	電話柱、その支柱及び支線柱	11,442
	共架電線その他上空に設ける線類	36,003
	地下電線その他地下に設ける線類	0
	路上に設ける変圧器	10
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	0
法第32条第1項2号に掲げる工作物	外径が0.1メートル未満のもの	352
	外径が0.1メートル以上0.2メートル未満のもの	0
	外径が0.2メートル以上0.4メートル未満のもの	136,975
	外径が0.4メートル以上1メートル未満のもの	44,438
	外径が1メートル以上のもの	47,445
	マンホール・管路その他これらに類するもの	20,662

このように、道路法 32 条第 1 項第 1 号第 2 号に掲げる工作物（ガス管、電気通信施設その他これらに類する物件）にかかる占用料が収入の最たるものとなっている。

・道路占用状況の定期実地調査の実施（意見）

道路占用料は、法、条例による利用者による占用申請を前提としているため、網羅的に道路占用の事実が把握されているかが要点となる。

ガス管・電線・電柱の敷設による道路の占用は、ガス・電力会社など当該事業者にとって本業である者の行為であり、また道路交通法による罰則規定もあるため（道路交通法第 100 条、第 101 条）、法令違反を犯してまで無申請となっていることは考えにくい。

一方で、工事用足場、工事用仮囲いの設置や広告目的の工作物や看板の占用申請が網羅的になされているかには疑問が残る。平成 20 年度でこれらの占用申請者数は、延べ 77 法人で占用料も僅か 9,694 千円となっている。

また、道路管理者として実地巡回調査は随時行われていると思料するが、網羅的に占用料が徴収されているか確かめるための実地調査は行われていないので、実地巡回調査時には、道路占用申請がなされているか十分留意した調査の定期的な実施についても検討が必要であると考ええる。

9. 下水道使用料・受益者負担金

(1) 平成 21 年度下水道事業歳入決算

平成 21 年度の下水道事業における歳入決算は、13,787,371 千円であり実質収支は 26,031 千円の黒字である。

(下水道事業歳入決算(平成21年度))

(単位:千円、%)

款		決算額	構成比
分担金及び負担金		128,359	0.9%
使用料及び手数料		3,095,793	22.5%
内訳	公共下水道使用料	3,092,326	22.4%
	公共下水道手数料	3,467	0.0%
国庫支出金		1,200,000	8.7%
府支出金		63,707	0.5%
繰入金		5,800,132	42.1%
繰越金		485	0.0%
諸収入		46,192	0.3%
内訳	延滞金	0	0.0%
	預金利子	137	0.0%
	雑入	46,055	0.3%
市債		3,452,700	25.0%
歳入合計		13,787,371	100.0%

(平成21年度実質収支)

(単位:千円)

区分	金額
歳入総額	13,787,371
歳出総額	13,761,340
差引	26,031
翌年度へ繰越すべき財源	-
実質収支額	26,031

受益者負担金は、現年度分収入済額が前年度比 15,201 千円増の 126,607 千円、滞納繰越分収入済額が前年度比 67 千円増の 1,751 千円、合計額は前年度比 15,268 千円増の 128,359 千円である。収納率は対前年比ほぼ横ばいである。

(下水道事業受益者負担金決算額)

(単位:千円)

項目	H20	H21	前年度比
現年度分	調定額	113,554	129,055
	収入済額	111,406	126,607
	収入未済額	2,148	2,447
	収納率	98.1%	98.1%
滞納繰越分	調定額	3,462	3,744
	収入済額	1,684	1,751
	不納欠損額	185	185
	収入未済額	1,593	1,806
合計額	調定額	117,017	132,799
	収入済額	113,090	128,359
	不納欠損額	185	185
	収入未済額	3,741	4,254
	収納率	96.6%	96.7%

下水道使用料は、現年度収入済額が前年度比 137,911 千円増の 3,046,483 千円、滞納繰越分収入済額が前年度比 975 千円増の 45,843 千円、収入済額合計が前年度比 138,887 千円増の 3,092,326 千円であった。

(下水道使用料決算額)

(単位:千円)

項目	H20	H21	前年度比
現年度分	調定額	2,964,257	3,108,016
	収入済額	2,908,571	3,046,483
	収入未済額	55,686	61,533
	収納率	98.1%	98.0%
滞納繰越分	滞納繰越額	93,331	96,050
	調定更正減額	2,311	4,604
	調定額	91,020	91,446
	収入済額	44,868	45,843
	不納欠損額	5,787	5,637
	収入未済額	40,364	39,964
	収納率	49.3%	50.1%
合計額	調定額	3,055,278	3,199,463
	収入済額	2,953,439	3,092,326
	不納欠損額	5,787	5,637
	収入未済額	96,050	101,498
	収納率	96.7%	96.7%

（２）汚水整備事業の推移

市の平成 21 年度の下水道普及率は、対前年比 1.6％増の 81.7％であり、平成 16 年度から 5 年間で 10.6％増加した。市の普及率は全国普及率の 73.7％と比すると 8.0％上回る状況であるが、大阪府普及率が 93.7％であることに鑑みると、12.0％下回っている。

また、『事務事業説明及び主要施策実績報告書』によると、戸数ベースでみた水洗化率は対前年比 0.5％増の 89.2％であり、平成 16 年度から 5 年間で 4.3％増加した。大阪府下における市の普及率及び水洗化率の順位はそれぞれ 30 位及び 41 位であり、大阪府下における下水道の普及という観点からは下位であり、今後下水道の整備及び水洗化の促進が望まれている。

（下水道処理区域、水洗化状況、普及率、水洗化率の推移）

年度	行政人口 A	整備区域		普及率 (%) B/A	処理区域 内戸数 (戸)C	水洗化戸 数(戸)D	水洗化率 (%) D/C	大阪府普 及率(%)	全国普及 率(%)
		面積(ha)	人口(人)B						
H16	274,169	1,958	194,906	71.1%	56,362	47,858	84.9%	90.1	68.1
H17	274,119	2,051	201,760	73.6%	59,133	50,423	85.3%	90.8	69.3
H18	273,883	2,126	208,227	76.0%	62,052	52,724	85.0%	92.1	70.5
H19	273,292	2,195	213,151	78.0%	64,197	55,072	85.8%	92.7	71.7
H20	272,469	2,254	218,222	80.1%	65,688	58,294	88.7%	93.2	72.7
H21	272,024	2,310	222,247	81.7%	68,440	61,042	89.2%	93.7	73.7

(大阪府下市町村の平成20年度における普及率及び水洗化率)

市 町 村	行 政 人 口	整備人口	普 及 率	普及 率 順位	水洗化人口	水洗化率	水洗 化率 順位
大 阪 市	2,646,703	2,646,688	100.0	1	2,646,528	100.0	1
堺 市	847,775	835,497	98.6	13	748,685	89.6	24
岸 和 田 市	203,513	187,955	92.4	21	169,908	90.4	22
豊 中 市	394,488	394,416	100.0	3	391,837	99.3	5
池 田 市	103,845	103,732	99.9	6	103,582	99.9	3
吹 田 市	352,091	351,282	99.8	7	348,273	99.1	6
泉 大 津 市	78,080	71,350	91.4	23	59,781	83.8	35
高 槻 市	358,539	350,924	97.9	14	337,437	96.2	14
貝 塚 市	90,738	42,671	47.0	40	36,541	85.6	32
守 口 市	147,976	147,958	100.0	2	147,893	100.0	2
枚 方 市	410,597	375,794	91.5	22	341,703	90.9	21
茨 木 市	272,019	268,346	98.6	12	264,289	98.5	9
八 尾 市	272,469	218,222	80.1	30	169,648	77.7	41
泉 佐 野 市	103,012	31,792	30.9	42	28,262	88.9	27
富 田 林 市	121,497	98,993	81.5	28	88,850	89.8	23
寝 屋 川 市	243,351	242,696	99.7	8	233,893	96.4	13
河 内 長 野 市	116,112	77,602	66.8	38	69,427	89.5	26
松 原 市	127,085	109,297	86.0	26	93,202	85.3	33
大 東 市	128,376	122,644	95.5	18	114,397	93.3	18
和 泉 市	184,718	149,770	81.1	29	129,552	86.5	29
箕 面 市	127,531	127,481	100.0	4	127,273	99.8	4
柏 原 市	75,131	55,764	74.2	32	48,020	86.1	31
羽 曳 野 市	119,667	88,187	73.7	33	69,844	79.2	39
門 真 市	132,053	103,102	78.1	31	101,630	98.6	7
摂 津 市	83,852	81,416	97.1	16	76,441	93.9	16
高 石 市	60,504	52,108	86.1	25	44,929	86.2	30
藤 井 寺 市	66,674	46,017	69.0	36	39,075	84.9	34
東 大 阪 市	506,568	503,492	99.4	10	468,978	93.1	19
泉 南 市	65,858	33,622	51.1	39	31,502	93.7	17
四 條 畷 市	57,602	57,309	99.5	9	55,232	96.4	12
交 野 市	78,933	73,951	93.7	19	71,982	97.3	11
大 阪 狭 山 市	57,955	57,915	99.9	5	55,650	96.1	15
阪 南 市	58,562	25,795	44.0	41	23,102	89.6	25
島 本 町	29,566	26,503	89.6	24	26,113	98.5	8
豊 能 町	23,728	23,515	99.1	11	22,992	97.8	10
能 勢 町	12,661	2,478	19.6	43	1,755	70.8	43
忠 岡 町	18,340	17,643	96.2	17	13,604	77.1	42
熊 取 町	44,588	30,159	67.6	37	27,838	92.3	20
田 尻 町	8,194	7,977	97.4	15	6,587	82.6	38
岬 町	18,471	12,816	69.4	35	10,034	78.3	40
太 子 町	14,502	13,428	92.6	20	11,192	83.3	37
河 南 町	16,684	14,160	84.9	27	12,437	87.8	28
千 早 赤 阪 村	6,438	4,570	71.0	34	3,826	83.7	36

資 料 大阪府都市整備部下水道室

（３）下水道使用料について

下水道法第 20 条第 1 項において、「公共下水道管理者は、条例で定めるところにより、公共下水道を使用する者から使用料を徴収することができる。」とされており、八尾市下水道条例第 15 条第 1 項により、「公共下水道の使用について、使用者から使用料を徴収する。」こととされている。

同条例第 16 条によると、使用料の額は、別表第 1 に定める基本料金及び使用者が毎月排除した汚水の量に応じ同表に定めるところにより算定した従量料金の合計額に消費税等の額を加算して得た額とされている。現行の使用料は、平成 21 年 4 月 1 日から適用されている。

八尾市下水道条例 別表第 1

区分	基本料金の額	従量料金の額(1立方メートルにつき)	
		汚水の量の区分	金額
一般用	450円	1立方メートルから 10立方メートルまで	45円
		11立方メートルから 20立方メートルまで	100円
		21立方メートルから 30立方メートルまで	120円
		31立方メートルから 50立方メートルまで	150円
		51立方メートルから 100立方メートルまで	168円
		101立方メートルから 250立方メートルまで	183円
		251立方メートルから 500立方メートルまで	205円
		501立方メートルから 1,000立方メートルまで	230円
		1,001立方メートル以上	270円
公衆浴 場用	—	600立方メートルまで	20円
		601立方メートル以上	26円

使用料については、原則として 1 か月ごとに水道料金と合わせて納付されることとなっている。

（４）受益者負担金・分担金について

受益者負担金とは、都市計画法第 75 条に基づき都市計画事業として実施される公共下水道事業に関する受益者の負担金をいい、下水道が整備されることにより、生活環境が改善され、土地の利用価値が増すことにより、利便性の向上する土地所有者(受益者)に、下水道の建設に要する費用の一部を負担させるものである。なお、受益者負担金は、その土地に対して一度のみ賦課される。受益者とは下水道整備を行う区域の土地の所有者をいう。ただし、その土地に借地人などの権利者がある場合は、その権利者が受益者となる。負担金額は受益地面積に 1 平方メートル当たりの負担金額 450 円(合流式)、438 円(分流式)を乗じて計算された金額である。負担金の納付方法は、年 2 回

で3年間の合計6期に分けて納める。ただし、負担金額が3,000円未満の場合は全額が第一期分となる。負担金の納付は3年分割であるが、一括で納めると負担金額の9%の報奨金を交付する。

受益者負担金の徴収事務は下水道総務課において行われている。

・下水道受益者負担金の徴収事務について(意見)

受益者負担金の賦課徴収事務は現在下水道総務課によって行われている。下水道使用料は水道料金と合わせて水道局で徴収事務が行われている。受益者負担金の収納率は高い水準を確保しているところであるが、収納率のさらなる向上のためには、受益者負担金の徴収事務についても水道局で行った方が、受益者負担金のみの滞納整理を下水道総務課で行うよりも、債権管理面でのメリットがあると思料され徴収事務を一元化することにより受益者負担金と下水道使用料の連動した対応が可能であると考えられる。

10. 水道料金

(1) 水道事業の概要

(i) 沿革

市は、昭和23年4月、八尾町、龍華町、久宝寺村、大正村、西郡村の2町3村が合併して誕生した。市の水道事業は市制発足以前の昭和14年に八尾町・龍華町で給水を開始し、人口急増や産業の発展に対応すべく、6次にわたる拡張工事を実施している。昭和14年の八尾町・龍華町における給水開始から、現在に至るまでの水道事業の沿革は以下のとおりである。

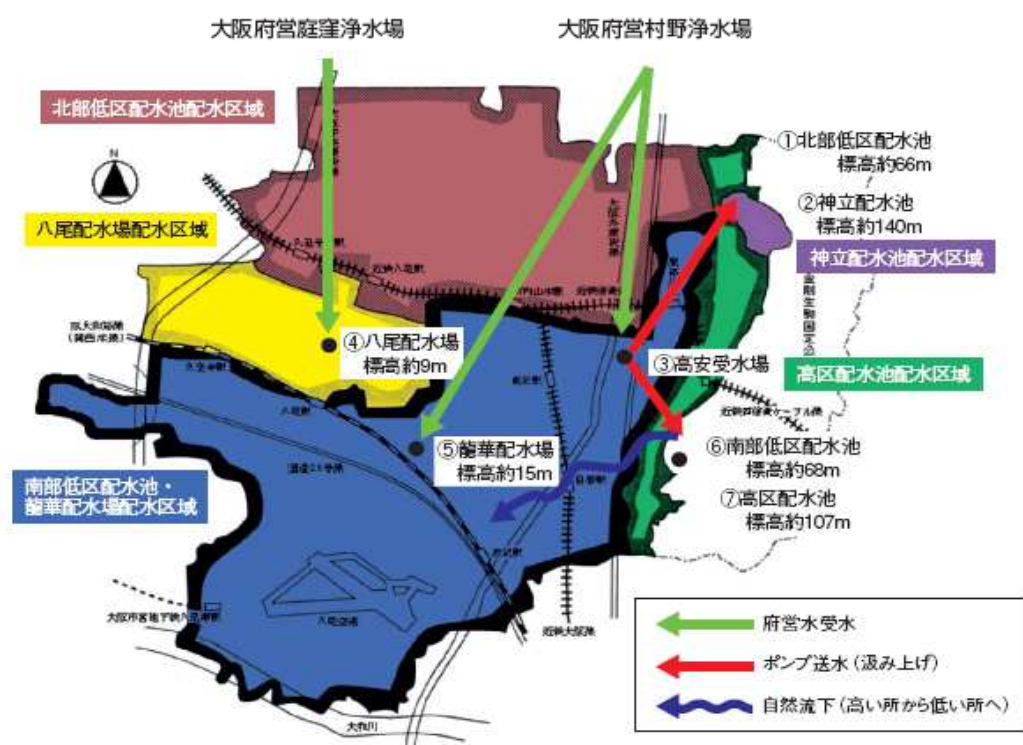
(水道事業沿革)	
	内容
昭和14年	八尾町上水道事業 一般給水開始 龍華町上水道事業 一般給水開始
昭和23年	八尾市誕生 八尾市水道課が発足
昭和25年	第1次拡張事業に着手
昭和26年	大阪府営水道から一部沈澱水を受水
昭和30年	大阪府営水道から浄水を受水
昭和31年	地方公営企業法の適用 八尾市水道事業所を設置
昭和33年	第2次拡張事業に着手
昭和36年	八尾市水道局を設置 大阪市と行政協定を締結(水道給水協力成立。竹濑・平野分岐)
昭和38年	第3次拡張事業に着手
昭和41年	高安受水場が完成
昭和42年	「八尾市水道事業の設置等に関する条例」が施行 南部低区配水池が完成
昭和44年	高区配水池、神立ポンプ場、神立配水池が完成
昭和46年	第4次拡張事業に着手 水道局庁舎が完成
昭和50年	八尾市浄水場(当時)と高安受水場間のテレメーター制御設備が完成
昭和53年	第5次拡張事業に着手
昭和54年	北部低区配水池が完成
昭和57年	八尾・龍華両浄水場(当時)の地下水汲み上げ停止 (大阪府公害防止条例に基づく措置) 大阪市からの分水区域を拡大(跡部分岐) 大阪市からの分水区域を一部廃止(平野区平野東)
平成7年	第6次拡張事業に着手
平成10年	大阪府営水道からの沈澱水受水廃止 大阪府営水道からの受水が高度浄水処理水へ切り替え
平成11年	大阪市からの分水が高度浄水処理水へ切り替え
平成15年	龍華配水場が完成
平成18年	大阪市からの分水停止(大阪府営水道から市内全量受水)

(ii) 受水・配水の方法

市は大阪府営水道から、「高度浄水処理水」を受水している。大阪府営水道の村野浄水場(枚方市)で処理された水は、高安受水場及び龍華配水場へ、庭窪浄水場(守口市)で処理された水は、八尾配水場へと2系統の送水管を通して送られる。

高安受水場からは水をポンプで高安山中腹部にある北部低区配水池と南部低区配水池へ送り、自然流下方式でそれぞれ北部低区配水池配水区域及び南部低区配水池配水区域へ配水している。また、南部低区配水池からは高区配水池へ送り、より標高の高い高区配水池配水区域へ配水している。さらに、標高の高い神立配水池配水区域へは、この高区配水池配水区域から加圧ポンプにより神立配水池に送って配水している。

平坦部の多い龍華配水場配水区域と八尾配水場配水区域へは、それぞれ龍華配水場、八尾配水場からポンプで配水している。

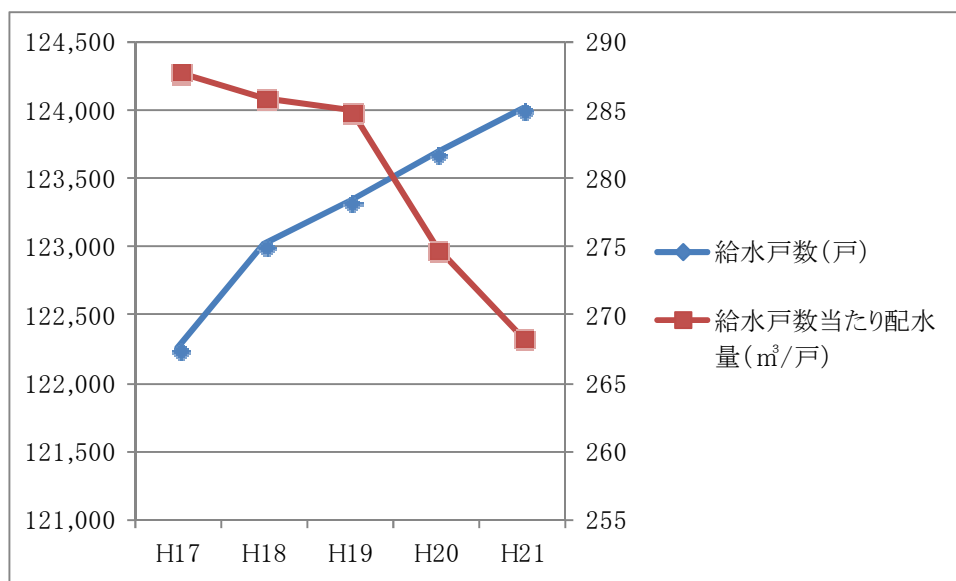


施設名称	建設年度	事業名	施設能力 (m ³)
八尾配水池(2-1号池)	昭和13年		1,950
八尾配水池1号池	昭和26年	第1次拡張	9,000
八尾配水池(2-2号池)	昭和35年	第2次拡張	26,750
高安受水場(受水1号池)	昭和41年	第3次拡張	54,780
南部低区配水池(1号池)	昭和42年		
高区配水池	昭和44年		
神立配水池	昭和44年		
神立ポンプ場	昭和44年	第4次拡張	109,200
八尾配水池(3号池)	昭和46年		
南部低区配水池(2号池)	昭和48年		
高安受水場(受水2号池)	昭和49年	第5次拡張	136,600
北部低区配水池(1号池)	昭和54年		
北部低区配水池(2号池)	昭和55年		
高安受水場・配水池	平成10年	第6次拡張	145,000
龍華配水場・配水池	平成15年		153,000

(iii) 上水道の普及率

市の給水状況の推移は下記のとおりである。

	H17	H18	H19	H20	H21
総人口(人)	274,119	273,883	273,292	272,469	272,024
給水人口(人)	274,052	273,816	273,226	272,408	271,973
給水戸数(戸)	122,251	123,014	123,334	123,689	124,013
給水栓数(栓)	99,918	100,601	100,715	100,942	101,039
普及率(%)	99.97	99.98	99.98	99.98	99.98
年間配水量(m ³)	35,181,772	35,173,687	35,147,757	33,999,866	33,278,068
年間有収水量(m ³)	33,368,031	33,276,112	33,048,713	32,444,261	31,750,544
給水戸数当たり配水量(m ³ /戸)	288	286	285	275	268



普及率は99.9%以上という高い水準で推移している。よって上水道の普及はほぼ完了しているといえる。

上水道は、一般家庭だけでなく、商工業を中心とする企業や医療・福祉施設等にも供給されているが、経済の低迷により倒産や転出が相次ぎ、近年大口需要者が一段と減少傾向にある。また、経費節減の観点から節水対策が各企業で講じられるようになっており、これも水需要の減少要因となっている。

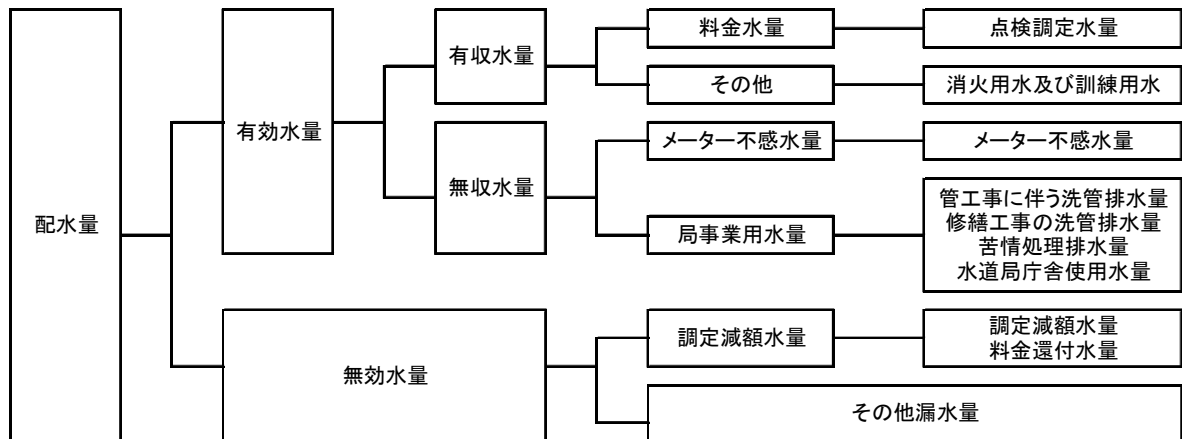
企業だけではなく、一般家庭・個人においても節水意識が浸透し、1世帯当たりの水道使用量は減少し続けている。

(iv) 配水量について

配水量には、料金化された水量、需要者に到達したものと認められる水量及び料金化されていなくとも局事業用に使用された水量等使用上有効とみなされる水量（これを「有効水量」という。）と、漏水等のために減額となった水量及び配水管・給水管の老朽化及び損傷等により漏水した水量等使用上無効とみなされる水量（これを「無効水量」という。）があり、有効水量には、料金もしくはこれに準ずるものの対象となった水量（これを「有収水量」という。）

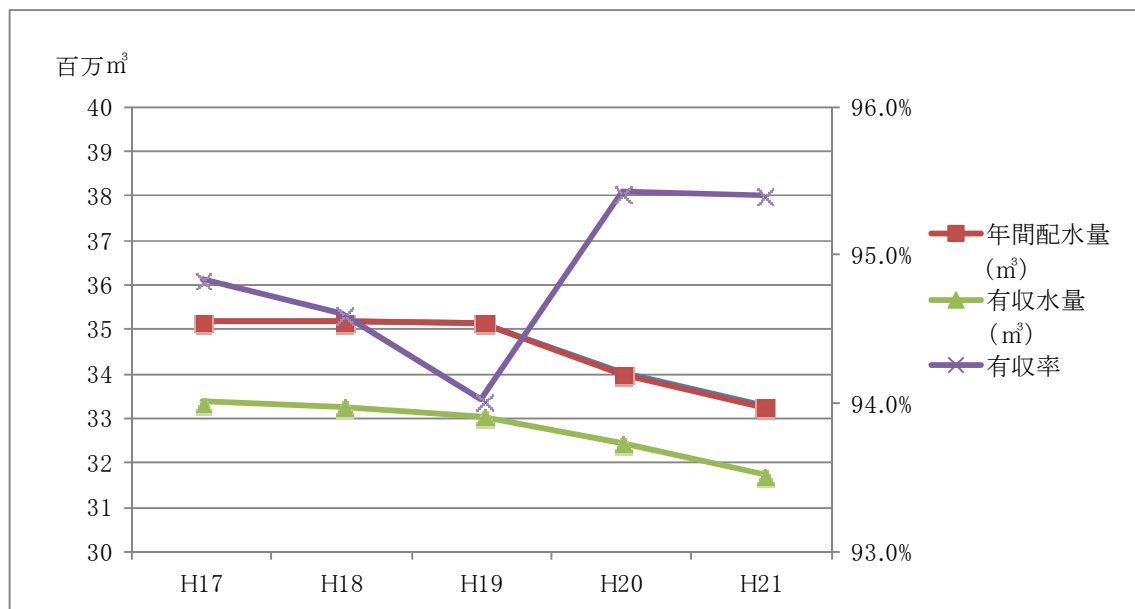
及び料金徴収の対象とならなかった水量（これを「無収水量」という。）がある。

（配水量の区分）



過去における年間配水量及び配水量に占める有収水量及び無収水量は下記のとおりである。

年度	受水量 (m^3)	年間配水量 (m^3)	有効水量 (m^3)	有効水量		無効水量 (m^3)	電力使用量 (kwh)	有効率	有収率
				有収水量 (m^3)	無収水量 (m^3)				
H17	35,185,152	35,181,772	34,387,051	33,368,031	1,019,020	794,721	7,514,735	97.7%	94.8%
H18	35,175,547	35,173,687	34,288,831	33,276,112	1,012,719	884,856	7,692,194	97.5%	94.6%
H19	35,152,129	35,147,757	34,059,420	33,048,713	1,010,707	1,088,337	7,765,948	96.9%	94.0%
H20	34,029,431	33,999,866	33,421,129	32,444,261	976,868	578,737	7,586,599	98.3%	95.4%
H21	33,280,697	33,278,068	32,707,812	31,750,544	957,268	570,256	7,290,515	98.3%	95.4%



使用上有効とみなされる水量のうち、料金もしくはこれに準ずるものの対象となった水量である有収水量の割合すなわち有収率を増加させることで、純利益は増加することになる。

しかし、有収率を増加させるためには、漏水調査を実施し、漏水の原因となる老朽化した

水道管の取替を行う必要があるが、有収率が95%以上ある現状において当該費用をかけるのは、費用対効果の点から必ずしも水道局の収支改善につながるとはいえない。

(v) 水道料金について

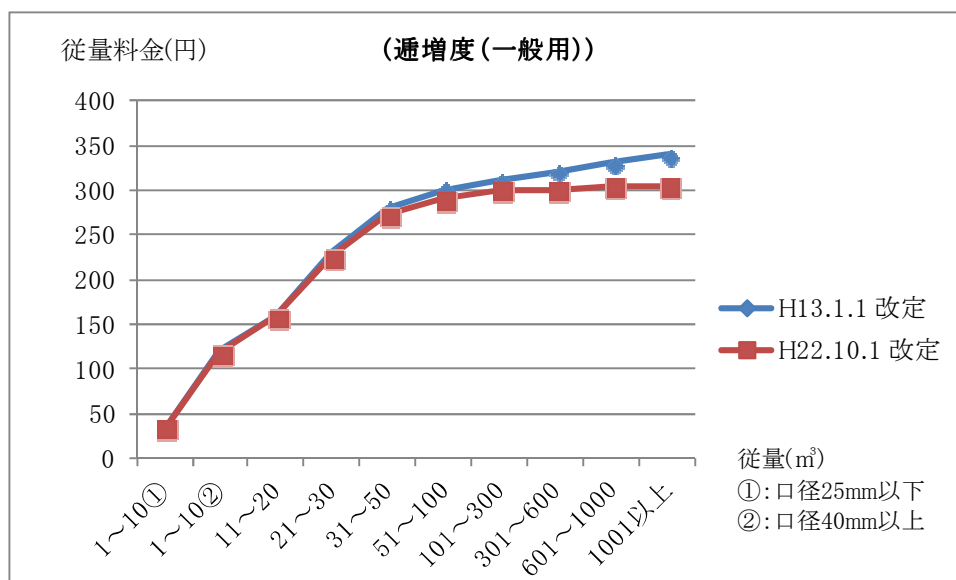
上水道の使用水量は2か月ごとの定例日に検針され、各月分の水量を均等とみなして各月の水道料金を算定し、毎月徴収される。なお、水道料金に関しては、八尾市水道事業給水条例において定められている。当初の料金体系は基本水量制及び量水器使用料制となっており、過去数回において改定が実施されている。また、平成13年に実施された料金改定により、基本水量制及び量水器使用料は廃止され、用途別・口径別料金体系に変更されている。

市における水道料金の推移は下記の通りである。

			S49.3.1	S51.10.1	S52.10.1	S56.12.1	H6.4.1
一般用	基本料金	8m ³	230	350	430	570	730
	超過料金 (1m ³ について)	9～10	40	50	65	80	100
		11～20	55	80	95	120	140
		21～30	60	110	125	160	200
		31～40	65	120	135	180	230
		41～50	65	130	145	200	255
		51～100	75	140	155	215	275
		101～300	85	160	175	230	290
		301以上	85	180	195	240	300
浴場用	基本料金	600m ³	13,800	21,000	27,000	33,000	38,000
	超過料金 (1m ³ について)	601～1000	45	55	70	85	105
		1001以上	50	85	100	120	140
臨時用	基本料金	8m ³	800	1,500	1,580	1,920	2,400
	超過料金(1m ³ について)		140	250	265	310	390
共用給水装置	基本料金	5m ³	130	200	250	300	380
	超過料金(1m ³ について)		40	50	65	75	95
メーター料	メーターの口径						
	13mm		-	-	-	-	-
	20mm		50	50	50	50	50
	25mm		75	75	75	75	75
	40mm		300	300	300	300	300
	50mm		450	450	450	450	450
	75mm		750	750	750	750	750
	100mm以上		1,000	1,000	1,000	1,000	1,000

				H13.1.1	H22.10.1
基本料金	メーターの口径				
	25mm以下			600	600
	40mm			3,000	3,000
	50mm			5,000	5,000
	75mm			10,000	10,000
	100mm			15,000	15,000
	125mm			18,000	18,000
	150mm			34,000	34,000
	200mm以上			47,000	47,000
従量料金 (1㎡について)	一般用 (㎡)	1～10	口径 25mm以下	35	34
			口径 40mm以上	120	118
		11～20		160	158
		21～30		230	225
		31～50		280	273
		51～100		300	290
		101～300		310	300
		301～600		320	300
		601～1000		330	305
		1001以上		340	305
	浴場用 (㎡)	1～300		55	53
		301～600		70	65
		601～1000		115	105
		1001以上		155	135
	臨時用			500	470

市においては大阪府より受水を行い各地域に給水を実施しているが、大阪府営水道の供給単価改定が実施され、受水単価が 88.10 円/m³から 78.00 円/m³に値下げされた。負担軽減額を使用者へ直接還元することを目的として、平成 22 年 10 月 1 日より従量料金に関して値下げが行われると同時に、逓増度が緩和されている。



通増度を緩和したことによる影響を水源状況の類似した事業体と比較することにより分析すると下記のとおりとなる。なお、各事業体において水道料金の体系が基本水量体系、量水器使用料体系、用途別体系、口径別料金体系といったように異なることから、一律に料金を比較するために、口径 13mm の給水管における使用水量の料金で比較する。

	10m ³		20m ³		50m ³	
	H22.9.30以前	H22.10.1以降	H22.9.30以前	H22.10.1以降	H22.9.30以前	H22.10.1以降
八尾市	997 (1)	987 (1)	2,677 (3)	2,646 (4)	10,972 (6)	10,741 (6)
堺市	1,207 (5)	1,102 (6)	2,782 (4)	2,415 (1)	9,870 (2)	9,187 (2)
大東市	1,109 (4)	1,036 (3)	2,579 (1)	2,506 (2)	9,509 (1)	9,016 (1)
門真市	1,228 (6)	1,092 (5)	3,055 (6)	2,919 (6)	11,339 (7)	11,203 (7)
阪南市	1,361 (8)	1,361 (8)	3,067 (7)	3,067 (7)	10,480 (5)	10,480 (5)
松原市	1,252 (7)	1,252 (7)	3,102 (8)	3,102 (8)	11,512 (8)	11,512 (8)
四條畷市	1,092 (3)	1,079 (4)	2,824 (5)	2,790 (5)	10,069 (3)	9,972 (3)
東大阪市	1,004 (2)	1,004 (2)	2,632 (2)	2,632 (3)	10,444 (4)	10,444 (4)

(括弧) 書きは水道料金の安い順

このように、市は通増度が他市と比較して高いことから、10 m³使用時における水道料金は最も低くなるが、50 m³使用時における水道料金は3番目に高い水準となる。

通増度の緩和により、大量に水道を使用することが予測される商工業を中心とする企業や医療・福祉等における水道の使用を促進することに繋がり、水道料金収入の増加に有効に働くと考えられる。

(vi) 水道料金の徴収について

(ア) 支払の方法

水道料金の支払い方法は口座振替制と納付制の2種類がある。口座振替制度では金融機関や郵便局の口座から自動的に引き落として水道料金の支払いがなされるため、料金滞納の可能性を減少させる方法としては有効である。一方、納付制度は水道局から送られてくる請求書に基づき、金融機関、近畿2府4県の区域内にある郵便局、コンビニエンスストアにおいて現金で支払う方法である。現在の料金の徴収に関して、口座振替制度が利用されている割合は下記の通りである。

年度	調定件数	定期振替				再振替			振替率	普及率 (年度末)
		請求	振替済	振替不能		請求	振替済	振替不能		
				解約	残不足					
H17	1,203,410	979,335	960,970	560	17,805	17,850	13,543	4,307	98.1%	81.8%
H18	1,211,409	980,197	962,449	510	17,238	17,280	13,049	4,231	98.2%	81.4%
H19	1,216,124	980,752	963,424	524	16,804	16,861	12,593	4,267	98.2%	81.0%
H20	1,219,157	976,810	959,118	505	17,187	17,201	12,887	4,314	98.2%	80.6%
H21	1,219,583	969,119	951,583	452	17,084	17,130	12,880	4,250	98.2%	80.2%

口座振替制度の普及率は平成17年度から徐々に減少している。この減少は、納付制においてはコンビニエンスストアでも支払可能であるという利便さからであると考えられる。

(イ) 水道料金の未納件数及び未納額の推移

水道料金は2か月に1度検針が実施され、口座振替もしくは直接納付により納付されることになるが、使用者の転居や所持金の不足、支払意思の欠如等さまざまな理由で滞納が生じる場合もある。水道料金の未納件数及び未納額の推移は以下のとおりである。

上段:件数 下段:千円	H21 年度末未収		H20 年度末未収		H19 年度末未収		H18 年度末未収	
6 年前	H16	3,298 16,878	H15	4,182 23,239	H14	3,933 20,962	H13	1,378 13,759
5 年前	H17	3,964 22,595	H16	3,716 19,794	H15	4,535 26,222	H14	4,239 23,388
4 年前	H18	5,964 27,682	H17	4,305 24,620	H16	4,080 22,169	H15	4,884 27,986
3 年前	H19	6,249 28,859	H18	6,659 32,925	H17	4,971 28,599	H16	4,651 25,491
2 年前	H20	7,003 40,512	H19	7,735 41,747	H18	8,338 51,425	H17	6,466 46,595
1 年前	H21(※)	219,921 969,458	H20(※)	221,129 1,000,061	H19(※)	220,763 1,029,472	H18(※)	221,648 1,048,522
5 年間 合計	5 年計 17～21	243,101 1,089,106	5 年計 16～20	243,544 1,119,148	5 年計 15～19	242,687 1,157,887	5 年計 14～18	241,888 1,171,982
4 年間 合計	4 年計 17～20	23,180 119,648	4 年計 16～19	22,415 119,087	4 年計 15～18	21,924 128,415	4 年計 14～17	20,240 123,460
調定額 (円)	H16	6,546,927	H15	6,500,129	H14	6,672,127	H13	6,733,370
	H17	6,505,147	H16	6,546,927	H15	6,500,129	H14	6,672,127
	H18	6,487,827	H17	6,505,147	H16	6,546,927	H15	6,500,129
	H19	6,385,964	H18	6,487,827	H17	6,505,147	H16	6,546,927
	H20	6,227,010	H19	6,385,964	H18	6,487,827	H17	6,505,147
	H21	6,001,741	H20	6,227,010	H19	6,385,964	H18	6,487,827
	5 年計 17～21	31,607,689	5 年計 16～19	32,152,875	5 年計 15～18	32,425,994	5 年計 14～17	32,712,157
	4 年計	25,605,948	4 年計	25,925,865	4 年計	26,040,030	4 年計	26,224,330
収納率	5 年計	96.55%	5 年計	96.52%	5 年計	96.43%	5 年計	96.42%
	4 年計	99.53%	4 年計	99.54%	4 年計	99.51%	4 年計	99.53%

(※)3 月末では請求していない調定金額を含む

水道料金に関しては、調定金額が多額となることから収納率自体は 90%を超えているが、未納金額だけで考えた場合、1 億円を超える未納金額が毎年残高として残っている。

平成 17 年度発生未納金額の各年度の残高推移を見た場合、未納金額を徐々に減少させていることが窺えるが、各年度の貸倒額で考えると、毎年 2 千万円前後について貸倒処理を実施している。（なお、水道料金については、債権が 5 年で時効を迎える下水道使用料と一体として徴収しているため、水道料金についての貸倒処理もこれにあわせて納期限より 5 年を経過したものについて行っている。）

水道料金について滞納が生じた場合の措置として、八尾市水道事業給水条例において「管理者は、料金、工事費その他この条例の規定によって納付しなければならない金額を期間内に納付しないときは、完納するまで、給水を停止することができる」とされている。具体的には「八尾市水道事業の水道料金の滞納者に係る給水停止に関する事務取扱要綱」において給水停止基準を定めているが、実際の給水停止の決定は個々の事情を勘案して決定されている。

また、水道料金の滞納に対する施策として、平成 21 年 4 月より給水停止に至る滞納期間を 6 か月から 4 か月に短縮しているほか、平成 22 年 6 月からは閉栓精算時の口座振替制度の導入や市内転居者の口座振替を自動継続するといった施策も実施されている。これらの施策により、閉栓時及び転居時の失念による未納の発生を防ぐほか、未納が発生した場合においても早期の納付を促す効果が期待できる。

(2) 水道事業会計

水道事業の経営は、地方公営企業法に基づく独立採算制となっている。経営に必要な費用は水道料金で、水道施設の拡張・改良にかかる費用は主に起債等で賄われている。

(水道事業会計の推移)

(単位:千円)

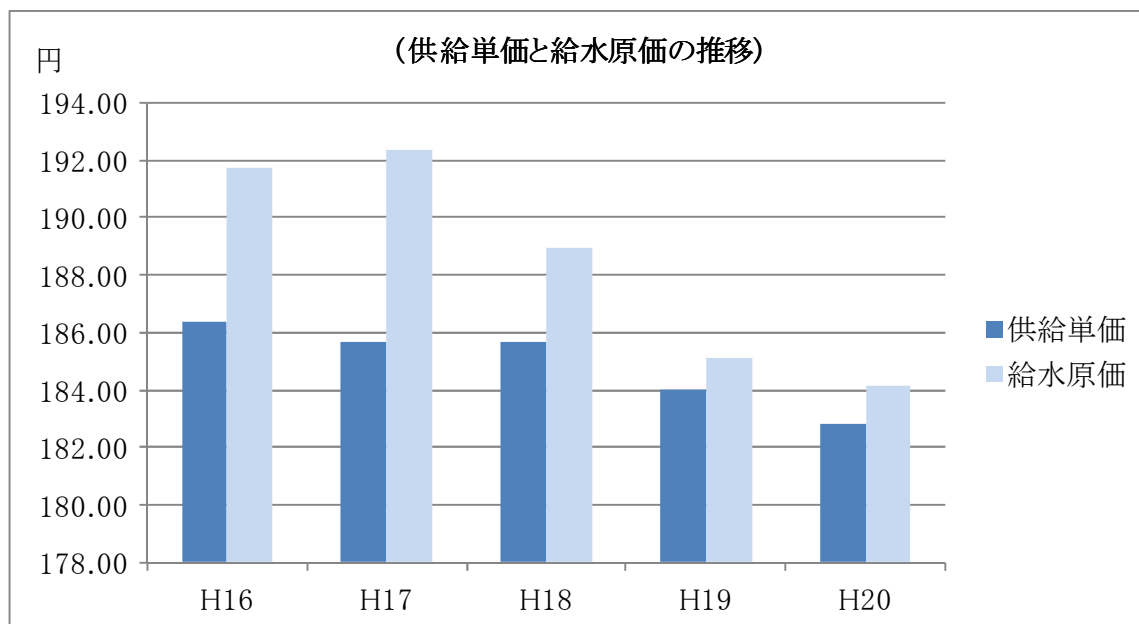
	H17	H18	H19	H20	H21
事業収益	7,230,916	7,048,158	6,828,997	6,695,684	6,435,449
営業収益	7,014,546	6,873,660	6,685,696	6,558,201	6,303,774
給水収益	6,195,838	6,179,340	6,082,327	5,930,945	5,717,280
水道料金	6,195,838	6,179,340	6,082,327	5,930,945	5,717,280
量水器使用料	0	0	0	0	0
受託工事収益	693,540	565,346	473,468	479,911	408,775
その他営業収益	125,168	128,974	129,901	147,345	177,719
他会計繰入金	27,186	26,894	25,584	26,878	68,824
負担金	88,734	93,761	96,698	112,678	102,423
その他	9,248	8,319	7,619	7,789	6,472
営業外収益	191,278	174,498	143,301	137,483	131,675
受取利息・配当金	51	2,116	3,991	1,320	1,138
国庫補助金	3,400	7,301	0	0	0
他会計補助金	15,478	1,730	1,982	1,992	2,171
加入金	168,790	150,750	126,430	126,860	117,052
雑収益	3,559	12,601	10,898	7,311	11,314
特別利益	25,092	0	0	0	0
その他特別利益	25,092	0	0	0	0
事業費用	7,074,720	6,852,241	6,575,475	6,422,818	6,233,124
営業費用	6,561,823	6,381,646	6,128,410	6,030,142	5,862,098
原水及び浄水費	3,464,462	3,448,119	3,416,939	3,308,178	3,229,195
配水費	348,254	326,205	298,003	341,646	271,577
給水費	326,605	286,766	278,886	260,302	265,514
受託工事費	655,328	563,621	456,727	447,982	405,958
業務費	364,967	353,341	338,456	319,521	309,780
総係費	582,051	565,412	506,491	527,973	520,497
減価償却費	786,480	785,386	784,207	788,011	801,124
資産減耗費	33,626	52,721	48,491	36,392	58,394
その他営業費用	50	75	210	137	59
営業外費用	512,897	470,595	447,065	392,676	371,026
支払利息及び企業債取扱諸費	446,673	419,994	396,271	335,243	322,170
雑支出	66,224	50,601	50,794	57,433	48,856
事業年度純利益	156,196	195,917	253,522	272,866	202,325

過去5年間に於いて純損失こそ発生していないが、水道料金収入は年々減少しており、減収額は平成20年度では年間約1億5千万円になっている。水需要が減少している現状を考えると、今後も水道料金の増加を見込むことは難しい。

事業毎の収益を考えても、水道事業にかかる赤字を利用者からの負担金等（水道利用加入金等）のその他営業収益や営業外収益で補填していることが窺える。この原因として、需要の減少の他に供給単価と給水原価の関係が考えられる。

ここで、供給単価とは、給水収益を有収水量で除したものであり、給水原価とは、受託工事費用を除外した経常費用を有収水量で除したものであり、1 m³あたりの単価を示す。

水道利用者から徴収する供給単価と経営上必要な経費である給水原価を比較すると、いずれの年度においても供給単価より給水原価の方が高くなっている。



・マンション等の給水停止措置について（意見）

前述のように、水道料金について滞納が生じた場合、個々の事情を勘案して給水停止措置をとるか判断される。この給水停止措置は、滞納を減少させる効果的な手段ということになる。

ただし、マンションの管理会社と給水契約している場合、水道料金を滞納しても給水停止措置は講じていない。これは、個々の住民は管理会社に水道料金を支払っていることが想定されるため、マンション全体の給水停止措置まで講じることはできないという理由によるものである。

市民にとって重要なライフラインであるため、4 か月の滞納をもって即給水停止措置を講じるのは確かに困難であるが、マンション全体での契約になると滞納が生じた場合金額が多額となるため、そのような特殊な契約形態において滞納が生じた場合の対応策をマニュアル化するなど、新たな対応策を充分検討すべきある。

・水道料金の見直しについて（意見）

水道事業は市民生活に身近で不可欠なサービスであり、公共の福祉の観点から、市は受益者に安全で低料金のサービスを継続的に提供する義務がある。一方で、地方公営企業として健全経営を確保して運営する必要も存在する。人口や水需要の減少によって水道料金収入は徐々に減少していくと想定される現状において健全な経営を確保するためには、適正な料金水準設定と料金徴収率の向上に向けた努力が重要である。

人件費や工事費の抑制、予算のマイナスシーリングにより供給単価と給水原価の差額は年々減少しているが、依然として供給単価に比して給水原価が上回っており、供給に比例して赤字が発生する体質となっている。水道事業の健全化のために、受益者負担の観点から適正に必要なコストを積算し水道料金の見直しを行う時期が到来しているのではないだろうか。

1 1. 幼稚園入園料・保育料

(1) 幼稚園事業の概要

(i) 幼稚園事業の概要

幼稚園は、義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとして、学校教育法第1条に定められた学校であり、満3歳から小学校就学前までの幼児を対象とした教育機関である。公立幼稚園は、小学校や中学校等と同じように学校教育法で位置づけられているものの、義務教育ではなく、市町村の設置義務がない点が、他の「学校」とは異なっている。

なお、私立幼稚園に関しては、私立の小学校、中学校と同様に、都道府県知事の所管となっている（学校教育法第4条）。

〈1〉根拠法令等

根拠法令等は、以下のとおり。

- ・ 学校教育法
- ・ 学校教育法施行規則
- ・ 幼稚園教育要領
- ・ 幼稚園設置基準
- ・ 昭和31年文部省令第32号、最終改正平成7年文部省令第1号
- ・ 八尾市立幼稚園設置条例
- ・ 八尾市立幼稚園園則
- ・ 八尾市立幼稚園保育料等に関する条例
- ・ 八尾市立幼稚園保育料等に関する条例施行規則

〈2〉目的

幼稚園は、義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとして、幼児を保育し、幼児の健全やかな成長のために適当な環境を与えて、その心身の発達を助長することを目的とする（学校教育法第22条）。

〈3〉対象年齢

幼稚園は、満3歳から小学校就学の始期に達するまでの幼児を対象としている（学校教育法第26条）。

〈4〉教職員の配置

幼稚園には園長、教頭及び教諭を置かなければならない（学校教育法第27条第1項）。特別の事情のあるときは、教諭に代えて助教諭又は講師を置くことができる（学校教育法第27条第10項）。

〈5〉学級定員

1学級は原則として35人以下となっている（幼稚園設置基準第3条）。

〈6〉保育時間

幼稚園の毎学年の教育週数は、特別の事情のある場合を除き、39 週を下ってはならず（学校教育施行規則第 75 条）、教育時間は 1 日 4 時間が標準となっている（幼稚園教育要領）。

〈7〉管理運営者

管理運営者は、原則として、市町村等の設置者である。

〈8〉施設・設備の基準

施設・設備の基準は、「幼稚園設置基準」において定められており、以下のとおりである。

（施設・設備の基準）

園舎	園舎は、2 階建以下を原則とする（幼稚園設置基準第 8 条第 1 項）。
	園舎及び運動場は、同一の敷地内又は隣接する位置に設けることを原則とする（幼稚園設置基準第 8 条第 2 項）。
施設 及び 設備 等	幼稚園には、次の施設及び設備を備えなければならない。ただし、特別の事情があるときは、保育室と遊戯室及び職員室と保健室とは、それぞれ兼用することができる（幼稚園設置基準第 9 条第 1 項）。
	(1) 職員室
	(2) 保育室
	(3) 遊戯室
	(4) 保健室
	(5) 便所
	(6) 飲料水用設備、手洗用設備、足洗用設備
	幼稚園には、学級数及び幼児数に応じ、教育上、保健衛生上及び安全上必要な種類及び数の園具及び教具を備えなければならない（幼稚園設置基準第 10 条第 1 項）。
	幼稚園には、次の施設及び設備を備えるように努めなければならない（幼稚園設置基準第 11 条）。
	(1) 放送聴取設備
	(2) 映写設備
	(3) 水遊び場
	(4) 幼児清浄用設備
	(5) 給食施設
	(6) 図書室
	(7) 会議室

〈9〉収支構造

市立幼稚園運営にかかる収支構造は、以下のとおりである。収入のうち、入園料及び保育料は、利用者が負担するものであるが、支出を全額賄うことができないため、一般財源である市費により補われている。支出の大半は、園長や教諭等の運営人件費である。

(市立幼稚園の収支構造)

収入	支出
入園料及び保育料	運営人件費
+	+
市費	運営物件費及び施設整備費
(一部交付金措置されている)	

(ii) 大阪府における幼稚園事業との比較

〈1〉保育料等

平成 17 年度の国勢調査によれば、市は、人口は約 27 万人と府下で 8 番目の市町村であるが、私立幼稚園が 7 園しかなく、公立幼稚園 19 園が幼児教育の中核を担っている。

府内の公立幼稚園の平均保育料は約 103,000 円であり、それに比べ八尾市立幼稚園の保育料 93,500 円は約 1 万円低くなっている。また、順位も 35 市中 25 番目となっており、比較的低い保育料であるといえる。

(府内の公立幼稚園園児数等の比較表)

(ヶ所、組、人)

(円)

市	公立幼稚園									
	園数	園児数	学級数	職員数	園児数/園	職員数/学級数	職員数/園数	園児数/職員数	入園料	保育料年額
大阪市	60	5,182	217	365	86.4	1.7	6.1	14.2	5,500	109,200
岸和田市	23	1,503	64	90	65.3	1.4	3.9	16.7	5,000	96,000
高槻市	23	1,641	57	121	71.3	2.1	5.3	13.6	7,000	132,000
八尾市	19	1,641	65	112	86.4	1.7	5.9	14.7	3,000	93,500
東大阪市	19	1,945	69	136	102.4	2.0	7.2	14.3	5,000	78,000
吹田市	16	1,080	42	77	67.5	1.8	4.8	14.0	0	84,000
茨木市	14	1,325	49	67	94.6	1.4	4.8	19.8	7,000	120,000
羽曳野市	14	968	45	74	69.1	1.6	5.3	13.1	0	84,000
富田林市	13	712	36	74	54.8	2.1	5.7	9.6		96,000
堺市	11	1,543	55	87	140.3	1.6	7.9	17.7	10,000	120,000
枚方市	11	1,014	37	68	92.2	1.8	6.2	14.9	5,000	110,000
貝塚市	9	618	23	28	68.7	1.2	3.1	22.1		108,000
寝屋川市	9	735	28	56	81.7	2.0	6.2	13.1	0	120,000
松原市	9	669	30	41	74.3	1.4	4.6	16.3	3,000	72,000
藤井寺市	9	545	23	40	60.6	1.7	4.4	13.6		96,000
泉南市	9	474	26	35	52.7	1.3	3.9	13.5		108,000
泉大津市	8	1,280	52	71	160.0	1.4	8.9	18.0	3,000	110,000
豊中市	7	917	33	58	131.0	1.8	8.3	15.8	9,000	120,000
守口市	7	381	17	42	54.4	2.5	6.0	9.1	0	132,000
柏原市	7	379	19	32	54.1	1.7	4.6	11.8	3,000	90,000
大阪狭山市	7	465	23	27	66.4	1.2	3.9	17.2	0	84,000
和泉市	6	472	21	40	78.7	1.9	6.7	11.8	6,500	110,000
箕面市	6	467	23	29	77.8	1.3	4.8	16.1	0	96,000
高石市	6	360	15	28	60.0	1.9	4.7	12.9	0	93,500
池田市	4	523	17	35	130.8	2.1	8.8	14.9	8,000	120,000
泉佐野市	4	538	22	39	134.5	1.8	9.8	13.8	9,000	110,000
門真市	4	277	14	22	69.3	1.6	5.5	12.6	1,500	120,000
阪南市	4	474	20	32	118.5	1.6	8.0	14.8	0	110,000
摂津市	3	328	12	29	109.3	2.4	9.7	11.3	7,000	120,000
羽曳野市	3	148	8	9	49.3	1.1	3.0	16.4	0	84,000
大東市	2	283	8	16	141.5	2.0	8.0	17.7	0	96,000
四条畷市	2	164	8	15	82.0	1.9	7.5	10.9	3,000	108,000
河内長野市	1	68	3	4	68.0	1.3	4.0	17.0	0	96,000
府内平均	11	882	36	61	86.5	1.7	6.0	14.7	-	約103,000

(平成20年度教育調査紀要第71号(大阪府教育委員会事務局))

(入園料・保育料については、八尾市幼稚園審議会第1回及び第6回会議資料)

〈２〉減免制度

減免制度等は、以下のとおりである（八尾市幼稚園審議会第６回会議資料）。市では、減免対象者である生活保護、市民税非課税、市民税所得割非課税のいずれの世帯に対しても全額減免を実施しているため、減免総額が府内で最も多い。また、１件あたりの減免金額も１件当たり 90 千円と高い水準にある。

（八尾市立幼稚園の保育料等の減免について）

件数	減免総額	減免割合	減免総額/件数
203 件	18,466 千円	11.6%	90 千円/件

（iii）市における幼稚園事業の現況

〈１〉市立幼稚園の設立経過

大正 14 年 7 月 1 日、「幼児に善良なる習慣を会得させるため、家庭教育を補助し、尋常小学校に入る基礎を創ること」を目的に、大阪府中河内郡八尾町立八尾幼稚園（現在の八尾市立八尾幼稚園）が設立された。その後、園児数の増加により 24 園となったが、少子化により平成 8 年に 5 園を統廃合し、現在は 19 園となっている。

〈２〉幼児数・園児数・学級数の推移

市における市立幼稚園の入園対象となる幼児数は、減少傾向にある。そのため、市立幼稚園の園児数も減少傾向が続いており、就園率も、低下傾向にある。

（幼児数の推移）

（人）

	H8	H13	H18	H22	H26(注)
5 歳児	2,662	2,768	2,709	2,483	2,316
4 歳児	2,684	2,808	2,695	2,335	2,216
合計	5,346	5,576	5,404	4,818	4,532

（園児数の推移）

（人）

	H8	H13	H18	H22	H26(注)
5 歳児	915	1,003	913	820	680
4 歳児	845	880	859	654	620
合計	1,760	1,883	1,772	1,474	1,300
就園率	32.9%	33.8%	32.8%	30.6%	28.7%

(学級数の推移)

(学級)

	H8	H13	H18	H22	H26(注)
5 歳児	33	39	37	36	28
4 歳児	31	34	34	29	26
合計	64	73	71	65	54

(注)平成 26 年度は予測値。

(平成 22 年 7 月 八尾市幼稚園審議会答申)

〈3〉設置状況

少子化により平成 8 年に 5 園を統廃合し、現在は 19 園となっており、市全域に配置されている。

〈4〉園児数及び学級数の推移

八尾市立幼稚園別の園児数、学級数、及び 1 学級あたり園児数の推移は、以下のとおりである。幼稚園設置基準第 3 条によって、1 学級は原則として 35 人以下となっているため、1 学級あたり園児数は 35 人を下回っているが、35 人を大きく下回る 25 人以下の幼稚園が増加傾向にある。

(平成22年5月1日時点の八尾市立幼稚園別 園児数の推移表)

(単位:人)

	H19			H20			H21			H22		
	総数	4歳	5歳	総数	4歳	5歳	総数	4歳	5歳	総数	4歳	5歳
八尾	72	35	37	79	41	38	74	33	41	84	50	34
山本	79	33	46	73	37	36	77	40	37	70	25	45
用和	84	44	40	82	33	49	71	38	33	59	19	40
久宝寺	55	24	31	49	26	23	49	23	26	51	26	25
竜華	139	73	66	149	70	79	142	68	74	131	59	72
大正	103	50	53	84	33	51	112	38	35	66	25	41
安中	74	36	38	73	38	35	71	36	41	76	37	39
南高安	107	51	56	98	47	51	98	57	51	105	45	60
高安	53	26	27	49	22	27	74	23	26	55	30	25
曙川	125	58	67	115	55	60	77	51	61	92	38	54
北山本	59	30	29	57	25	32	97	36	27	54	19	35
南山本	110	53	57	107	47	60	77	50	52	102	50	52
志紀	130	62	68	112	48	64	111	59	52	106	47	59
高美	85	36	49	78	42	36	87	35	43	68	32	36
長池	105	45	60	96	47	49	80	37	49	63	24	39
東山本	129	65	64	120	53	67	99	50	50	97	41	56
美園	80	45	35	73	28	45	86	36	33	74	35	39
永畑	108	53	55	101	46	55	76	43	49	84	40	44
西山本	48	28	20	46	19	27	72	23	19	37	12	25
合計	1,745	847	898	1,641	757	884	1,575	776	799	1,474	654	820

(平成22年5月1日時点の八尾市立幼稚園別 学級数の推移表)

(単位:学級)

	H19			H20			H21			H22		
	総数	4歳	5歳	総数	4歳	5歳	総数	4歳	5歳	総数	4歳	5歳
八尾	3	1	2	4	2	2	3	1	2	4	2	2
山本	3	1	2	4	2	2	4	2	2	3	1	2
用和	4	2	2	3	1	2	3	2	1	3	1	2
久宝寺	2	1	1	2	1	1	2	1	1	2	1	1
竜華	5	3	2	5	2	3	5	2	3	5	2	3
大正	4	2	2	3	1	2	4	2	2	3	1	2
安中	4	2	2	3	2	1	4	2	2	4	2	2
南高安	4	2	2	4	2	2	4	2	2	4	2	2
高安	2	1	1	2	1	1	2	1	1	2	1	1
曙川	4	2	2	4	2	2	4	2	2	4	2	2
北山本	2	1	1	2	1	1	3	2	1	3	1	2
南山本	4	2	2	4	2	2	4	2	2	4	2	2
志紀	4	2	2	4	2	2	4	2	2	4	2	2
高美	4	2	2	4	2	2	3	1	2	3	1	2
長池	4	2	2	4	2	2	4	2	2	3	1	2
東山本	4	2	2	4	2	2	4	2	2	4	2	2
美園	3	2	1	3	1	2	3	2	1	4	2	2
永畑	4	2	2	4	2	2	4	2	2	4	2	2
西山本	2	1	1	2	1	1	2	1	1	2	1	1
合計	66	33	33	65	31	34	66	33	33	65	29	36

(平成22年5月1日時点の八尾市立幼稚園別 1学級当たりの園児数の推移表)

(単位:人/学級)

	H19			H20			H21			H22		
	総数	4歳	5歳	総数	4歳	5歳	総数	4歳	5歳	総数	4歳	5歳
八尾	24.0	35.0	18.5	19.8	20.5	19.0	24.7	33.0	20.5	21.0	25.0	17.0
山本	26.3	33.0	23.0	18.3	18.5	18.0	19.3	20.0	18.5	23.3	25.0	22.5
用和	21.0	22.0	20.0	27.3	33.0	24.5	23.7	19.0	33.0	19.7	19.0	20.0
久宝寺	27.5	24.0	31.0	24.5	26.0	23.0	24.5	23.0	26.0	25.5	26.0	25.0
竜華	27.8	24.3	33.0	29.8	35.0	26.3	28.4	34.0	24.7	26.2	29.5	24.0
大正	25.8	25.0	26.5	28.0	33.0	25.5	28.0	19.0	17.5	22.0	25.0	20.5
安中	18.5	18.0	19.0	24.3	19.0	35.0	17.8	18.0	20.5	19.0	18.5	19.5
南高安	26.8	25.5	28.0	24.5	23.5	25.5	24.5	28.5	25.5	26.3	22.5	30.0
高安	26.5	26.0	27.0	24.5	22.0	27.0	37.0	23.0	26.0	27.5	30.0	25.0
曙川	31.3	29.0	33.5	28.8	27.5	30.0	19.3	25.5	30.5	23.0	19.0	27.0
北山本	29.5	30.0	29.0	28.5	25.0	32.0	32.3	18.0	27.0	18.0	19.0	17.5
南山本	27.5	26.5	28.5	26.8	23.5	30.0	19.3	25.0	26.0	25.5	25.0	26.0
志紀	32.5	31.0	34.0	28.0	24.0	32.0	27.8	29.5	26.0	26.5	23.5	29.5
高美	21.3	18.0	24.5	19.5	21.0	18.0	29.0	35.0	21.5	22.7	32.0	18.0
長池	26.3	22.5	30.0	24.0	23.5	24.5	20.0	18.5	24.5	21.0	24.0	19.5
東山本	32.3	32.5	32.0	30.0	26.5	33.5	24.8	25.0	25.0	24.3	20.5	28.0
美園	26.7	22.5	35.0	24.3	28.0	22.5	28.7	18.0	33.0	18.5	17.5	19.5
永畑	27.0	26.5	27.5	25.3	23.0	27.5	19.0	21.5	24.5	21.0	20.0	22.0
西山本	24.0	28.0	20.0	23.0	19.0	27.0	36.0	23.0	19.0	18.5	12.0	25.0
合計	26.4	25.7	27.2	25.2	24.4	26.0	23.9	23.5	24.2	22.7	22.6	22.8

〈５〉歳入の状況

八尾市立幼稚園の保育料は、年額 93,500 円であり、平成 7 年度に改定されて以来、現在まで 14 年間据え置かれており、入園料についても、昭和 53 年に改定されて以来、現在まで 31 年間据え置かれている。

入園料及び保育料の収納状況は、以下のとおり、良好である。収納状況が良好な理由としては、八尾市立幼稚園保育料等に関する条例第 3 条において、保育料等の徴収を幼稚園長に委ねているため、園児の保護者と日常的に接しながら保育料等を徴収できるためである。なお、調定額は園児数の減少に伴って、下落傾向にある。

(保育料の推移)

(円)

年度	入園料	保育料	
		金額	据置期間
S51	1,000	27,500	2年
S53	3,000	38,500	5年
S58	3,000	60,500	2年
S60	3,000	71,500	10年
H7	3,000	93,500	14年
H21	3,000	93,500	—

(入園料収納状況)

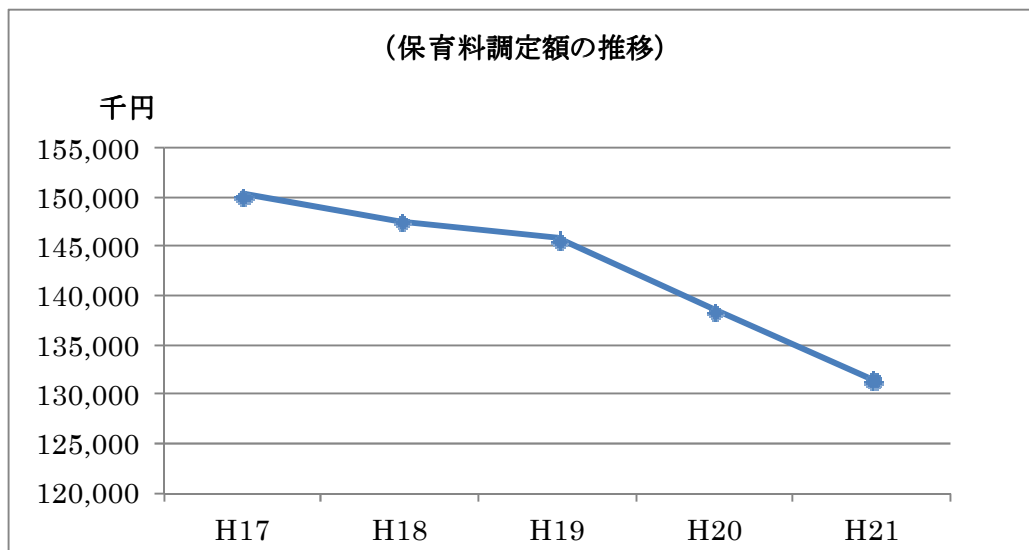
(千円)

		H17	H18	H19	H20	H21
現年	調定額	2,631	2,550	2,514	2,265	2,274
	収入済額	2,631	2,550	2,514	2,265	2,274
	未収入額	0	0	0	0	0
滞繰	調定額	0	0	0	0	0
	収入済額	0	0	0	0	0
	未収入額	0	0	0	0	0
合計	調定額	2,631	2,550	2,514	2,265	2,274
	収入済額	2,631	2,550	2,514	2,265	2,274
	不能欠損額	0	0	0	0	0
収入未済額		0	0	0	0	0

(保育料収納状況)

(千円)

		H17	H18	H19	H20	H21
現年	調定額	150,356	147,543	145,834	138,490	131,449
	収入済額	150,356	147,500	145,809	138,448	131,449
	未収入額	0	42	25	42	0
滞繰	調定額	0	0	42	59	102
	収入済額	0	0	8	0	13
	未収入額	0	0	34	59	88
合計	調定額	150,356	147,543	145,877	138,550	131,551
	収入済額	150,356	147,500	145,817	138,448	131,462
	不能欠損額	0	0	0	0	0
収入未済額		0	42	59	102	88



〈6〉歳出の状況

幼稚園費の内訳は、以下のとおりである。幼稚園費のうち、約 90%を報酬や給料等の人件費が占めている。幼稚園費の合計額は、学級数の減少等によって、人件費が減少傾向にあるため、年々減少している。

(幼稚園費の内訳)

(千円)

款	節	H19	H20	H21
幼稚園費	幼稚園費計	1,078,910	950,315	882,212
	報酬	28,650	28,745	25,530
	給料	534,986	461,327	432,230
	職員手当等	314,190	279,460	252,215
	共済費	111,403	92,793	87,714
	報償費	873	885	800
	旅費	1,800	1,649	1,468
	需用費	37,317	39,590	36,539
	役務費	3,446	3,454	2,641
	委託料	37,366	33,551	31,035
	使用料及び賃借料	2,932	2,669	2,533
	工事請負費	0	0	0
	原材料費	2,478	2,903	2,658
	備品購入費	2,481	2,343	5,959
	負担金補助及び交付金	956	922	869
	補償補填及び賠償金	24	17	14

・入園料及び保育料の値上げについて（意見）

まず、大阪府下の他の市と比較してみると、前述のとおり、大阪府下の公私立幼稚園の平均保育料は、約 103,000 円となっており、八尾市立幼稚園の保育料は約 1 万円低くなってお

り、順位も 35 市中 25 番目となっており、比較的低い保育料であるといえる。

次に、据置期間をみると、前述のとおり、八尾市立幼稚園の保育料は年額 93,500 円であり、平成 7 年度に改定されて以来、現在まで 14 年間据え置かれており、入園料についても、昭和 53 年に改定されて以来、現在まで 31 年間据え置かれており、他の使用料等の改定状況からしても、長期間据え置かれているといえる。

さらに、八尾市立幼稚園の入園料及び保育料を幼稚園費で除して、受益者負担割合を算定してみると、15%で推移しており、大半は市の負担のうえに成り立っていることがわかる。

(受益者負担割合)

(千円)

	H19	H20	H21
幼稚園費	1,078,910	950,315	882,212
園児数(人)	1,745	1,641	1,575
幼稚園費/園児数	618	579	560
保育料(収入済額)	145,809	138,448	131,449
入園料(収入済額)	2,514	2,265	2,274
保育料及び入園料/園児数	85	86	85
受益者負担割合	14%	15%	15%

一方、市も、八尾市幼稚園審議会の平成 22 年 7 月の答申を受けて、入園料及び保育料の改定を検討中であるが、幼稚園を巡っては、平成 22 年 6 月 29 日に少子化社会対策会議において「子ども子育て新システムの基本制度案要綱」が決定されている。これに基づき「子ども・子育て新システムの検討会議」の作業グループの下で、幼保一体化の制度の詳細について検討されており、入園料及び保育料の価格制度についても検討されているところである。

このように早期値上げは実施しにくい状況にはあるが、大阪府下の他市との比較、据置期間、及び受益者負担割合からすれば、八尾市立幼稚園の入園料及び保育料は値上げも検討すべきであり、制度変更が滞っている場合には、早期に対応されたい。また、現在の入園料及び保育料で据え置いている期間については、職員数の削減等に取り組み、歳出削減に努められたい。

・減免制度の見直しについて(意見)

前述のように、減免対象者である、生活保護世帯、市民税非課税世帯、市民税所得割非課税世帯のいずれに対しても、全額減免を実施しているため、減免総額が府下で最大である。また、1 件あたりの減免金額をみても、高い水準にある。府下の市の大半は、国の補助金(公立幼稚園の幼稚園就園奨励費に係る国庫補助限度額)と同等額程度を減免しているのみである。低所得者への負担に十分に配慮しつつも、近年の厳しい経済状況を鑑みれば、減免額の再検討も行うべきではないか。

12. 公有財産の活用

(1) 公有財産の有効活用の全国的な取り組み

(i) 公有財産

公有財産とは、地方公共団体の所有に属する財産をいう（地方自治法第238条）。公有財産は行政財産と普通財産の2種類に分類され、行政財産とは、地方公共団体において公用または公共用に供し、又は供することと決定した財産であり、普通財産とは、行政財産以外の一切の公有財産（地方自治法第238条第3項、第4項）をいう。公有財産の取得又は管理については、地方公共団体の長が総合的に調整する権限を有する（地方自治法第238条の2）。

(ii) 行政財産及び普通財産

行政財産は、行政目的達成のために利用されるものであり、原則として貸付、交換、売却、譲渡、信託等はできないが（地方自治法第238条の4第1項）、その用途または目的を妨げない限度において、国、他の地方公共団体その他政令で定めるものに対し、政令で定める用途に供させるため、政令で定めるところにより、行政財産を貸し付け、またはこれに地上権を設定することができる（地方自治法第238条の4第7項）。一方、普通財産は、貸付、売却、譲渡、信託等の対象にすることができる（地方自治法第238条の5）。

行政財産と普通財産は、同じく公有財産に属するが、目的を異にするものであるので、取得から管理、処分に至るまで、明確な区分が必要である。

(iii) 公有財産の有効活用

従来は、ある行政目的のために新たな施設等の必要性が生じた場合には、用地買収後に施設等を建設してきたが、厳しい財政状態の下では、保有している低・未利用地の転用により公有財産の有効活用を図るとともに、新たな歳出を抑制することが求められる。また、転用が困難な場合や長期間にわたって転用計画がないのにも関わらず維持費用が多額に上る場合には、財政健全化のために公有財産の賃貸や処分も検討すべきである。

そのために地方公共団体では、従来の縦割り行政を打破し公有財産を有効活用するため、財産活用課といった名称で有効活用を横断的に担う部署を設ける取り組みがある。さらに、公有財産活用検討委員会といった委員会を設置し、財産活用方針を策定の後、年に数回低・未利用の公有財産の有効活用を協議する例もみられる。

(iv) ファシリティ・マネジメント

ファシリティ・マネジメントとは、土地・建物・設備といったファシリティを対象として、経営的な視点から設備投資や管理運営を行うことにより、施設に係る経費の最小化や施設効用の最大化を図ろうとする活用のことである。

国も、ファシリティ・マネジメントに関して注目しており、平成18年度には、国土交通省

社会資本整備審議会建築分科会において、「国家機関の建築物を良質なストックとして整備・活用するための官庁営繕行政のあり方について」を発表し、ファシリティ・マネジメントの重要性を説明している。さらに、財務省も、平成 22 年 6 月 18 日に発表した、『「新成長戦略」における国有財産の有効活用について』において、「現下の厳しい財政事情を踏まえながら庁舎等施設の効率的な使用を図るため、国有財産の維持管理においてファシリティ・マネジメントの手法を取り入れる。具体的には、保全状況の監査を実施し、維持管理コストの把握・分析を行った上で、維持管理、更新投資等マネジメントにかかる計画（ライフサイクル・プラン）を作成し、庁舎等施設の多機能化や集約化も含めたコスト圧縮に努める。」としている。

地方公共団体も、北海道、青森県、福島県、三重県、大阪市、佐倉市等で、ファシリティ・マネジメントに取り組む例がみられる。

特に福島県においては、ファシリティ・マネジメントを歳入確保と歳出削減の両面から捉えており、歳入確保において、以下のような取り組みを実施している。

必要性	バブル経済崩壊後、ファシリティ・マネジメントの根本といえる不動産(土地、建物)に対する考え方が大きく変わってきている。1つめは、不動産に対する価値観の変化であり、「所有」から「運用」へ、建物の適切な維持管理による「長寿命化」へ移行していること。2つめは、財産に対して、ファシリティ・マネジメントによる総合的で合理的かつ迅速な管理、さらには顧客満足度を高める管理が求められていることである。 また、「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」では、地方公共団体の取り組みとして、資産及び債務の実態を把握し、これらの管理に関する体制の状況を確認することや、資産及び債務に関する改革の方向性並びに改革を推進するための具体的な施策を策定することが定められている。 これらの状況を踏まえれば、県有財産に関する様々な課題を解決するため、総合的な管理手法であるファシリティ・マネジメントの考え方を取り入れ、部局等を超えた横断的かつ総合的な県有財産の最適活用システムの構築に取り組み、経営効率、業務効率を改善するとともに、安全安心の信頼性を高め、知的生産性、地球環境への貢献度を速やかに向上させていく必要がある。
効果	県有財産の現況を把握し、行政の経営的視点に基づいて、その配置・質・量などを最適化。 施設関連費の削減。 執務環境や建物の設備状況を把握することで、室内配置や空調・給排水設備が改善できる上に、ファシリティの集約により管理業務の効率化が図られることから、職員満足度・業務効率が向上し、知的生産性も向上。 県有財産情報の一元化を一層進めることにより、予見に基づく日常的な管理及び非常事態に即応できる全庁体制が充実し、施設の安全性・信頼性がより向上。 建物の快適性、充実度が増すなど総体的に行政サービスの質が上がり、県民満足度が向上。 適切な管理運営・計画的な維持保全によって、エネルギー消費、解体に伴って発生する廃棄物の排出量を抑制し、地球環境保全へ貢献。

目的	福島県県有財産最適活用計画は、歳入確保及び歳出削減の両面から県有財産の最適な活用を図りながら、県有財産に関する様々な課題解決を目指し、行財政改革に資することを目的とする。	
基本方針	部局等を超えた経営的視点に立つ。	
	県有財産全般にファシリティ・マネジメントの考え方を導入し、取り組めるところから取り組む。	
	財政的負担軽減効果の高いものを優先する。	
	企業等及び市町村との協働を進める。	
歳入確保	処分	県有財産を最大限に活用できるよう、売却等による計画的、積極的な処分を行う。
	広告	様々な媒体を対象として掲出をする。
	ネーミング ライツ	施設命名権を導入する。
	有料賃貸化	駐車場等の一部有料化を進める。
	その他	行政財産の有効活用に当たり、公募制度を導入する仕組みづくりを進める。

(平成 21 年度福島県県有財産最適活用計画より抜粋)

一般に歳入確保は、どの地方公共団体においても検討されているが、他との違いは、上記効果にも書かれているように、公有財産情報の一元化を進め、全体を見通した上で、最適化が達成できているかである。

例えば、ある部署で当年度に 1 区画の遊休土地が 100 m²発生し、一方で当該部署が次年度から実施する新事業に 80 m²の土地の利用を計画していたと仮定する。従来であれば、縦割行政のため、20 m²は余分であるもののすべて新事業に当該遊休土地を利用することになるが、ファシリティ・マネジメントを導入し県有財産情報の一元化が図られると、他の部署の計画していた 100 m²の土地を利用する事業に利用されることになり、20 m²の過剰投資が避けられることになる。

このように、ファシリティ・マネジメントの導入により、公有財産情報の一元化、全体最適化が果たされ、その過程で全体最適に不要な財産が処分されることになり、歳入確保にも資するものである。

（２）市の公有地の有効活用の状況

（い）八尾市における公有地の有効活用の概要

八尾市では、公有地の有効活用を図るべく、平成 13 年度より公有地有効活用検討委員会が編成され、平成 21 年 1 月までに公用、公共用等に活用されていない 43 物件の有効活用について検討を行い、それぞれの行政目的の用途に活用すべき物件についてはその用途に供し、利用計画のない物件については平成 18 年度より 5 ヶ年の処分計画方針に基づき処分執行を進めている。

さらに、各部局所管課において公用及び公共用目的で管理運用されている土地についても、適正管理と有効活用を図る観点から、まずは各部局所管課がその土地の利活用状況を検証するが、検証の結果、未利用地や今後行政目的がなくなることが見込まれる土地であるものは、公有地有効活用検討委員会による検討対象地とされ、有効活用が図られている。

各部局所管課に対する調査は、公用・公共用として管理運営している公有地について、①未利用地（施設用地全体又は一部）の存在の有無、②行政目的がなくなり不用地となることが見込まれる土地の有無を以下のような形式により実施している。

□報告書					
(1)未利用地(1 有り・2 無し)に該当する番号を○で囲んでください。					
1 有りの場合、内容を下記に記入して下さい。					
施設名 等	所在地 番	地目	面積 (㎡)	現状	現在の所管部・所管課での計画等その他特 記事項
(2)今後不用品となることが見込まれる土地(1 有り・2 無し)に該当する番号を○で囲んでください。					
1 有りの場合、内容を下記に記入して下さい。					
施設名 等	所在地 番	地目	面積 (㎡)	現状	現在の所管部・所管課での計画等その他特 記事項

（ii）公有地有効活用検討委員会

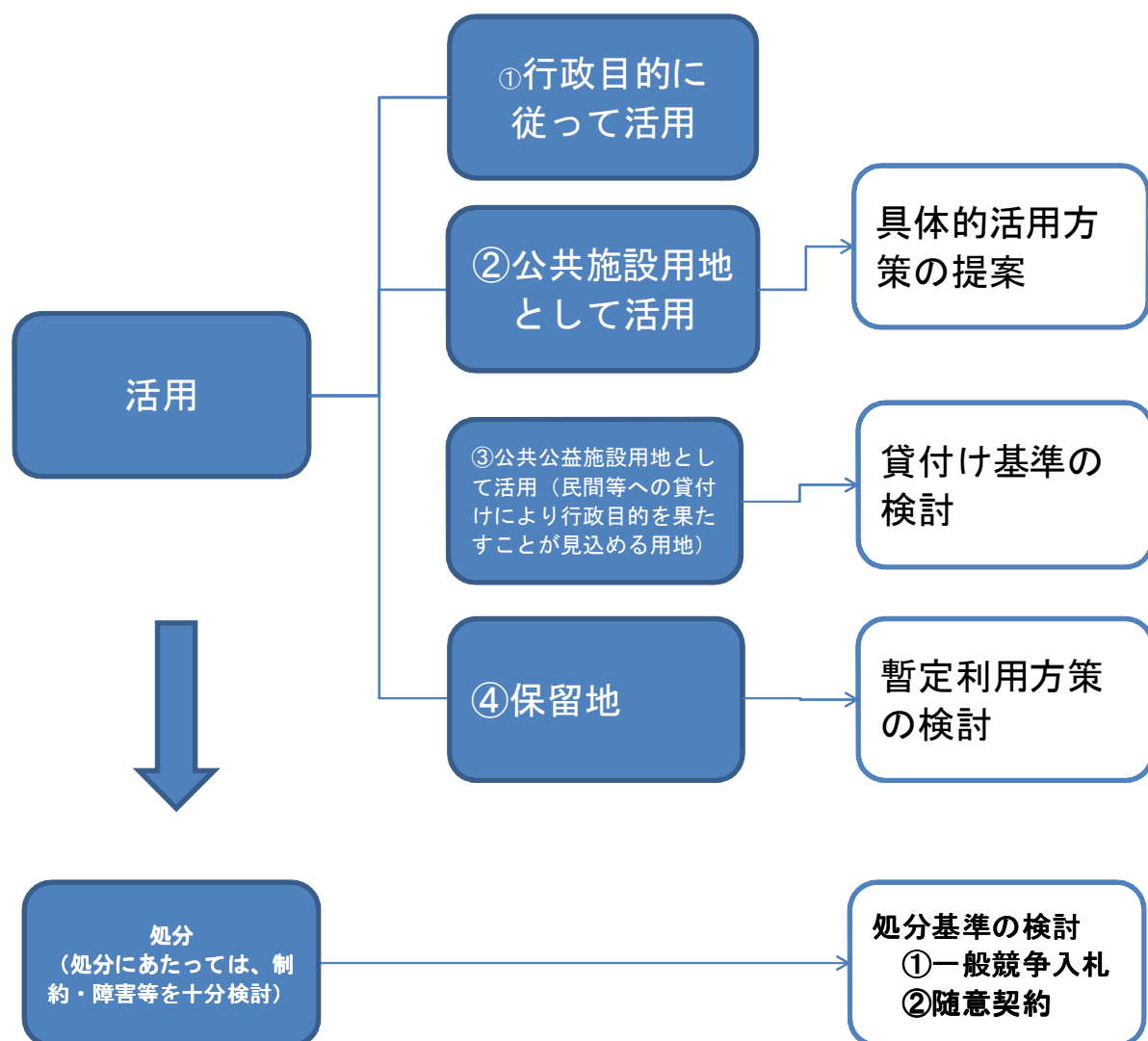
公有地有効活用検討委員会は、委員長、副委員長及び委員で構成され、委員長は市長が指名する副市長をもって充て、副委員長は委員長が指名する者をもって充てる（八尾市公有地有効活用検討委員会設置要綱第3条第1項、第2項）。委員は、政策推進担当部長、総務部長、財政部長、人権文化ふれあい部長、こども未来部長、建築都市部長、土木部長、学校教育部長で構成されており、庶務は財政部財産活用課において行われている（八尾市公有地有効活用検討委員会設置要綱第3条第3項、第6条）。

有効活用検討方針は、厳しい財政状況のなか、売却することによって財源を確保することも重要であるが、公有地は公共のもつ数少ない重要な地域資源の1つであるという認識の下、以下のような基本方針に基づき検討が行われている。

①	市の施策展開に活用することが有効な公有地は、極力これを優先する。
②	①が困難な場合は、施策誘導も含め、市行政以外で公共的なものに活用できないかを検討する。
③	①、②とも困難な公有地については、処分を検討する。

このような基本方針に基づき、具体的な活用方針としては、まず活用のパターンとして以下の4類型に分類し、検討を行っている。以下の4類型に該当しない用地については、制約及び障害等を十分検討のうえで処分とされる。

①	本来の行政目的に従って活用するもの
②	新たな活用目的が明確で、市の公共施設用地として活用するもの「公共施設用地」
③	行政での直接活用は困難であるが、民間などに貸付けることにより行政目的で果たすことが見込まれるもの「公共公益施設用地」
④	現在のところ活用目的が明確でないが、将来、公共あるいは公共公益施設用地としての活用が期待できるもの「保留地」



(iii) 検討財産の処理状況

平成 21 年度より前の公有地有効活用検討委員会における検討財産の処理状況は、以下である。有償貸付等で利用中のもの含め処理済が 32,309 ㎡、58.6%となっている。

(処理状況)	(㎡)	
方針検討中	8,357	15.2%
H23 年度以降売却予定。	12,371	22.4%
有償貸付等で利用中。	6,524	11.8%
公募中。随意契約交渉中。	2,123	3.8%
処理済み。	25,785	46.7%
合 計	55,160	100%

(公有地有効活用検討委員会による検討財産の処理状況)

①平成 15 年 2 月中間報告分

当初時点						平成 22 年 3 月 31 日現在
番号	物件 番号	名称等	所在地	面積 (㎡)	方針等	処理顛末等
1	A1	地下鉄八尾南駅 前若林 15 号用 地	若林町 1 丁目	2,781	保留地	有償貸付 H21. 4. 1～ 23. 3. 31、以後の方針検 討中。
2	A2	地下鉄八尾南駅 前元大正川遊水 地	若林町 1 丁目	697	保留地から変更	処分済み。
3	A3	地下鉄八尾南駅 前大正川調節池	若林町 1 丁目	3,742	公共公益施設用地	有償貸付中。
4	A4	南小坂合区画整 理保留地	青山町 3 丁目	148	保留地から検討	H21 年度処分不調。H22 年 度常時公募により売却予 定。
5	A5	萱振曙川線残地	高美町 7 丁目	555	処分	処分済み。
6	A6	新家町 5 丁目用 地	新家町 5 丁目	6,189	公共施設用地	H22. 4. 1 より上部は市の運 動広場、地下は調節池。
7	A7	元南高安幼稚園 三和分園移転用	教興寺 6 丁目	986	公共施設用地	公園用地として活用中。
8	B1	元第一公益質屋	本町 5 丁目	247	保留地	集会所用地として活用 中。
9	B2	旧第 2 別館	本町 3 丁目	1,549	公共施設用地	H23 年度以降の処分を検 討中。
10	B3	旧市立病院	南太子堂 2 丁目	10,403	処分	H21 年度処分不調。
				7,705	公共公益施設用地	H22. 4. 1 より保育所開所。 他はコミセン、道路等。
11	B4	旧給食センター	千塚 2 丁目	3,198	保留地	行政用倉庫として暫定活 用。H22. 4. 1 より府へ目的 外使用許可。
12	B5	緑ヶ丘住宅用地	緑ヶ丘 5 丁目	2,482	処分	処分済み。
13	B6	旧桂青少年会館 分館	桂町 1 丁目	2,573	保留地から変更	H21 年度処分実施見送り、 当面は保有。
14	C1	市立太田保育所 予定用地	太田 6 丁目	1,453	公共施設用地	太田第 1 公園用地として 活用。

(公有地有効活用検討委員会による検討財産の処理状況)

②平成 17 年 2 月報告分

当初時点						平成 22 年 3 月 31 日現在
番号	物件番号	名称等	所在地	面積 (㎡)	方針等	処理顛末等
1	B7	高砂町 2 丁目管理地	高砂町 2 丁目	98	処分	処分済み。
2	B8	高砂町 2 丁目管理地	高砂町 2 丁目	120	処分	H20、21 年度処分不調。 H22 年度常時公募による 売払実施中。
3	B9	高砂町 3 丁目管理地	高砂町 1 丁目	112	処分	処分済み。
4	B10	南本町 7 丁目管理地	南本町 7 丁目	64	処分	処分済み。
5	B11	南本町 8 丁目管理地	南本町 8 丁目	12	処分	処分済み。
6	B12	高美町 7 丁目管理地	高美町 7 丁目	118	道路用地	道路用地として管理換え。
7	B13	南本町 8 丁目管理地	南本町 8 丁目	268	処分	処分済み。
8	B14	南本町 8 丁目管理地	南本町 8 丁目	195	処分	処分済み。
9	B15	南本町 8 丁目管理地	南本町 8 丁目	274	処分	処分済み。
10	B16	南本町 7 丁目管理地	南本町 7 丁目	148	処分	処分済み。
11	B17	南本町 7 丁目管理地	南本町 7 丁目	148	処分	処分済み。
12	C2	青山町地内公共用地	青山町 2 丁目	75	処分	処分済み。
13	C3	青山町地内公共用地	青山町 3 丁目	165	保留地から変更	処分済み。
14	C4	青山町地内公共用地	青山町 4 丁目	229	処分	処分済み。
15	C5	青山町地内公共用地	青山町 4 丁目	428	処分	処分済み。
16	C6	青山町地内公共用地	青山町 5 丁目	187	処分	処分済み。
17	C7	青山町地内公共用地	青山町 5 丁目	144	処分	処分済み。
18	C8	青山町地内公共用地	南小坂合町 4 丁目	145	処分	処分済み。
19	C9	幸町地内公共用地	幸町 4 丁目	139	処分	H22 公社から買戻し。 H23 年度以降処分実施 予定。
20	C10	桂町地内公共用地	桂町 3 丁目	91	保留地から変更	H20、21 年度随契処分 不調。H22 年度引続き実 施中。

21	C11	高砂町地内公共用地	高砂町 1 丁目	278	処分	H22 公社から買戻し。 H23 年度以降処分実施予定。
22	C12	高砂町地内公共用地	高砂町 1 丁目	298	処分	H20、21 年度処分不調。 H22 年度常時公募による 売払実施中。
23	C13	高砂町地内公共用地	高砂町 1 丁目	511	保留地	保留地(公社からの買戻しが必要)(H20 年度から 無利子貸付に変更)。
24	C14	幸町地内公共用地	幸町 3 丁目	592	処分	処分済み。
25	C15	安中町地内公共用地	安中町 9 丁目	1,465	保留地から変更	H22 年度常時公募による 売払実施中。
26	C16	南本町地内公共用地	南本町 8 丁目	114	処分	処分済み。
27	C17	南本町地内公共用地	南本町 9 丁目	2,072	保留地	保留地(公社からの買戻しが必要)(H20 年度から 無利子貸付に変更)。公 用・公共用施設として活 用も検討中。

(公有地有効活用検討委員会による検討財産の処理状況)

③検討追加分

当初時点						平成 22 年 3 月 31 日現在
番号	物件番号	名称等	所在地	面積 (㎡)	方針等	処理顛末等
1	D1	北亀井町 3 丁目管理地	北亀井町 3 丁目	509	処分	処分済み。
2	D2	北亀井町 3 丁目管理地	北亀井町 3 丁目	1,247	処分	処分済み。
3		桂町 5 丁目管理地	桂町 5 丁目	87	処分	処分済み。
4	※B8	高砂町 2 丁目管理地	高砂町 2 丁目	12	処分	処分済み。
5	※B8	高砂町 2 丁目管理地	高砂町 2 丁目	14	処分	処分済み。
6		桂町 2 丁目管理地	桂町 2 丁目	65	処分	処分済み。
7	※C10	桂町地内公共用地	桂町 3 丁目	4	処分	処分済み。

※分筆し処分したことを示している。

平成 21 年度からの公有地有効活用検討委員会での検討対象地は、以下である。

(H21 年度からの公有地有効活用検討委員会での検討対象地)

①新規検討対象地

番号	施設名等	所在地番	面積 (㎡)	現状	所管課	備考	事務局等からの報告 (平成 22 年 7 月 31 日時点)
1	公共事業 代替用地	桜ヶ丘 1 丁目	333	文化会 館駐輪 場	文化国際課	・土地開発公社 から買戻し必要。	公共施設用地とし て活用。所管課か ら予算要求済み。
2	都塚寄附 受地	都塚 4 丁 目	1,215	農地	財産活用課		「高齢者ふれあい 農園としての活用」 を暫定利用として 検討中。
3	空港 1 丁 目地内公 共用地	空港 1 丁 目	2,172	更地	政策推進課	・土地開発公社 から買戻し必要。	

②今後検討対象地(現在未利用地)

番号	施設名等	所在地番	面積 (㎡)	現状	所管課	備考	事務局等からの報告 (平成 22 年 7 月 31 日時点)
4	南久宝寺 ③	南久宝寺 2 丁目	1,868	事業用 地(更 地) (無接道 地・里道 接続)	都市整備課	・都市計画道路 久宝寺線地権者 が代替地として希 望。 ・「やわらかい区 画整理」等の活 用検討中。 ・H22 年度には結 論を出す。	所管課の考えどお りに進める。
5	南久宝寺 ④	南久宝寺 1 丁目	1,193	事業用 地(更 地) (無接道 農地)	都市整備課	・面的整備検討。 ・H22 年度には結 論を出す。	所管課の考えどお りに進める。
6	南久宝寺 ⑤	南久宝寺 2 丁目	1,331				
7	南久宝寺 ⑧	南久宝寺 2 丁目	814				
8	南久宝寺 ⑦	南久宝寺 2 丁目	611	事業用 地(更 地) (市道に 接道)	都市整備課	・都市計画道路 久宝寺線地権者 が代替地として希 望。 ・「やわらかい区 画整理」等の活 用検討中。 ・H22 年度には結 論を出す。	所管課の考えどお りに進める。
9	南久宝寺 ⑥	渋川町 6 丁目	217				

10	南久宝寺 ⑨	南久宝寺 3 丁目	1, 666	自転車 駐車場	都市整備課	・恒久的な自転車 駐車場として利用 予定。 ・土地開発公社 から買戻し必要。	所管課の考えどお りに進める。
11	南久宝寺 ⑩	龍華町 1 丁目	857	事業用 地(更 地)及び 自転車 駐車場	都市整備課	・自転車駐車場と して機能継続の 判断必要。 ・土地開発公社 から買戻し必要。	所管課の考えどお りに進める。

③今後不用となることが見込まれる土地

番号	施設名等	所在地番	面積 (㎡)	現状	所管課	備考	事務局等からの報告 (平成 22 年 7 月 31 日時点)
1	萱振住宅	旭ヶ丘 5 丁目	723	公用車 駐車場	住宅管理課	・萱振住宅機能 更新計画の見直 しの中で検討。	一部道路及び公 園として整備し、他 は公用車駐車場と して活用するため、 健康福祉部へ所 管換えする。
2	高安保育 所	教興寺 3 丁目	1, 247	保育所 用地	保育施設課	・H21 年 4 月 1 日 より保育所民営 化より不用地とな る。 ・建物は老朽化に より取壊す。 ・活用計画未定。	H22 年度処分実 施予定。
3	亀井保育 所	亀井町 2 丁目	1, 786	保育所 用地	保育施設課	・H21 年 4 月 1 日 より保育所民営 化より不用地とな る。 ・建物は老朽化に より取壊す。 ・活用計画未定。	地域要望あるた め、検討中。

・公有地の有効活用について（意見）

市では、前述のように、公有地の有効活用を図るべく、公有地有効活用検討委員会において、平成 18 年 1 月までに公用、公共用等に活用されていない 41 物件の有効活用について検討を行い、それぞれの行政目的の用途に活用すべき物件についてはその用途に供し、利用計画のない物件については平成 18 年度より 5 ヶ年の処分計画方針に基づき処分執行を進めている。これにより、処分及び有償貸付等利用中で処理済みと考えられるものが、55,160 ㎡のうち、32,309 ㎡、58.6%となっている（検討追加分の処分を含む。）。

しかし、平成 21 年度より新たに 16,033 ㎡が検討財産に追加されており、処理済みの 2,271 ㎡を除いた 13,762 ㎡が実質的に検討財産に追加されており、36,613 ㎡の公有地の有効活用

が図られていない。

その内、売却処分の方針が出ているものが 15,741 m²あるので、実質的には 20,872 m²が有効活用されていない。さらにその内、7,278 m²は八尾市土地開発公社が保有しており、毎年金融機関への支払利息分が簿価に加算されている。

これに対して、市では、公有地有効活用検討委員会の委員を、政策推進担当部長、総務部長、財政部長、人権文化ふれあい部長、こども未来部長、建築都市部長、土木部長、学校教育部長が担当しており、横断的な体制により、公有地の有効化を図っているところであるが、取り組みが十分とはいえない。

(3) 八尾市土地開発公社の先行取得用地の状況

(i) 先行取得用地の明細

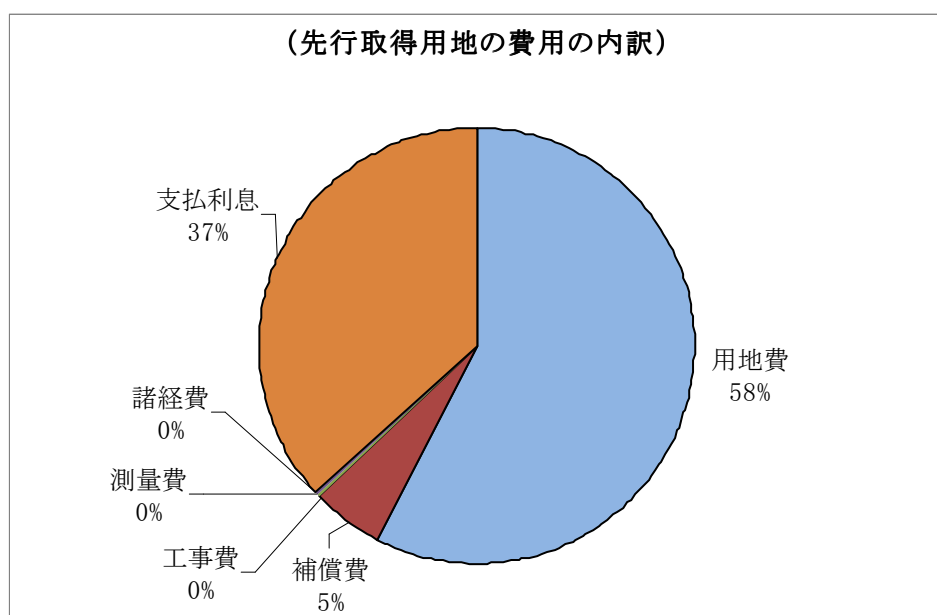
八尾市土地開発公社が先行取得している公有用地は、以下のとおりである。総面積が 14,619 m²、期末簿価は 5,377 百万円となっている。期末簿価は、市が平成 22 年 3 月末日時点で先行取得用地を買い戻すとした場合に必要となる金額を示しており、期末簿価のうち当初の地権者からの買収金額を示す用地費が 3,07892 百万円 (5858%)、金融機関からの借入による支払利息が、1,963 百万円 (37%) である。

期末簿価に支払利息が含まれているのは、八尾市土地開発公社が当初の地権者から用地買収する際に金融機関から借入れており、市が当該先行取得用地を買い戻した時点で、金融機関に返済するために、用地買収から買戻しまでの期間の支払利息が用地費に累積していくためである。すなわち、八尾市土地開発公社は、市の要請により市が行政目的に利用する公有用地を先行取得しており、用地買収から買戻しまでの期間の支払利息は、市が負担することになるためである。

(平成 22 年 3 月末日現在の先行取得用地明細表)

番号	事業名	取得年度	面積(m ²)	期末簿価 (百万円)	内訳(百万円)					
					用地費	補償費	工事費	測量費	諸経費	支払利息
1	都市計画道路八尾中央線	S49-H10	1,436	458	309			3	1	145
2	都市計画道路 JR 八尾駅前線	S60	931	488	157	102			1	226
3	都市計画道路安中教興寺線	S48-49	414	551	37	65				448
4	都市計画道路安中山ノ井線	S55-H21	1,287	312	106	50	11			144
5	久宝寺線整備	H20	1,242	421	279	32				8

6	志紀駅前西交通 広場事業用地	H3-4	559	1,266	948		0	0	1	315
7	市道久宝寺第13 号線歩道拡幅	H21	49	8	8					0
	道路事業用地合 計		5,920	3,40721	1,84762	251	11	3	4	1,288
8	南久宝寺地区公 共用地	H10	2,522	482	446				0	34
9	八尾市立教育サ ポートセンター整 備事業用地	H13	365	68	63			0	0	3
10	公共事業代替用 地	H13	333	65	61					3
11	空港一丁目地内 公共用地	H4	2,172	263	204	6	1	1	3	46
12	幸町地内公共用 地	S56	136	26	12			0		13
13	高砂町地内公共 用地	S49-S58	823	200	57	31		1		109
14	南本町地内公共 用地	S58	2,072	849	383		2	1		461
	その他事業用地 合計		8,427	1,955	1,230	37	3	4	4	674
	公有用地合計		14,347619	5,36377	3,07892	288	15	8	8	1,963



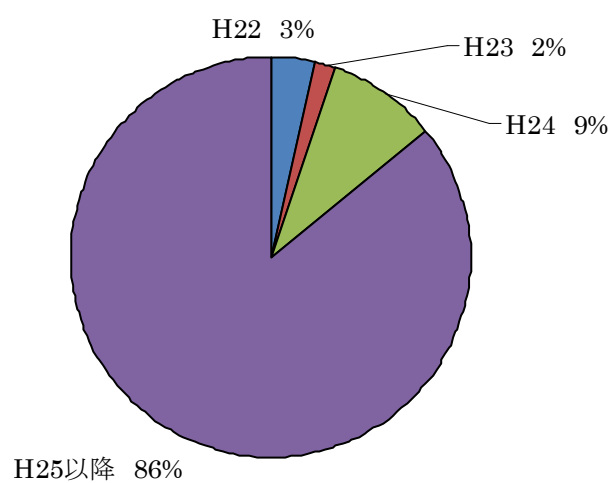
先行取得用地の買戻予定は、以下のとおりである。買戻年度が平成 25 年度以降のものが、金額ベースで全体の 86.5%、面積ベースで全体の 74.2%を占めている。

(先行取得用地の買い戻し予定年度及び財源)

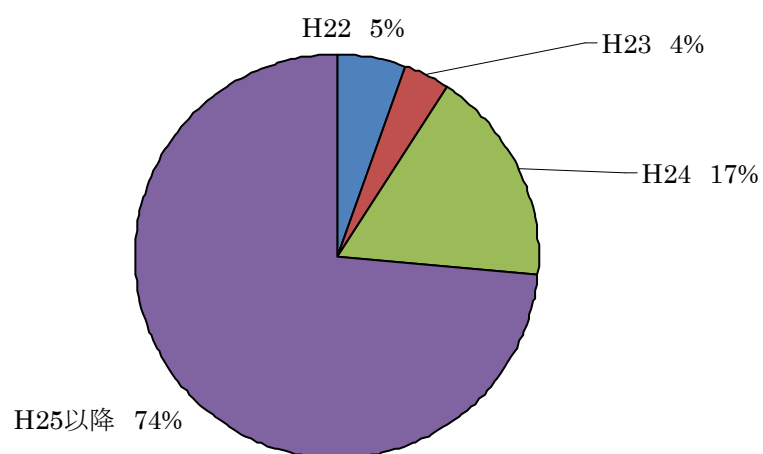
(単位:㎡、千円)

買 戻 年 度	事業 区分	事業名	面積	事業費	財源内訳				
					国庫	府	地方債	特定財源	一般財源
H22	道路 街路	市道久宝寺第13号線歩 道拡幅事業	49	9,145	1,000		5,600		2,545
	その他	文化会館駐輪場	334	67,875					67,875
	その他	幸町地内公共用地	136	27,308					27,308
	その他	高砂町地内公共用地	278	108,185					108,185
H22 合計			1,071	293,557	1,000	66,147	16,700		209,710
H23	その他	高砂町地内公共用地	545	98,043				15,657	82,386
H24	その他	南久宝寺地区公共用地	2,522	507,854					507,854
H25 以 降	道路 街路	都市計画道路八尾中央 線事業用地	1,436	502,955			433,400		69,555
	道路 街路	都市計画道路安中教興 寺線事業用地	414	605,052			521,400		83,652
	道路 街路	都市計画道路安中山ノ 井線事業用地	1,287	288,512			185,400		103,112
	道路 街路	都市計画道路JR八尾駅 前線事業用地	931	535,441			461,400		74,041
	道路 街路	志紀駅前西交通広場事 業用地	559	1,389,573			1,197,400		192,173
	道路 街路	久宝寺線整備事業用地	1,242	346,024			238,000		108,024
	その他	八尾市立教育サポート センター事業用地	365	73,952					73,952
	その他	公共事業代替用地	333	71,437					71,437
	その他	空港一丁目地内公共用地	2,172	289,068					289,068
	その他	南本町地内公共用地	2,072	866,322					866,322
H25 以降 合計			10,814	4,968,336	0	0	3,037,000	0	1,931,336

(買戻年度ごとの買戻金額の割合)



(買戻年度ごとの買戻面積の割合)



(ii) 八尾市土地開発公社の財政状態

八尾市土地開発公社の平成 22 年 3 月 31 日時点の貸借対照表は、以下のとおりである。

流動資産の公有用地 5,377 百万円と借入金合計 5,365 百万円が対となっており、公有用地が市に買い戻されると市から入金があり、この資金を借入金の返済に充当する構図がよく理解できる。

なお、短期借入金の内訳は、大阪中河内農業協同組合から 2,420 百万円、大阪東信用金庫から 2,000 百万円となっており、長期借入金は、全額市からの借入れである。市が八尾市土地開発公社に無利息で長期の貸し付けを行っているのは、前述のように、公有用地への支払利息の累積を軽減するためである。

貸借対照表				(平成 22 年 3 月 31 日)				(単位:百万円)			
1	流動資産			1	流動負債						
(1)	現金及び預金	266		(1)	短期借入金	4,420					
(2)	未収金	0		(2)	未払金	19					
(3)	公有用地	5,377		(3)	その他の未払金	0					
	<u>流動資産合計</u>		<u>5,644</u>	(4)	預り金	0					
				(5)	前受収益	0					
					<u>流動負債合計</u>		<u>4,440</u>				
2	固定資産			2	固定負債						
(1)	有形固定資産			(1)	長期借入金	945					
	車両その他の運搬具	0		(2)	退職給付引当金	24					
	減価償却累計額	0	0		<u>固定負債合計</u>		970				
(2)	無形固定資産				<u>負債合計</u>		<u>5,410</u>				
	電話加入権		0								
(3)	投資その他の資産			1	資本金						
	長期性預金	10			基本財産	10					
	退職給付引当特定預金	24			<u>資本金合計</u>		<u>10</u>				
	<u>投資その他の資産合計</u>		34								
	<u>固定資産合計</u>		<u>34</u>	2	準備金						
				(1)	前期繰越準備金	262					
				(2)	当期純損失	4					
					<u>準備金合計</u>		<u>257</u>				
					<u>資本合計</u>		<u>267</u>				
	<u>資産合計</u>		<u>5,678</u>		<u>負債資本合計</u>		<u>5,678</u>				

・八尾市土地開発公社の先行取得用地の早期有効活用について（意見）

八尾市土地開発公社の先行取得用地は、前述のように、期末簿価のうち当初の地権者からの買収金額を示す用地費が 3,092 百万円（58%）に対して、金融機関からの借入による支払利息が、1,963 百万円（37%）を占めている。さらに、先行取得用地の買戻予定は、買戻年度が平成 25 年度以降のものが、金額ベースで全体の 85%、面積ベースで全体の 72%を占めており、今後も支払利息が八尾市土地開発公社保有の先行取得用地に累積していくことが確実である。

市では、八尾市土地開発公社に無利息で資金を貸し付ける等、支払利息の圧縮に努めているが、抜本的な改善には至っていない。今後も、長期貸し付けを継続的に実施し、簿価の増加を防止することは、最低限必要な方策であるが、市の財政をこれ以上悪化させないためにも、さらに早期に抜本的な対策を講じる必要がある。

まず、道路事業用地については、都市計画との関係上、早期に有効活用を図ることは困難であるが、現在の財政状況を考慮の上、事業の実現可能性が低い用地については、都市計画の変更、事業用地の処分等の対策を講じられたい。また、その他の事業用地については、公有地有効活用検討委員会等により有効活用策が検討されているが、一部の事業用地について早期に有効活用を図られたい。

第3章 総 括

当年度の包括外部監査は、受益者負担の公平性の観点から踏まえ使用料、手数料の徴収がなされているか、国民健康保険料や市税等の滞納債権の管理は十分であるか、公有財産の有効活用の観点から未利用資産が網羅的に把握され、利用や処分の計画が合理的に策定されているかなど、総じて市の歳入確保のために重要と思われる事項に焦点を当てることとした。

昨今の厳しい財政状況に鑑み、縦割行政の弊害や手続面で公平性の確保が不十分な状況のために歳入確保の機会を逸している事実がないかを検討した。

受益者負担の公平性の観点からは、清掃事業や市営住宅事業、道路占用料等に関する課題を取り上げ、本来徴収すべき使用料・手数料が徴収されていない、あるいは低額であると考えられる点を指摘した。

滞納債権の回収管理の観点からは、特に金額的重要性が大きい市税と国民健康保険料を中心に市営住宅事業や下水道事業等も取り上げ、指摘を行った。

公有財産の有効活用の観点からは、八尾市土地開発公社の先行取得用地や公営住宅事業における遊休地等の課題にも触れ、指摘を行った。

なお、厳しい財政下においては、公有財産の現状を調査し、維持管理コストの把握・分析を行った上で、維持管理・更新投資等マネジメントにかかる計画（ライフサイクル・プラン）を作成し、庁舎等施設の多機能化や集約化も含めたコスト圧縮に努める、いわゆるファシリティ・マネジメントの重要性は増しており、公会計制度改革が進展する中で、市においても新しい財産管理の手法の導入の検討が近い将来必要になるものと思われる。

本報告書において指摘したものについて、今後の議論が活発となることを期待している。

最後に、事件（テーマ）「歳入の執行事務について」と直接関連するものではないが、受益と負担の公平性の観点から、地方自治体における一般的な課題として、公共施設の存廃にかかる意思決定のあり方について提言したい。

利用率が極端に低い施設や当初の設置目的が環境の変化により失われたのではないかとと思われるような施設が、存廃の議論はされるものの、結局は存続が決まり、少なからぬ維持管理のための財政支出負担が継続するというような事例が見受けられることがある。このような場合、存続させる根拠としては、施設利用者への配慮や存続への要望が強いためとされることも多い。

受益と負担の公平性とは、公平・公正な措置を行うことであり、サイレントメジャー（物言わぬ大多数）を含めた市民の意見・良識が反映されたものでなければならないことはいまでもない。

そのため、地方自治体においては、受益と負担の公平性の見直しを強力に推進し、意思決

定の過程を改革する試みが始まっている。例えば、有識者を中心とした仕分け人に事業の継続可否を議論させるような仕組みを導入した他市の事例もある。公共施設の建設・維持管理など多額の財政負担を伴う事業について、意思決定の過程に市民や有識者の参画を促すことは、受益と負担の歪みを解消するだけではなく、厳しい財政下で待ったなしの行財政改革を推進していかなければならない地方自治体にとって、解決策の一つの糸口になるものと思料する。

以 上